所沢市の環境

平成３０年度版

所　沢　市

はじめに

幸せって何でしょう。「成長」も「善」、「発展」も「善」、そして、「改革」も「善」として私たちは言葉を使ってきました。でも、それらは単なる手段であって、目的ではないはずです。では、目的は？

きっと人々の幸せでありましょう。では、幸せって何なのか？モノの豊かさ、金銭的な豊かさもありますが、それだけでは測れない、新たな尺度の幸せが見直されつつあるのではないでしょうか？

所沢市は、首都に近く通勤通学に便利な一方、武蔵野の面影を残す雑木林や狭山丘陵・航空記念公園などの豊かなみどり、農村の風景にも恵まれ、都市機能と自然と生活が調和した埼玉県南西部の中心的な都市として存在しております。この特長を大切に、常に「今の」そして「未来に生まれてくる子どもたちの幸せ」を意識して、施策を進めてまいります。また、大人たちが連帯して範を示し、ともに行動することで「善きふるさと」を継承してまいります。

本市では、人と自然が調和した、未来の子どもたちに残したいマチを目指し、平成 26 年３月に「マチごとエコタウン所沢構想」を策定し、ライフスタイルの見直しをも視野に入れて、「エネルギー」「みどり」「資源循環」の３つの分野の取組みを重点的に推進してきました。

この「所沢市の環境」は平成 29 年度の本市の環境施策の実施状況を取りまとめた年次報告書です。

平成 29 年度は、エネルギー分野において、埼玉県との連携事業「埼玉エコタウンプロジェクト」の一環である「電気自動車普及推進事業」として、電気自動車の無償提供によるモニター調査のほか、試乗会やシンポジウムなどを開催し、市域における交通の低炭素化を図りました。また、これまで本市で生み出してきた再生可能エネルギーをはじめとする環境にやさしい電力を市域に広めることで、自然に寄り添う持続可能な地域社会の実現等に寄与することを目的に「地域新電力事業」を推進し、地域新電力会社の設立に向け、研究会の発足や再エネ普及に係る包括連携協定の締結、事業構想・事業計画の策定などに取り組みました。

みどりの分野では、貴重なみどりを守るため、「駒ヶ原特別緑地保全地区」の指定拡大や「上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域」等の指定を推進したほか、現行の「所沢市みどりの基本計画」が平成 30 年度で終了することから、平成 31 年度からの新たな計画の施行のため、改定作業に着手しました。

資源循環の分野では、これまで市域を２分割していた「粗大ごみ収集事業」を見直し、収集から再生・頒布等を一体的に実施する「粗大ごみリユース拡大事業」を開始しました。東西クリーンセンターにおいては「長期包括運営委託契約」を締結し、安定した質の高い施設運営や効率性の向上を図りました。

「第２期所沢市環境基本計画」及び「マチごとエコタウン所沢構想」が平成 30 年度で終了することから、平成 29 年度より新計画の策定作業に着手しています。新計画は、マチエコの精神を環境行政全般にわたってさらに浸透させるため、環境基本計画とマチエコ構想を統合して策定します。

本書が、今後の所沢市の環境施策の土台になるとともに、市民や事業者の皆様をはじめ、多くの方々に本市の環境について、関心と理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

所沢市長　藤本　正人

目　次

第１章　総説
　第１節　市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　第２節　環境基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　第３節　マチごとエコタウン所沢構想～未来の子どもたちに残したいマチへ～・・　７
第２章　　環境の現況と施策の実施状況
　第１節　地球環境の保全
　　１－１　地球温暖化の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　１－２　その他の地球環境保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　第２節　循環型社会の形成
　　２－１　ごみの発生・排出の抑制（リデュース）・・・・・・・・・・・・・・２９
　　２－２　リユース・リサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　　２－３　廃棄物の適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
　第３節　自然との共生
　　３－１　緑地の保全と緑の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
　　３－２　水環境の保全・回復・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
　　３－３　生物多様性の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
　第４節　健康・安全な暮らしの確保
　　４－１　大気汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
　　４－２　水質汚濁の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
　　４－３　騒音・振動・悪臭の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
　　４－４　土壌・地盤の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
　　４－５　環境リスク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
　第５節　快適な都市環境の創造
　　５－１　景観・美観の保全と形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
　　５－２　安心な都市空間の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
　　５－３　オープンスペースの創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
　　５－４　歴史･文化的環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９４
　第６節　環境づくりへの参加
　　６－１　環境情報の収集・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
　　６－２　環境教育・環境学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
　　６－３　参加と協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
　　６－４　広域的な連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
第３章　　地球温暖化対策実行計画の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・111
参考資料
　　主な環境関連条例一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
　　所沢市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137
　　環境関連用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・139

第１章　総説

第１節　市の概要

第２節　環境基本計画の概要

第３節　マチごとエコタウン所沢構想～未来の子どもたちに残したいマチへ～

１　地勢

市域　　：東西約 15.1 ㎞・南北約 8.9 ㎞、周囲 57km、面積 72.11 ㎢
平均標高：約 73.7m（最高標高:175.1m（狭山湖畔西側）、最低標高：12.0m（柳瀬川最下流））
主な河川：柳瀬川、東川、不老川、砂川堀

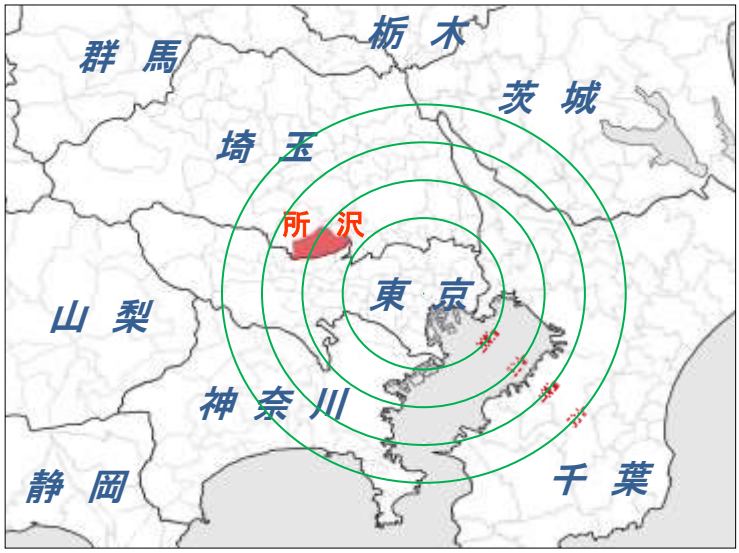

２　人口

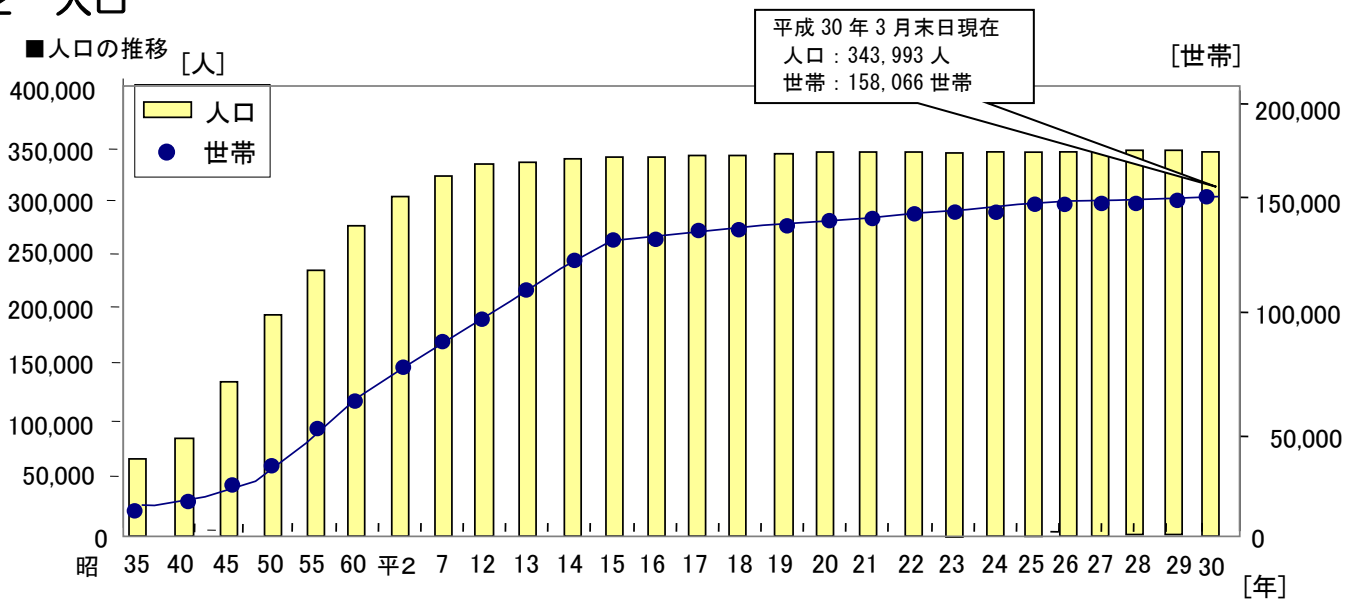

３　土地利用

■地目別土地利用の状況（平成 30 年１月１日現在の面積割合）

田・畑	宅地	山林	雑種地	その他
23.9%	35.1 %	6.3%	9.9%	24.8%

（資料：資産税課）

１　計画の目標

（１）望ましい環境像

環境基本計画では本市の恵み豊かな自然と快適な生活を将来に引継いでいくために、目指すべき将来像として、「豊かなみどり　あふれる笑顔　みんなで明日をつくるまち　ところざわ」を「望ましい環境像」に設定しています。この望ましい環境像の実現に向け、市民・事業者・市の協働により、本市の抱える様々な環境問題への取組みを進めています。

（２）環境目標

環境基本計画では、望ましい環境像を実現するために、次の６つの環境目標を設定しています。

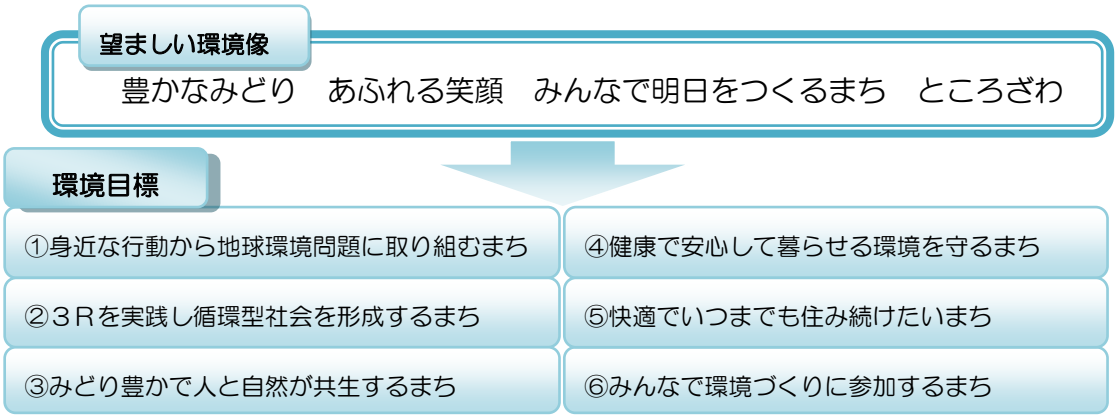

①　身近な行動から地球問題に取り組むまち

地球温暖化、酸性雨、オゾン層破壊、森林減少など地球規模の環境問題に対し、市民・事業者・市が協働し、地域に密着した取組みを行います。

②　３Ｒを実践し循環社会を形成するまち

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、３Ｒ『ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）』に基づいた循環型社会を目指します。

③　みどり豊かで人と自然が共生するまち

みどり豊かな自然と都市の利便性を調和させていくため、緑地の保全や水環境の保全・回復に取り組んでいきます。

④　健康で安心して暮らせる環境を守るまち

地下水汚染、土壌汚染、航空機騒音、自動車騒音などの公害に関する監視や未然防止などの取組みを行っていきます。

⑤　快適でいつまでも住み続けたいまち

景観の保全や形成、清潔なまちづくりの推進や、子ども、高齢者、障害者等が安心して暮らせるよう、道路整備や交通環境の整備に取り組んでいきます。

⑥　みんなで環境づくりに参加するまち

市民・事業者・市が協働して環境保全に取り組んでいくことが求められるため、市では各主体の取組みを支援し、学校や社会における環境教育・環境学習の充実を図ります。

２　計画の推進

（１）推進体制

計画の円滑かつ効率的な推進のため、全庁的な推進体制を整備するとともに、市民、事業者の積極的かつ自主的な環境に配慮した行動によって、計画を協働により推進していきます。

①　庁内推進組織

計画に掲げた施策の推進に向けて、環境基本計画推進会議と環境基本計画推進委員会を設置し、総合的な調整や継続的な検討・協議を行います。

②　環境審議会

本市には、環境基本法（第 44 条）に基づく環境審議会が「所沢市環境審議会条例」で規定されており、必要に応じて本審議会へ諮問し、環境に関する基本的事項の調査及び審議を行います。

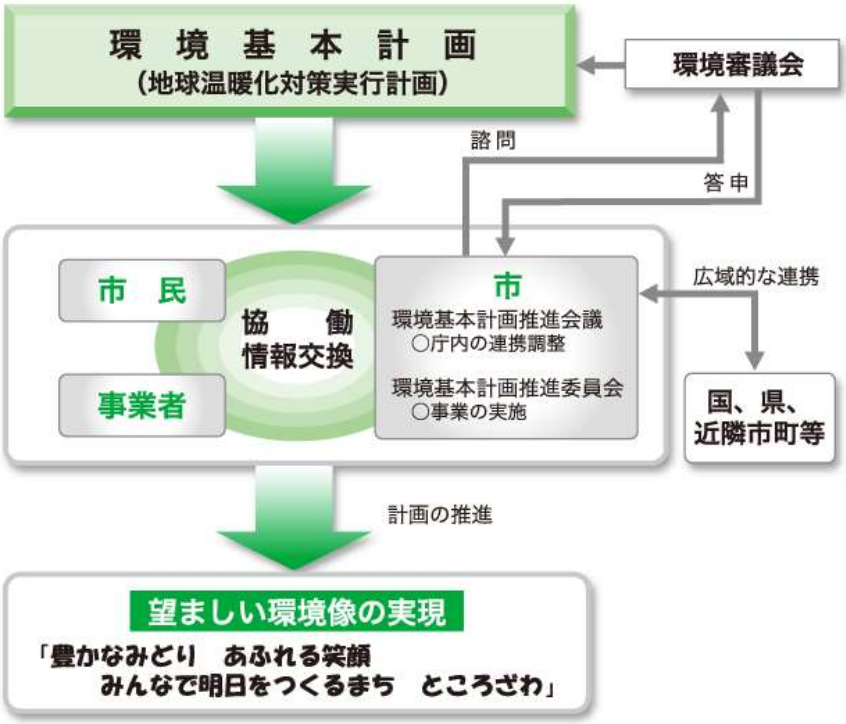

（２）ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理と「所沢市の環境」の役割

「第２期所沢市環境基本計画 改訂版」は、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画で、分野別の６つの環境目標（大柱）の下、２１個の施策の柱（中柱）と５３個の施策の方向性（小柱）を示し、望ましい環境像の実現を目標としています。

「所沢市の環境」は、環境基本計画に掲げた施策・事業の進捗状況をまとめ、毎年、年次報告書として公表しているものです。

また、環境基本計画を推進するため、PDCA サイクル〔計画（Plan）→ 実行（Do）→ 評価（Check）→ 実施（Act）〕によって毎年、活動を評価し、進行管理を行う中で、環境報告書（所沢市の環境）を公表し、市民や事業者の皆さんからのご意見やご提案をもとに施策や事業を見直し、改善を図りながら取組みを進めていきます。

３　地球温暖化対策実行計画

第２期所沢市環境基本計画 改訂版では、地球温暖化問題に積極的かつ効率的に取り組むため、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を内包しており、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組む「事務事業編」と市民生活や事業活動等、市域における温室効果ガス排出量削減に取り組む「区域施策編」のそれぞれに目標を設定し、地球温暖化対策を推進しています。

（１）事務事業編

平成 19 年度温室効果ガス排出量を基準として、平成 30 年度（2018 年度）までに、10%の削減を目標に掲げています。

●事務事業編における取組み内容

1	施設等におけるエネルギー使用量の削減	4	公用車使用における環境負荷の低減
2	資源の有効利用の推進	5	環境負荷の少ない製品の調達
3	廃棄物削減・リサイクル推進	6	建築物の建築、施設・設備の管理

（２）区域施策編

平成 19 年度温室効果ガス排出量を基準に、短期目標として平成 30 年度（2018 年度）までに「電力の排出係数各年値採用型算定」（以下、『変動型』という）で 3.8%※の削減、長期目標として平成 62 年度（2050 年度）までに「電力の排出係数固定型算定型」（以下、『固定型』という）で 80%※の削減を掲げています。

※削減目標は、国が国際的に表明している削減目標にあわせて設定しており、短期目標は、国の削減目標の詳細が明らかになった際には、本市の状況を踏まえ実質的な削減部分に目標をあわせ目標管理していきます。また、長期目標については、短期目標の達成状況等を勘案しながら、必要に応じて見直しを図っていきます。

■所沢市における温室効果ガス削減目標

●区域施策編における取組み内容

1	市民・事業者の活動促進 • 市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発と実践 • クルマ依存型のライフスタイルの見直し(エコ・モビリティの推進)
2	再生可能エネルギー等の利用 • 再生可能エネルギーの利用促進 • リサイクル・エネルギーの利用推進
3	地域環境の整備及び改善 • 自転車利用者や歩行者にやさしい交通環境の整備 • みどりの保全や市街地の緑化による二酸化炭素の吸収源の確保 • 農地の保全と地産地消の推進
4	循環型社会の形成 • ３Ｒの実践による廃棄物の削減 • 適正な処理体制の整備・確保による温室効果ガスの排出量の削減

第３節　マチごとエコタウン所沢構想～未来の子どもたちに残したいマチへ～

～計画策定の背景～

東日本大震災を契機に、エネルギーの安定供給が大きな問題となり、従来からの課題であった地球温暖化対策に加えて、エネルギーの自立化、分散化、多様化を図る必要が生じました。

また、高度経済成長期以降、便利さや快適さを追求し、多くの資源やエネルギーを消費してきた、社会経済システムやライフスタイルを見直し、「もったいないの心」を大切にした循環型社会の　形成が重要です。

そのため、東日本大震災後の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、本市における各種環境計画を補完し、その取り組みを深化、加速、具体化させていくため、平成 26 年３月にマチごとエコタウン所沢構想を策定いたしました。

基本理念

“人と人”、“人と自然”との絆で、未来と子どもを育む 所沢

◆「基本理念」のフレーズに込められた想い

人と人

東日本大震災の経験の中から、お互いを思いやり、助け合い、励まし合い、それによって、生きていくことができる「絆」を実感しました。所沢市に住み、集う**“人と人”**が、この絆を大切に、一体となって紡いでいきます。

人と自然

カブトムシやクワガタなどがいる森、ミヤコタナゴやホタルなどが自生できるせせらぎを守り、**“人と自然”**との関係を紡ぎ直し、自然と共生した地域社会を創っていきます。

未来と子どもを育む

私たち一人ひとりがこれまでの生活を見直し、少々不便であっても、自然と共生できるみどり豊かなマチと心豊かな暮らしを、**未来の子どもたち**に自信と誇りをもって引き継いでいきます。

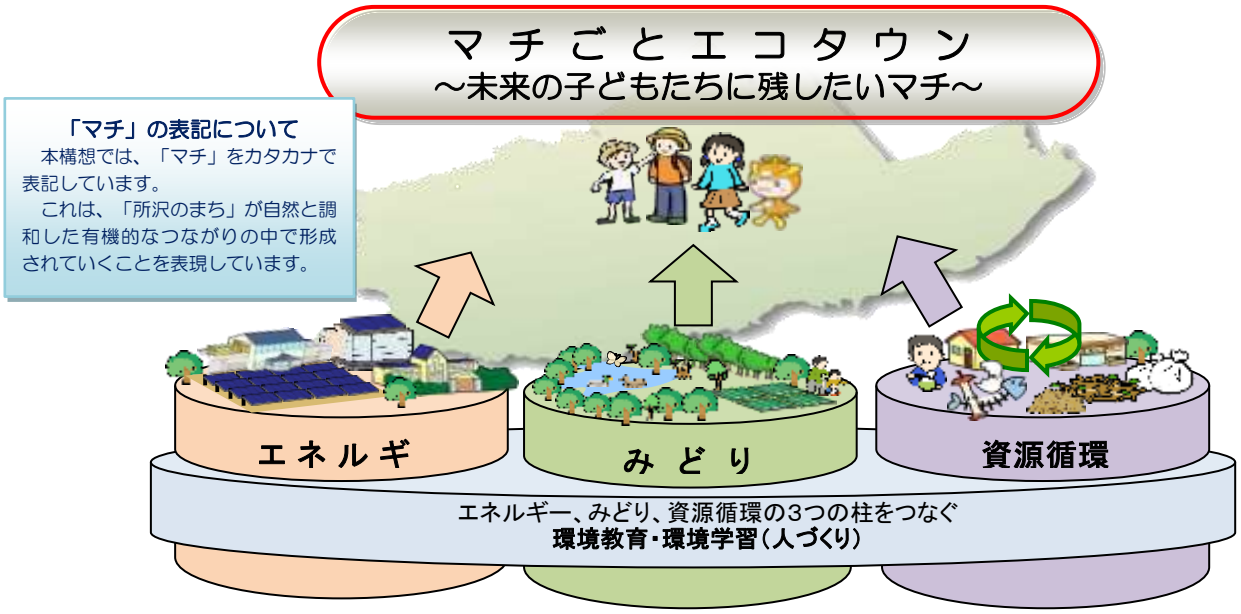

基本方針

基本方針Ⅰ

エネルギー資源を大切に、再生可能エネルギーを導入します。

≪主な取り組み≫
マチ全体への太陽光発電設備の設置
建築物のエコ化、交通の低炭素化
など

メガソーラー所沢（とことこソーラー北野）

基本方針Ⅱ

人とみどりとの関係を紡ぎ直し、みどりの保全・創出に取り組みます。

≪主な取り組み≫
市民協働による里山の保全と活用
公共・公益施設を利用したまちなかのみどりの創出
など

市民協働によるみどりの保全・創出

基本方針Ⅲ

「もったいないの心」を大切に、ごみの減量・資源化に取り組みます。

≪主な取り組み≫
「もったいないの心」の定着
ものを大切にする行動の促進
など

最後までしっかり使用

構想の基本的事項

～構想の趣旨～

この構想は、限りあるエネルギー・資源に過度に依存してきたライフスタイルの転換や、「もったいないの心」に基づき、ものを大切に使っていくといった基本的な人の生き方に立ち返るとともに、地域の貴重で豊かなみどりを守り育て、「人と人、人と自然との絆」を大切にする「エコタウン」を、みんなで築いていくための道しるべとするものです。

～構想の位置づけ～

この構想は、東日本大震災後の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、これまでの計画を補完し、その目指すべき姿を実現するために、全市的・横断的・先導的に取り組むべき事項に焦点を絞って、その取り組みを深化、加速、具体化させていくためのものです。

～構想の対象期間～

構想の対象期間は、「第５次所沢市総合計画」の残りの期間を踏まえ、平成 26 年度から平成 30 年度までの５か年とします。ただし、エコタウンの実現には時間のかかる取り組みも多くあるため、施策の優先度や実現可能性に基づき、おおむね 10 年後を見据えた将来像を描いています。

第２章　環境の現況と施策の実施状況

※ 本章における各施策の実施状況は、平成30年3月31日現在の実績を記載しています。

第１節　地球環境の保全

第２節　循環型社会の形成

第３節　自然との共生

第４節　健康・安全な暮らしの確保

第５節　快適な都市環境の創造

第６節　環境づくりへの参加

【指標項目（総合指標・個別指標）における目標達成の判定基準】

(1) 最終目標値（H30）を定めている指標

①年次目標値を定めている指標は、この年次目標値に実績値が達している場合

②年次目標値を定めていない指標は、後期基準値（平成 25 年度実績値）及び前年度実績値と比較して、実績値が「目指す方向」に進捗している場合

(2) 最終目標値（H30）を定めていない指標

後期基準値（平成 25 年度実績値）と比較して、実績値が「目指す方向」に進捗している場合

１－１　　地球温暖化対策の推進

現況

〇温室効果ガス排出量の現況（推計）

- 平成 29 年度（2017 年度）における市域からの温室効果ガス排出量の推計値は、154.8 万 t-CO_2 となり、排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素でした。
- 二酸化炭素総排出量のうち、民生家庭部門、運輸部門に関わるものが多く、全体の約 6 割を占めています。

■市域における温室効果ガス排出量

		H19 年度（基準年度）	H29 年度（速報値）
温室効果ガス	総排出量（t-CO_2）	158.0 万t-CO※1	154.8 万t-CO※2
	対基準年度増減量（t-CO_2）	－	▲3.3 万t-CO
	対基準年度増減率	－	▲2.03%
	目標値	－	▲3.07%

※1　基礎データの更新等により、基準年度の総排出量を訂正しています。
※2　平成 30 年 6 月 1 日現在までに入手できる最新基礎データにより算出していることから、速報値としています。

総合指標　市域における温室効果ガス排出量削減率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	3	6	9	12	
			実績値	10.95	0.89	▲2.8	▲1.6	
			達成状況	○	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	1.62	2.35	3.07	3.8	
			実績値	▲3.92	0.82	2.03		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明

市内の家庭、企業、運輸等、あらゆる活動から排出される温室効果ガス排出量の削減率。
平成19年度における温室効果ガス排出量を基準に算定しているため、基準値は0になります。
※平成27年度に年次目標値の見直しを行っております。

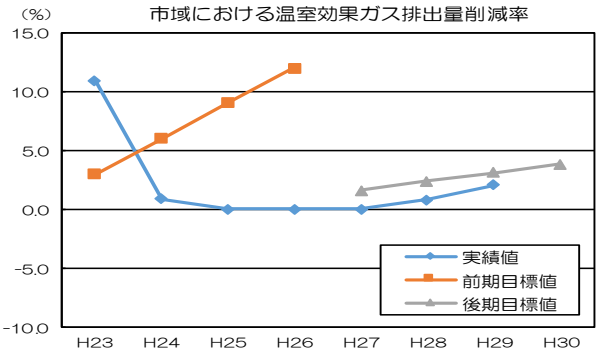

未達成の原因	改善の方向性
標記削減率は、基準年度（平成 19 年度）比で 2.03%でしたが、年次目標（削減率 3.07%）は未達成でした。 全体としては、温室効果ガス排出量は削減傾向にあるものの、運輸部門及び民生業務部門は横ばいの推移であること、家庭部門については一世帯当たりの電気使用量等は削減傾向にあると推測されるものの、世帯数の増加等の要因から排出量自体は大きいためさらなる削減が必要です。	さらに削減を進めるべき、運輸部門については、公共交通機関の利用及び EV、PHV 等のエコカー導入等を推進するとともに、民生家庭部門及び民生業務部門については、長期的効果も見据えて、建物の低炭素化、エネルギー収支ゼロ化や主なエネルギー源である電気の排出係数を低くしていく工夫等を進めていきます。

１－１－１ 交通の低炭素化の推進

主な施策の実施状況

■自動車の利用の削減

①エコ・モビリティの推進

地球温暖化・大気汚染防止のため、エコ・モビリティの日（毎月 22 日）には、ところバスの１回の乗車を 100 円とし、ところバスの利用を PR しています。

また、所沢市役所では、ノーカーデーを実施しており、マイカー通勤の自粛を推進しています。

②公共交通機関の利便性の向上

鉄道網は、西武鉄道４路線とＪＲ武蔵野線１路線となっており、市内の 11 駅について、エレベーターやエスカレーター等のバリアフリー設備が整備されています。また、高齢者や障害者等を手助けする「駅ボランティア制度」の充実等、心のバリアフリーに取り組んでいます。

■「エコ・モビリティのすすめ」17 の推進プロジェクト

A．自動車を省エネ型にする		①公用車への低公害車の率先導入 ②市民・事業者の低燃費車・低公害車導入の促進 ③一括購入
B．自動車を使うときには省エネ型の運転をする（エコドライブ）		④公用車等のエコドライブの徹底 ⑤市民・事業者に対するエコドライブの普及啓発
C．自動車の利用を減らす	自動車の利用を減らす	⑥マイカー通勤の自粛
	バスを使う人を増やす	⑦ところバスの充実 ⑧路線バスの利用促進 ⑨コミュニティバスの検討（送迎バス等の活用含む）
	歩く人を増やす	⑩身軽に歩く ⑪歩いて楽しいまちづくり ⑫歩いて楽しい場所発見
	自転車利用を増やす	⑬自転車の利便性向上 ⑭レンタサイクルの利用促進 ⑮マナー向上
D．自動車の台数を減らす		⑯カーシェアリング ⑰タクシーやレンタカーの活用
E．推進方法（取組みを推進するしくみや普及啓発方法）		

■低公害車等の導入

市では、公用車への低公害車等の導入を計画的に進めており、平成２９年度は 16 台の新規車両が入りました。その内低公害車は、平成 27 年度燃費基準達成車１台、平成 32 年度燃費基準達成車６台、合計７台を導入しました。また、電気自動車を９台購入しました。

■電気自動車等の充電設備の設置

走行中に CO_2や排気ガスを出さない電気自動車の普及を図るため、平成 26 年度に急速充電器(1 基)と普通充電器(1 基)を所沢市民体育館に整備しました。

市民体育館に整備した充電設備の平成 29 年度における利用実績は、急速充電器が 602 回、普通充電器が 318 回であり、合計 920 回でした。

また、平成 30 年３月には、急速充電器（1 基）を東部クリーンセンターに整備しました。

■充電の様子（所沢市民体育館）

■電気自動車の普及推進

その実用性から、今後最も期待される電気自動車（EV）について、モニター調査を実施し、EV 普及に係る課題や車両特性を生かした活用方策等を検討するとともに、EV 普及の機運を高めるため、次世代自動車の試乗会やシンポジウムなどを開催しました。

なお、モニター調査用に購入した９台のＥＶは、市有施設に配置し、公用車として利用しているほか、各種イベントの電源として活用し、普及啓発を図っています。

■都市計画道路の整備

市内の交通渋滞対策の一つとして、都市計画道路の整備があり、計画決定されている 39 路線（総延長88,540m）のうち、20 路線が地権者や関係機関の協力により整備が完了しています（執行延長：62,410m、執行率：70.5％）。

現在は、「北野下富線」と北野下富線に接続する「松葉道北岩岡線」の２路線について重点的に整備を進めています。

個別指標　公用車における低公害車・低燃費車等の導入率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	24.2	27.4	30.3	35.7	
			実績値	64.0	72.0	76.8	80.7	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	82.5	85.9	89.2	92.6	
			実績値	82.5	85.9	90.4		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
自動車の利用に伴う環境負荷の低減に向けた、公用車の車両数に対する低公害車・低燃費車の導入率。（低公害車とは電気自動車、ハイブリッド車等の環境負荷の低い車のこと。また、低燃費車とは、国で定めている燃費基準値を達成した燃費消費量の低い車のこと。）

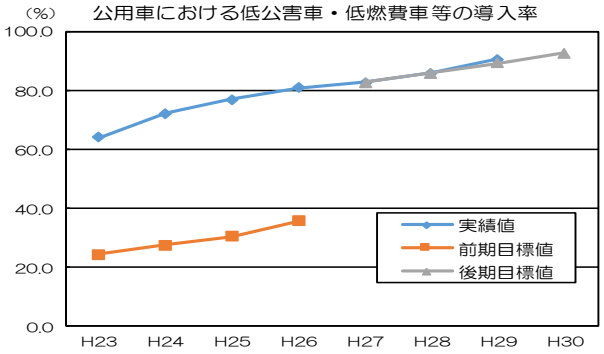

個別指標　ところバスの利用者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	321,015				
			実績値	324,266	343,037	353,217	373,518	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	363,000	368,000	373,000	378,000	
			実績値	391,099	389,587	392,967		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
ところバス（市内循環バス）の利用者数。

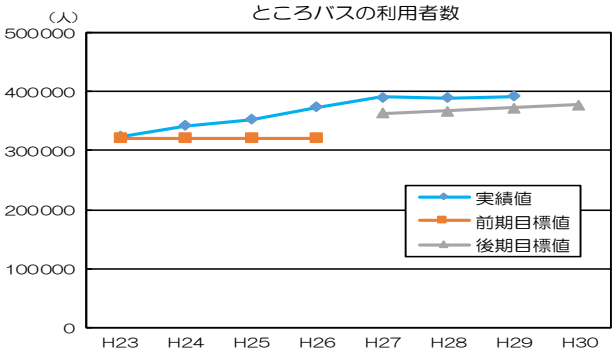

個別指標　市内のエコカー販売台数

単位	目指す方　向	計画期間	進捗状況					備考
台	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100	200	450	900	
			実績値	170	202	278		
			達成状況	○	○	×		

指標の説明
市内の自動車販売店におけるエコカー販売台数。 （エコカーとは、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車などの次世代自動車のこと）

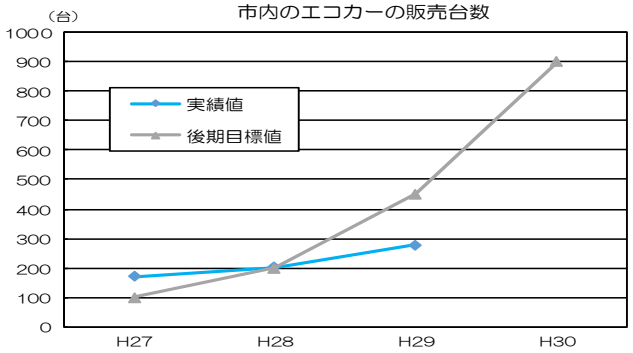

未達成の原因	改善の方向性
前年度より 76 台増加し増加率も伸びていますが、高い目標設定をしたため、目標の達成に至りませんでした。	現在、エコカーについては補助金の対象項目としているほか、イベント等において車両展示を行うなど普及啓発を行っています。今後についても引き続きエコカー導入に対する助成や普及啓発等に努めていきます。

１－１－２　エネルギーの自立・分散化

主な施策の実施状況

■公共施設における太陽光発電

平成 29 年度末現在、４３施設において太陽光発電を設置しており、散水の動力や室内照明等に利用しています。市内 64 ヶ所の公園では太陽電池式時計の動力として利用しています。

また、小中学校 27 校では屋根貸し事業*を行い、さらなる再生可能エネルギーの促進のほか、発電量等に関するモニターを設置し、環境学習に活用しています。

＊屋根貸し事業・・・民間事業者に公共施設の屋根、その他必要な場所を有償で賃貸し、民間事業者による太陽光発電事業を展開すること。

■太陽光発電システム公共施設への導入状況（平成29年度末現在）

No.	導　入　施　設	容量(kW)	用　途
1	所沢駅前ペデストリアンデッキ	0.1	散水動力
2	中富小学校（屋上庭園）	0.1	散水動力
	中富小学校（渡り廊下）	0.1	水循環動力
3	ところ荘（老人憩の家）	10.0	室内照明
4	山口中学校	8.4	室内照明
5	リサイクルふれあい館・エコロ	3.0	室内照明
6	所沢市民体育館	5.0	換気動力
7	松井小学校	8.0	室内照明
8	新所沢保育園	2.0	室内照明
9	所沢まちづくりセンター	10.0	室内照明
10	東部クリーンセンター	30.0	施設内電源
11	松原学園	10.0	室内照明
12	衛生センター	5.0	施設内電源
13	新所沢まちづくりセンター	10.0	室内照明
14	富岡保育園	10.0	施設内電源
15	こどもと福祉の未来館	30.0	施設内電源
16	西部クリーンセンター	15.0	施設内電源

No.	導　入　施　設	容量(kW)	用　途
17	中央小学校　（第1次屋根貸し事業）	23.78	屋根貸し
18	若松小学校　（第1次屋根貸し事業）	11.28	屋根貸し
19	北野小学校　（第1次屋根貸し事業）	43.46	屋根貸し
20	北中小学校　（第1次屋根貸し事業）	24.60	屋根貸し
21	林小学校　（第1次屋根貸し事業）	55.76	屋根貸し
22	宮前小学校　（第1次屋根貸し事業）	25.42	屋根貸し
23	安松中学校　（第1次屋根貸し事業）	40.18	屋根貸し
24	柳瀬中学校　（第1次屋根貸し事業）	38.75	屋根貸し
25	富岡中学校　（第1次屋根貸し事業）	55.15	屋根貸し
26	北野中学校　（第1次屋根貸し事業）	34.44	屋根貸し
27	上山口中学校　（第1次屋根貸し事業）	38.13	屋根貸し
28	三ケ島中学校　（第1次屋根貸し事業）	28.70	屋根貸し
29	狭山ヶ丘中学校　（第1次屋根貸し事業）	51.87	屋根貸し

No.	導　入　施　設	容量(kW)	用　途
30	南小学校　（第2次屋根貸し事業）	17.22	屋根貸し
31	北秋津小学校　（第2次屋根貸し事業）	32.80	屋根貸し
32	伸栄小学校　（第2次屋根貸し事業）	30.13	屋根貸し
33	美原小学校　（第2次屋根貸し事業）	38.13	屋根貸し
34	牛沼小学校　（第2次屋根貸し事業）	34.85	屋根貸し
35	柳瀬小学校（第2次屋根貸し事業）	28.29	屋根貸し
36	西富小学校　（第2次屋根貸し事業）	31.57	屋根貸し
37	小手指小学校　（第2次屋根貸し事業）	34.44	屋根貸し
38	上新井小学校　（第2次屋根貸し事業）	16.60	屋根貸し
39	椿峰小学校　（第2次屋根貸し事業）	46.74	屋根貸し
40	若狭小学校　（第2次屋根貸し事業）	48.17	屋根貸し
41	美原中学校　（第2次屋根貸し事業）	27.88	屋根貸し
42	南陵中学校　（第2次屋根貸し事業）	45.92	屋根貸し
43	東中学校　（第2次屋根貸し事業）	28.70	屋根貸し
合計		1089.66	

その他	容量(kW)	用　途
メガソーラー所沢（とことこソーラー北野）	1053.0	全量売電
フロートソーラー所沢	385.6	全量売電

■メガソーラー所沢（とことこソーラー北野）の運営

平成 25 年度に北野一般廃棄物最終処分場にメガソーラー所沢（とことこソーラー北野）を設置し、市域の再生可能エネルギーの創出に寄与しています。

平成 29 年度の発電量は、約 1311.1MWh となりました。

これは、一般家庭約 439 世帯分の 1 年間の電気使用量に相当します。

■メガソーラー所沢（とことこソーラー北野）

■フロートソーラー所沢の運営

平成 28 年度に松が丘調整池にフロートソーラー所沢を設置し、市域の再生可能エネルギーの創出に寄与しています。

平成 29 年度（平成 29 年３月～平成 30 年２月）の発電量は、約 529MWh となりました。

これは、一般家庭約 177 世帯分の 1 年間の電気使用量に相当します。

■フロートソーラー所沢

■東部クリーンセンターでの再生可能エネルギー発電

東部クリーンセンターでは、廃棄物の焼却による余熱を利用して月平均約 1,424.9MWｈの発電を行っており、施設で使用する他、余剰分は売電しています。

（平成 29 年度発電量：約 17,099.4MWｈ）

■地球温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化対策を着実に推進するため、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業及び市域全体の２項目において温室効果ガスの削減目標を定め、各年度における温室効果ガス排出量の把握を行うとともに、再生可能エネルギーの利用促進や省エネ行動の定着などによる温暖化対策の方向性を定めています。平成 29 年度における温室効果ガス排出量は、事務事業編では、実行計画の対象となる温室効果ガス排出量は 28,132,262kg-CO2 となり、基準年度（平成 19 年度）と比較して 15.86%削減することができ、年次目標である 8.8%削減を達成することができました。一方、区域施策編では、速報値で 154.8 万ｔ-CO2 となり、基準年度（平成 19 年度）と比較して 2.03%減少しましたが、年次目標値である 3.07%削減には至りませんでした。

■地域新電力事業

本市で生み出した、再生可能エネルギーをはじめとする環境にやさしい電力を市域に広めることで、再生可能エネルギーの利用率を高め、地球温暖化対策の一助とし、「マチごとエコタウン所沢構想」で掲げる自然に寄り添う持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的に、「地域新電力事業」を推進しています。

平成２９年度は「（仮称）所沢新電力設立研究会」を設立し、本市に見合う事業計画等について、官民連携による多角的な検討を行ったほか、再エネの普及による持続可能な社会の実現に向けて、地域新電力に係る取組について相互に連携協力することを目的に包括連携協定を締結しました。また、平成 30 年 1 月には、事業の方向性を整理する「所沢新電力事業構想」及び電力の小売事業に係る「所沢新電力事業計画」を策定しました。

■所沢市スマートエネルギー補助金の交付

平成 26 年度より、『実践！創エネ・省エネ』スマートエネルギー推進補助事業を開始し、住宅、事業所、自治会館等に再生可能エネルギー機器や省エネ機器の導入を行った方に、その購入にかかる経費の一部を助成しています。

【家庭用】

補助対象項目	種類	交付件数
太陽光発電システム	太陽光発電システム	147
太陽光採光システム	太陽光追尾式	0
太陽熱利用システム	太陽熱温水器	3
	ソーラーシステム	
蓄電池	リチウムイオン電池	51
コージェネレーションシステム	ガスエンジン	32
	燃料電池	
バイオマスストーブ	ペレット	2
	薪	
エコカー	電気自動車	15
	プラグインハイブリッド自動車	33
	燃料電池自動車	1
雨水貯留槽	雨水貯留槽	7
ホームエネルギー管理システム	ホームエネルギー管理システム	37
地中熱利用システム	ヒートポンプ式	0
	蓄熱式空気循環	
低炭素建築物等	低炭素建築物等	13
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	19
合　計		360
3世代同居による加算措置（20%の加算）		19
市内施工業者との契約による加算措置（10%の加算）		47
所沢市マチエコ応援隊による低価格プランの活用（10%の加算）		14

■周知用リーフレット（家庭用）

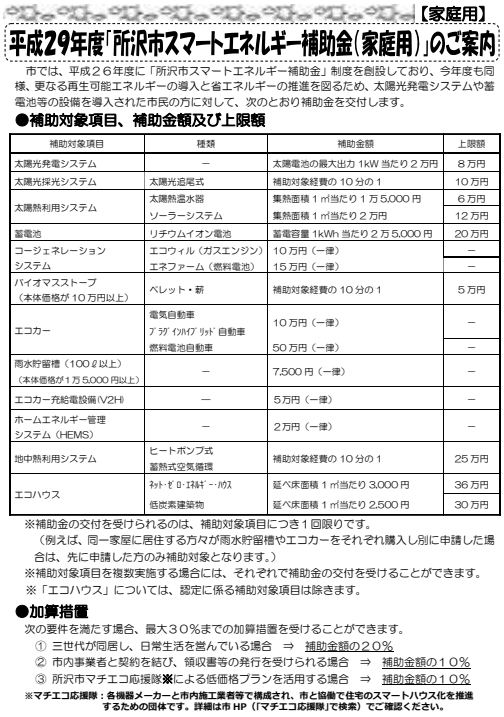

【家庭用】

平成29年度「所沢市スマートエネルギー補助金（家庭用）」のご案内

市では、平成２６年度に「所沢市スマートエネルギー補助金」制度を創設しており、今年度も同様、更なる再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図るため、太陽光発電システムや蓄電池等の設備を導入された市民の方に対して、次のとおり補助金を交付します。

●補助対象項目、補助金額及び上限額

補助対象項目	種類	補助金額	上限額
太陽光発電システム	－	太陽電池の最大出力 1kW 当たり２万円	８万円
太陽光採光システム	太陽光追尾式	補助対象経費の 10 分の１	10 万円
太陽熱利用システム	太陽熱温水器	集熱面積１㎡当たり１万 5,000 円	６万円
	ソーラーシステム	集熱面積１㎡当たり２万円	12 万円
蓄電池	リチウムイオン電池	蓄電容量 1kWh 当たり２万 5,000 円	20 万円
コージェネレーションシステム	エコウィル（ガスエンジン）	10 万円（一律）	－
	エネファーム（燃料電池）	15 万円（一律）	－
バイオマスストーブ（本体価格が 10 万円以上）	ペレット・薪	補助対象経費の 10 分の１	５万円
エコカー	電気自動車	10 万円（一律）	－
	ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車		
	燃料電池自動車	50 万円（一律）	－
雨水貯留槽（100ℓ以上）（本体価格が１万 5,000 円以上）	－	7,500 円（一律）	－
エコカー充給電設備（V2H）	－	５万円（一律）	－
ホームエネルギー管理システム（HEMS）	－	２万円（一律）	－
地中熱利用システム	ヒートポンプ式	補助対象経費の 10 分の１	25 万円
	蓄熱式空気循環		
エコハウス	ﾈｯﾄ･ｾﾞﾛ･ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ	延べ床面積１㎡当たり 3,000 円	36 万円
	低炭素建築物	延べ床面積１㎡当たり 2,500 円	30 万円

※補助金の交付を受けられるのは、補助対象項目につき１回限りです。
（例えば、同一家屋に居住する方Ａが雨水貯留槽やエコカーをそれぞれ購入し別に申請した場合は、先に申請した方のみ補助対象となります。）
※補助対象項目を複数実施する場合には、それぞれで補助金の交付を受けることができます。
※「エコハウス」については、認定に係る補助対象項目は除きます。

●加算措置

次の要件を満たす場合、最大３０％までの加算措置を受けることができます。
① 三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合　⇒　補助金額の２０％
② 市内事業者と契約を結び、領収書等の発行を受けられる場合　⇒　補助金額の１０％
③ 所沢市マチエコ応援隊※による低価格プランを活用する場合　⇒　補助金額の１０％

※マチエコ応援隊：各機器メーカーと市内施工業者等で構成され、市と協働で住宅のスマートハウス化を推進するための団体です。詳細は市 HP（「マチエコ応援隊」で検索）でご確認ください。

【事業者用】

区分	補助対象項目	既存	新規	交付件数
創・省・蓄エネルギー機器	太陽光発電システム	○	○	1
	太陽光採光システム	○	○	0
	太陽熱利用システム	○	○	0
	地中熱利用システム	○	○	0
	高効率機器（給湯又は空調）	○	―	2
	冷凍冷蔵設備	○	―	0
	ホームエネルギー管理システム（BEMS、HEMS）	○	○	0
	蓄電池	○	○	0
	エコカー充電設備（急速充電器、普通充電器）	○	―	0
	省エネ照明の導入（LED 照明など）	○	―	0
エコオフィス	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、低炭素建築物	○	○	0
その他	その他（高遮熱塗装　等）	○	―	0
エコカー	電気自動車	○	―	1
	プラグインハイブリッド自動車	○	―	2
	燃料電池自動車	○	―	1

■周知用リーフレット（事業者用）

【事業者用】

平成29年度「所沢市スマートエネルギー補助金（事業者用）」のご案内

市では、平成２６年度に「所沢市スマートエネルギー補助金」制度を創設しており、今年度も同様、更なる再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図ります。市内の事業所で太陽光発電システムやエコカー等を導入される事業者に対して、その導入に係る経費の一部を助成します。

●補助対象項目、補助金額及び上限額

補助対象項目に係る補助対象経費の合計が１００万円以上（税込）の場合に対象となります。

区分	補助対象項目	既存事業所※1	新規事業所	補助金額	上限額
創・省・蓄エネルギー機器	太陽光発電システム	○	○	補助対象経費の1/5	200万円※2
	太陽光採光システム	○	○		
	太陽熱利用システム	○	○		
	地中熱利用システム	○	○		
	高効率機器（給湯又は空調）※3	○	―		
	冷凍冷蔵設備※3	○	―		
	エネルギー管理システム（BEMS、HEMS）	○	○		
	蓄電池	○	○		
	エコカー充電設備（急速充電器、普通充電器）	○	―		
	省エネ照明の導入（ＬＥＤ照明など）【単独申請不可】※4	○	―		
エコオフィス	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、低炭素建築物	○	○		
その他	その他（高遮熱塗装 等）※3	○	―		
エコカー	電気自動車	○	―	10万円	
	プラグインハイブリッド自動車	○	―		
	燃料電池自動車	○	―	50万円	

※1　既存事業所とは、申請のあった日までに１年以上継続して事業を営み、又は活動している事業所のことをいい、新規事業所とはそれ以外の事業所のことをいいます。

※2　「所沢市企業立地支援条例」に基づく認定を受けた事業の場合には、上限額に１００万円を加算します。（上限３００万円）

※3　従前の使用機器等と比較し、１次エネルギー使用量を１０％以上削減する必要があります。

※4　省エネ照明の導入については、１項目のみで申請を行うことはできません。上記の補助対象項目から省エネ照明を含めて２項目以上導入・申請する場合に限り、補助対象となります。

【自治会・管理組合用】

補助対象項目	交付件数
太陽光発電システム	1
太陽熱利用システム	0
ホームエネルギー管理システム（BEMS、HEMS）	0
蓄電池（リチウムイオン電池）	1
省エネ照明の導入（LED 等）	14
高効率機器（給湯・空調）	2
省エネ家電（冷蔵庫・テレビ）	1

■周知用リーフレット（自治会・町内会・管理組合用）

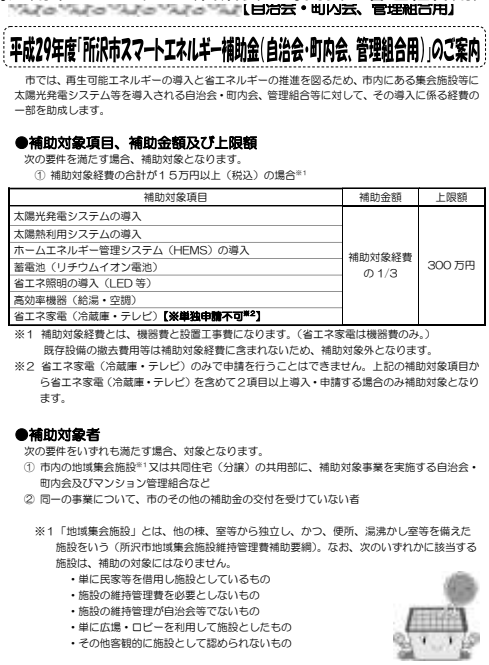

【自治会・町内会、管理組合用】

平成29年度「所沢市スマートエネルギー補助金（自治会・町内会、管理組合用）」のご案内

市では、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図るため、市内にある集会施設等に太陽光発電システム等を導入される自治会・町内会、管理組合等に対して、その導入に係る経費の一部を助成します。

●補助対象項目、補助金額及び上限額

次の要件を満たす場合、補助対象となります。

① 補助対象経費の合計が１５万円以上（税込）の場合※1

補助対象項目	補助金額	上限額
太陽光発電システムの導入	補助対象経費の1/3	300万円
太陽熱利用システムの導入		
ホームエネルギー管理システム（HEMS）の導入		
蓄電池（リチウムイオン電池）		
省エネ照明の導入（LED 等）		
高効率機器（給湯・空調）		
省エネ家電（冷蔵庫・テレビ）【※単独申請不可※2】		

※1　補助対象経費とは、機器費と設置工事費になります。（省エネ家電は機器費のみ。）
既存設備の撤去費用等は補助対象経費に含まれないため、補助対象外となります。

※2　省エネ家電（冷蔵庫・テレビ）のみで申請を行うことはできません。上記の補助対象項目から省エネ家電（冷蔵庫・テレビ）を含めて２項目以上導入・申請する場合のみ補助対象となります。

●補助対象者

次の要件をいずれも満たす場合、対象となります。

① 市内の地域集会施設※1又は共同住宅（分譲）の共用部に、補助対象事業を実施する自治会・町内会及びマンション管理組合など

② 同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者

※1「地域集会施設」とは、他の棟、室等から独立し、かつ、便所、湯沸かし室等を備えた施設をいう（所沢市地域集会施設維持管理費補助要綱）。なお、次のいずれかに該当する施設は、補助の対象にはなりません。

・単に民家等を借用し施設としているもの
・施設の維持管理費を必要としないもの
・施設の維持管理が自治会等でないもの
・単に広場・ロビーを利用して施設としたもの
・その他客観的に施設として認められないもの

個別指標　市域※における太陽光発電システムの総発電出力

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ｋW	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	18,000	18,400	18,800	19,200	
			実績値	26,395	29,045	36,055		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市内の住宅・事業所・公共施設に導入する、太陽光発電システムの総発電出力。 ※「市域」とは市内全域のこと。 （電力自由化により、基礎データの収集ができなくなったため、平成28年度実績から、国のデータを使用しています。）

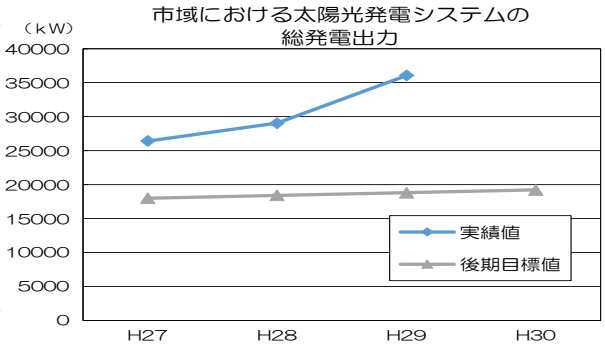

個別指標　市内の住宅･事業所に導入する太陽光発電システムの設置件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	1,400	1,600	1,800	2,000	
			実績値	1,986	2,598	3,311	3,879	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	3,700	3,800	3,900	4,000	
			実績値	4,326	4,533	5,072		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市内の住宅・事業所における太陽光発電システムの設置件数。 （電力自由化により、基礎データの収集ができなくなったため、平成28年度実績から、国の統計データを使用しています。）

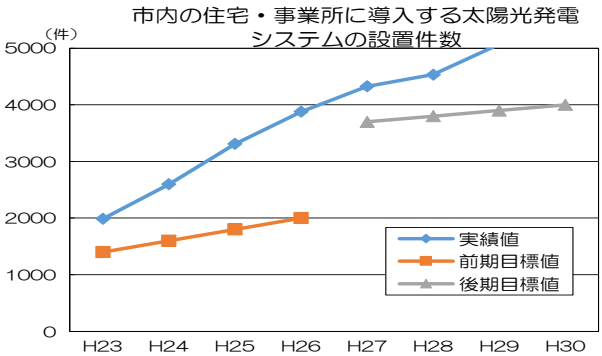

個別指標　公共施設における太陽光発電システムの総発電出力

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ｋW	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	36.7				
			実績値	86.7	101.7	101.7	573.2	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	970	980	990	1,000	
			実績値	1,064.7	1,089.7	1,089.7		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
小中学校やまちづくりセンター（公民館）等の公共施設に導入した太陽光発電システムの総発電出力。

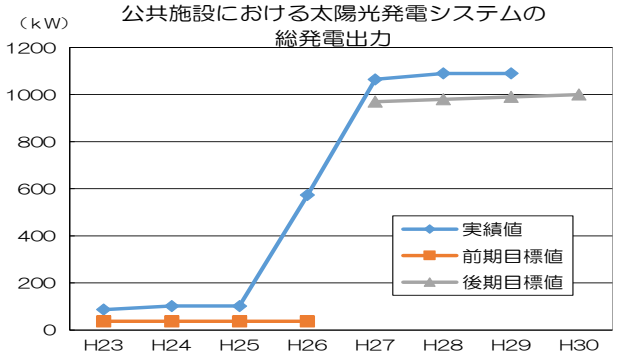

個別指標　メガソーラー所沢（とことこソーラー北野）の総発電量

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
MWｈ	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	2,230	3,290	4,350	5,400	
			実績値	2,704	3,997	5,308		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
メガソーラー所沢の総発電量。

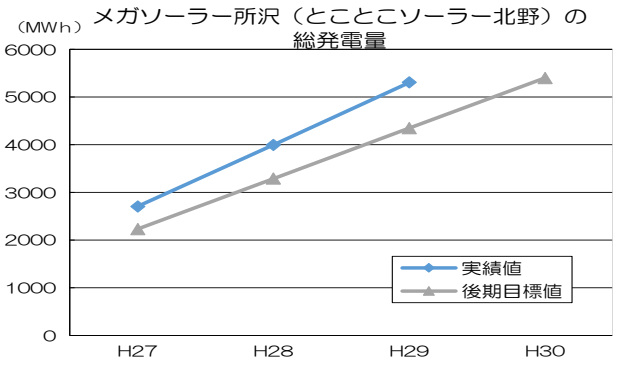

１－１－３　省エネルギーの推進

主な施策の実施状況

■公共施設における省エネルギーの取り組み

夏季の節電や自然の力を効果的に取り入れ、夏を涼しく過ごすことを目的に、本庁舎を含む全ての公共施設において、「トコエコ・グリーンキャンペーン」を実施し、みどりのカーテンの設置や、「涼」を感じる装飾などに取組みました。

■公共施設の木質化

- 所沢市立富岡保育園の建替え工事の際、施設・備品・消耗品において埼玉県産の木材を利用しました。
- 荒幡富士市民の森における東屋の修繕、久米八幡越周辺緑地外周柵の設置工事、菩提樹池里山保全地域における外周柵設置工事において埼玉県産の木材を使用しました。
- こどもと福祉の未来館建設の際、カウンター天板及び内外木製ルーバーに埼玉県産木材を使用しました。
- 所沢市立中央中学校の内装木質化工事の際、教室や廊下、家具に埼玉県産木材を使用しました。

■富岡保育園

■中央中学校

■菩提樹池里山保全地域

■地産地消の推進

輸送に伴うエネルギー消費を抑制するために、農産物の地産地消を推進し、次の取組みを実施しました。

- 農産物直売所ガイドマップの作成、配布
- 採れたて！農産物直売「とことこ市」のＰＲ、市内直売所のＰＲ
- 「おいしいお茶の淹れ方教室」の実施
- 農業情報紙「とことこだより」の発行
- 所沢野菜オリジナルシール及び所沢農産物オリジナルデザインシール・ＰＲ用のぼり旗の作成、配布
- 里芋・狭山茶消費拡大推進事業の実施（婚姻届提出者への引換券のプレゼント）
- 所沢産農産物消費拡大のためのレシピ作成
- 所沢農産物応援隊によるＰＲ活動の実施

■所沢農産物オリジナルデザインシール（左）
■所沢野菜オリジナルシール（右）

■エコライフ DAY の実施

冬（12 月～１月）の任意の 1 日、環境配慮行動に取り組むことで CO_2 削減量を体験していただく「エコライフ DAY」を実施し、環境配慮行動の定着を図りました。

（平成 29 年度参加者数：29,773 人）

■チェックシート（中学校・高校・一般用）

【表】

【裏】

■「はじめよう ECO 生活！」エコファミリー宣言の実施

平成 29 年度から、「はじめよう ECO 生活！」エコファミリー宣言事業を開始し、家庭での省エネ活動の促進を図っています。専用ホームページで登録後、自身が取り組むエコアクションについて宣言（選択）し、WEB 上で実践記録を行います。実践したエコアクションに応じたポイントが付与され、貯めたポイントは、地元特産品などの奨励品と交換できます。また、３日以上取り組んだ市内小中学校については、参加賞を交付しました。さらに、小中学生のうち、成績の優秀な上位 200 名には記念品を贈呈しました。

■ポスター

■奨励品の例

ビクセン双眼鏡

トコろんグッズ詰め合わせ

地元飲食店お食事券

■ライトダウンイベントの実施

国が先導する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に対する賛同事業として、「ライトダウン所沢＆出張ちょいバル別館」を開催しました。平成29年度は、「出張ちょいバル別館」との同時開催により、来場者に対して所沢のお酒や所沢産食材を使用した料理も提供しました。

当日は、約1,000名の方にご来場いただき、多数のキャンドルで彩られた幻想的な雰囲気の中、照明のない時間を過ごしていただくことで、省エネ意識の向上等を図りました。

■「ライトダウン所沢＆出張ちょいバル別館」の様子

■温暖化防止動画コンテストの開催

地球温暖化対策について、一人ひとりが自分事としてとらえ、改めて考え直す機会を創出し、市内外に広く発信することで、低炭素社会の実現に向けた機運を更に高めていくことを目的に、温暖化防止動画コンテストを開催しました。市内外からの全10作品の応募作品の中から、グランプリを含む計５作品を入賞作品として決定しました。

【受賞作品】

受賞区分	作品名	団体名	代表者（敬称略）
グランプリ	いまできること	劇団おしゃれ大学	青柳　瑞樹
準グランプリ	地球はこれから	山形県鮭川村鮭川中学校 ２年Ｃ組、３年Ｃ組	義髙　亙
入　選	STOP 温暖化	―	朝川　博明
	戦う者に明日はある	埼玉県立芸術総合高校　映画部	伊堂寺　夏鈴
	悲鳴	同志社大学学生テレビ局	塚原　隼人

個別指標　省エネ活動参加率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	7.6	7.8	8.0	8.2	
			実績値	3.5	7.6	8.1	8.4	
			達成状況	×	×	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	8.4	8.6	8.8	9.0	
			実績値	10.0	12.0	11.5		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
省エネルギー活動に対する意識の向上実践を促すため、市が実施している「省エネデー（省エネウィーク）」等に参加した市民の割合。

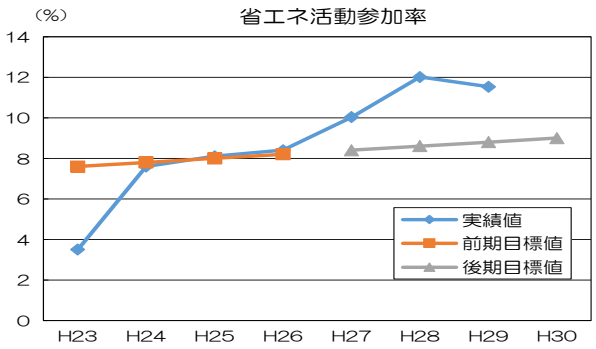

個別指標　エコハウスの新築及びリフォーム件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	24	36	48	60	
			実績値	47	63	92		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づく低炭素住宅の認定基準委準ずる新築住宅及びリフォームの住宅件数。

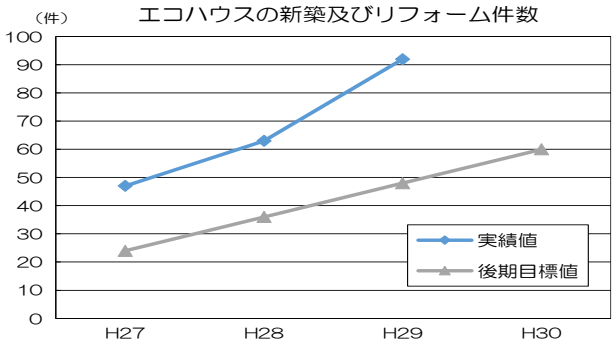

個別指標　市役所の活動に伴う温室効果ガス排出量削減率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	1.3	2.5	3.8	5.0	
			実績値	21.7	10.5	4.3	8.7	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	6.3	7.5	8.8	10.0	
			実績値	12.6	19.2	15.9		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市役所の活動により発生する温室効果ガス排出量の削減率

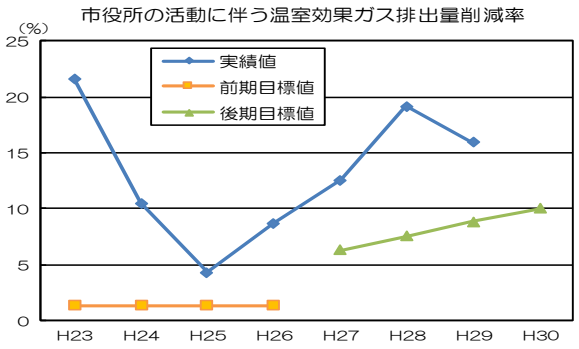

個別指標　所沢産農産物の直売所への出荷割合

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
％	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	54	56	58	60	
			実績値	57	58	59	60	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	62	64	66	68	
			実績値	66	65	67		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
所沢産農産物の直売所への出荷割合。

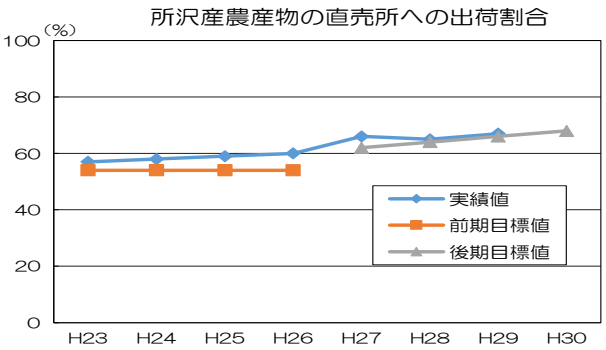

１－１－４　地球温暖化への適応策

主な施策の実施状況

■防災対策の推進

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、警戒区域）について、平成 30 年３月末現在、埼玉県により市内 48 箇所の区域指定がされております。

これを受けて土砂災害警戒避難体制の整備のために、土砂災害の避難所を確保しています。

また、「大雨や土砂災害に関する情報と避難行動のポイント」や「避難に係る情報の伝達」等の防災対策や「土砂災害警戒区域」を示した土砂災害ハザードマップを作成し、窓口にて配架しています。

■熱中症予防等への情報提供

熱中症予防に関する情報提供に努めました。

【主な取り組み】

・防災行政無線による注意喚起
・保健センターで実施する健康教育、地域包括支援センターが実施する介護予防教室や自治会からの依頼教育時に、熱中症予防についてのチラシを配布
・市役所本庁舎、保健センター内に熱中症予防のポスター掲示
・広報紙「広報ところざわ」及び市ホームページに熱中症予防の記事掲載
・県からの熱中症対策メールの内容を各小中学校、市立・私立幼稚園、保育施設にメール・FAX 等にて伝達し注意喚起
・県の高温注意情報発令時ところざわほっとメールで熱中症予防について自動配信
・市役所、まちづくりセンターのコミュニティビジョンに熱中症予防について掲示

■農作物の安定生産

　降霜や干ばつなどの気候変動による農作物被害を防ぐため、防霜ファンや井戸などの設置に対し、補助を行っています。

■みどりの保全と創出

　公共公益施設において壁面緑化（みどりのカーテン）を実施したほか、公共施設へ緑化のための球根配布（46 施設 2,750 球）を実施しました。

　また、約 1.62ha の緑地を取得し保全を図りました。

１－２　その他の地球環境保全

現況

〇オゾン層の破壊

・オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生命を守る役割を果たしているため、これが破壊されると、健康への被害や生態系への影響が懸念されます。

・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」などにより、冷蔵庫やエアコンの冷媒に使用されているフロン類の回収・破壊が義務付けられています。

〇酸性雨

・酸性雨は、工場、火力発電所、自動車の排気ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物などが原因となって発生し、国内や国外で排出されたこれらの物質が国境を越えて影響を及ぼすこともあり、国際的な問題となっています。

・平成 29 年度における降雨中の水素イオン濃度（pH）の年平均値は 4.81 で、全国平均 4.90（平成 28 年度環境省調査）と同程度の酸性雨が観測されています。

■降雨中の水素イオン濃度の年平均値の推移

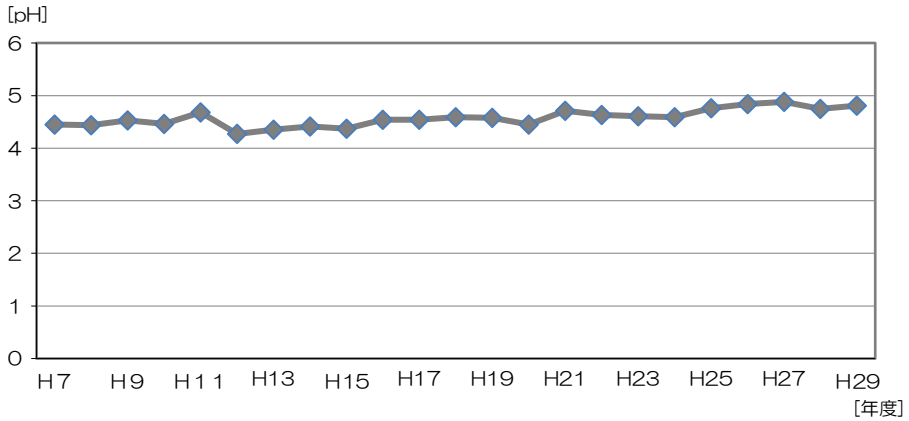

〇森林の減少

近年、熱帯林などの大規模な森林の急激な減少は、二酸化炭素の吸収源の減少や森林に蓄積された炭素が二酸化炭素として放出されることによる温暖化の進行、そして、そこに生息する野生生物種の減少など様々な影響を引き起こしています。

１－２－１　オゾン層破壊の防止対策

主な施策の実施状況

■特定フロン等使用機器の管理

市有施設における特定フロン等使用機器（空調機器、ハロン消火設備機器、公用車カーエアコン、冷蔵庫等（冷凍庫、保冷庫、冷水機を含む））については、法令に基づいた取扱いにより、特定フロン等の大気中への拡散防止に努め、また、新規購入の際は、原則としてオゾン層を破壊しない冷媒を使用した機器の購入に努めています。

１－２－２　酸性雨対策

主な施策の実施状況

■原因物質の削減

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物等の排出量を低減するため、工場･事業場に対する排出ガス規制や低公害車の普及等に努めています。

個別指標　水素イオン濃度（ｐＨ）3.5以下の年間降雨測定比率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	1.2				
			実績値	2.5	1.3	1.4	○	
			達成状況	×	×	×	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	1.4				
			実績値	○	○	○		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
各年度における、ｐH3.5以下の降雨を観測した割合。酸性雨の影響や実態を把握するために測定しています。

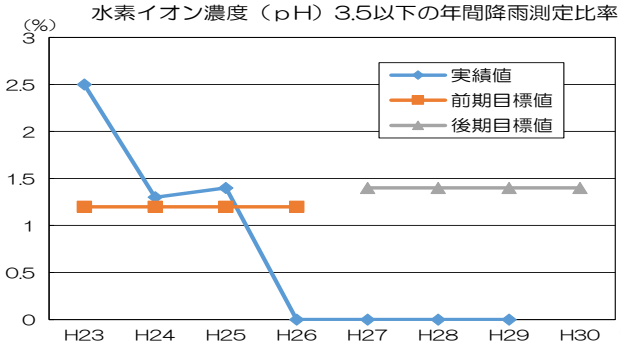

１－２－３　森林の減少対策

主な施策の実施状況

■古紙のリサイクル

・古紙のリサイクルを普及するため、自治会・町内会などの団体が地域内の自主的活動として行う集団資源回収の支援を行うとともに、本庁舎などすべての公共施設で両面コピーの励行や裏面利用の徹底等を通じ、紙の使用量の抑制に努めました。さらに、庁内から排出された古紙の回収･リサイクルに取り組んでいます。

・平成 29 年度には、保存年限が満了となった公文書 35,030kg を段ボール等にリサイクルしました。

・集団資源回収による古紙の回収量は 10,512t、本庁舎をはじめとするすべての公共施設から排出された古紙の回収量は 111t でした。

個別指標　市役所の協定消耗品における紙類の環境対応製品登載比率

単位	目指す方向	計画期間		進捗状況				備考
％	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	31.3				
			実績値	87.0	87.0	87.0	86.0	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	87.0				
			実績値	85.0	87.0	90.0		
			達成状況	×	○	○		

指標の説明
市役所で購入する協定消耗品の紙類において、環境対応製品であるものの割合。

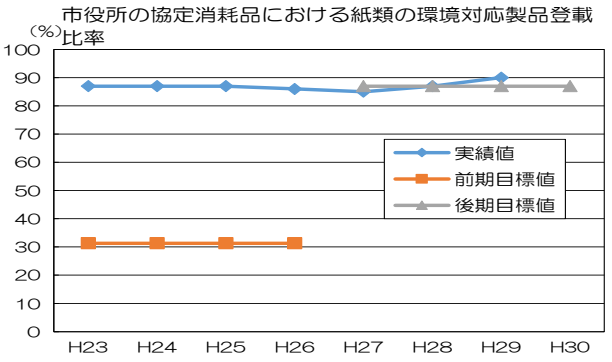

２－１　　ごみの発生・排出の抑制（リデュース）

現況

○ごみの排出量

近年、本市の総ごみ量は減少傾向にあります。

総合指標　市民１人当たりのごみ排出量（集団資源回収、事業系ごみ等は含まない）

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
g／人・日	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	618	612	606	601	
			実績値	619	616	618	610	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	595	589	583	578	
			実績値	594	583	580		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市民１人あたりが１日に出すごみの量。年間総ごみ量から集団資源回収量、事業系ごみを除いた家庭系ごみの量を人口で割ることで算出。

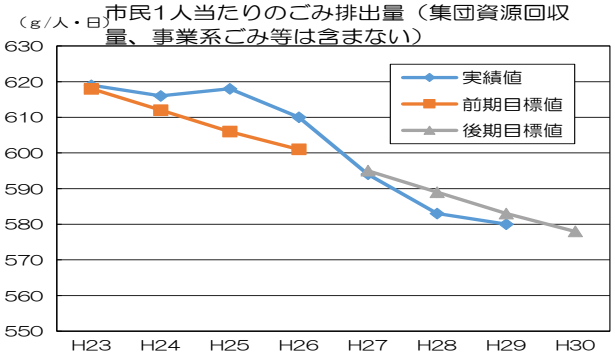

２－１－１　家庭系ごみの発生・排出抑制

主な施策の実施状況

■「食品ロス」の削減

・市内で「食品ロス」削減を実践する飲食店を「食品ロスゼロのまち協力店」として登録し、その店舗の取り組み内容を市ホームページ等により紹介しています（平成２９年度末 226 店舗）。

・食品ロス削減に向けた啓発ポスターやポップを作成し、協力店や公共施設等に掲示しました。

・宴会での食べ残しを減らすために、宴会終了 15 分前を、料理をゆっくり味わう時間とする「食べきりタイム」として推奨しています。

・食材を使い切り、余らさずに利用するためのメニューを市ホームページで紹介しています。

■「食品ロスゼロのまち協力店」ステッカー

■レジ袋の削減

「トコろんエコバッグ」を作成し、リサイクルふれあい館や市役所本庁舎「福祉の店ポピンズ」で販売することにより、マイバッグの利用を推進しています。

■「トコろん」エコバッグ（5 色）

■生ごみの減量・資源化

①生ごみ資源化推進事業

市内の一部自治会等で発生した生ごみを市内養豚農家に委託して回収・運搬し、豚糞と混ぜて堆肥化を行う資源化事業を行っており、製造した堆肥は JA を通じて農家等に販売し、農家が栽培した野菜は一部地元で消費されています。平成２９年度は、市内 10 自治会及び市公共施設で発生した生ごみを７0t 回収し、資源化（堆肥化）しました。

②生ごみの自家処理の推進

生ごみ処理機器等を購入し、家庭での生ごみの減量・資源化に取り組む市民に対し、購入価格の 2/3 で 20,000 円を限度額（100 円未満切捨て）として奨励金を交付しています。

■生ごみ減量化・資源化奨励金制度

種類	施行年度	平成 29 年度奨励基数	平成 29 年度までの累計
コンポスト容器	昭和 61 年度(補助開始)	24	10, 622
電気式生ごみ処理機	平成８年度（補助開始）	64	2, 725
ＥＭ生ごみ処理容器	平成 12 年度（補助開始）	22	698
通気式生ごみ容器	平成 18 年度（奨励開始）	0	26
その他容器	平成 13 年度（補助開始）	7	101
合　　計		117	14, 172

個別指標　総ごみ量に対する「燃やせるごみ」の割合

単位	目指す方　向	計画期間	進捗状況					備考
％	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	66.0	64.0	62.0	60.0	
			実績値	69.0	68.6	68.6		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
年間に排出される総ごみ量に対する「燃やせるごみ」の占める割合。

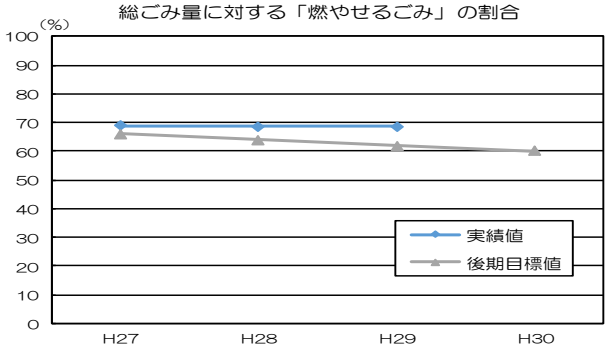

未達成の原因	改善の方向性
平成 29 年度の「燃やせるごみ」量は 70,016 トンであり、前年度と比較して 1,180 トン減少しているものの、総ごみ量も 1,633 トン減少しているため、「燃やせるごみ」の割合が相対的に減少しなかったものと考えられます。	市民や事業者に対し、引き続きごみの発生抑制及び減量・資源化について働きかけるとともに、特に「燃やせるごみ」に排出されてしまう「雑がみ」や「古着・古布」について、より一層の資源化・分別の働きかけを行っていきます。（平成 28 年度４月から「古着・古布」の全市的な集積所収集を開始。）

個別指標　生ごみ処理機器購入累積奨励基数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
基	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	13,895	14,335	14,775	15,215	
			実績値	13,578	13,668	13,772	13,881	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	15,655	16,095	16,535	17,000	
			実績値	13,928	14,055	14,172		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
市民が生ごみ減量化・資源化奨励金制度により、機器を購入した数。

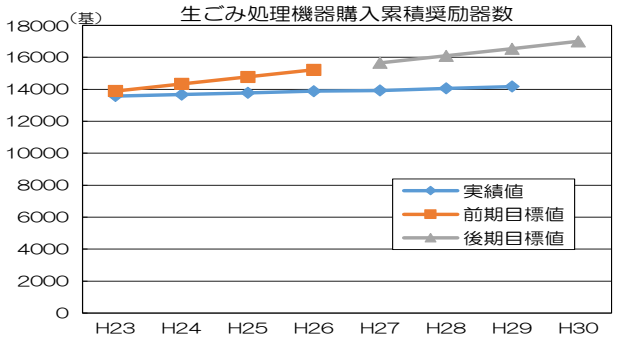

未達成の原因	改善の方向性
環境基本計画の開始時より年次目標値を大きく下回っていることから、回復が困難なため。	各種イベントや生ごみ減量・資源化講演会等をはじめ、広報紙や市ホームページ等で普及・啓発活動を実施することにより、改善を図ります。 また、機器ごとの取扱店舗を紹介するなど PR に努めます。

２－１－２ 事業系ごみの発生・排出抑制

主な施策の実施状況

■事業者への啓発

事業者にリーフレットの配布や市ホームページの充実を図るなど、広く周知啓発をしています。特に、多量排出事業者には、事業系一般廃棄物の減量及び資源化計画書の提出を依頼し、排出量や資源化量等の報告を求めています。また、事業所を訪問し、廃棄物等の保管状況や資源化への取組みの視察を行っています。

■事業系一般廃棄物の分別、資源化

一般廃棄物収集運搬業許可業者が、廃棄物をクリーンセンターへ搬入する際に検査を定期的に実施しています。また、分別が徹底されていない事業所については、直接訪問や啓発リーフレットの配布等の指導をしています。

個別指標　事業系ごみ（燃やせるごみ）の排出量

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
t／日	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	77	76	75	74	
			実績値	60	59	56	53	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	56				
			実績値	51	51	49		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市内の事業所から排出される燃やせるごみの、１日当たりの排出量。

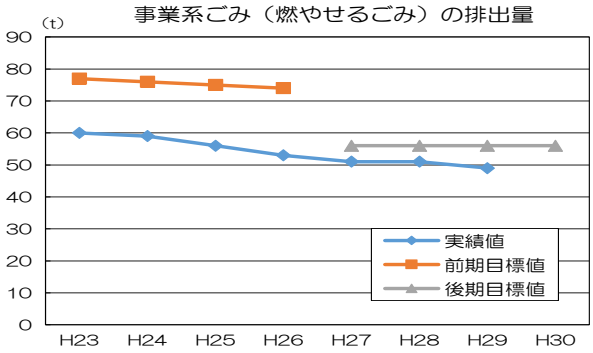

個別指標　食品ロス削減協力店舗数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
店	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	80	100	150	200	
			実績値	183	202	226		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
食品ロス削減のために協力いただける飲食店・飲食料品小売業の店舗数。

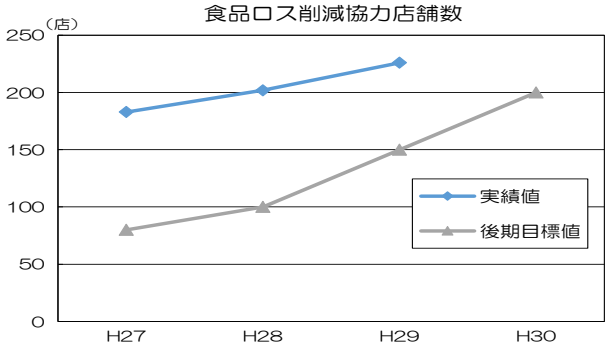

２－２　　リユース・リサイクルの推進

現況

○ごみの資源化

市では、子ども会・自治会・町内会等の団体が自主的に実施している集団資源回収に対して、報償金を交付し活動を支援しています。また、「生ごみ減量・資源化推進事業」をはじめ、もったいない市及び牛乳パック、陶磁器、廃食用油、CD・DVD・ビデオテープ、単一素材プラスチック、携帯電話、インクカートリッジなどの拠点回収による「リユース・リサイクル事業」を実施しています。

【資源化の取組みの推移】

＜平成 21 年度＞
単一素材プラスチック、CD・DVD・ビデオテープや携帯電話等の拠点回収を開始

＜平成 22 年度＞
小型家電製品の別収集を開始

＜平成 23 年度＞
小型家電製品の別日収集を開始（月１回）、ライターの拠点回収を実施（10 月から 12 月までの３ヶ月間）、使用済みインクカートリッジの拠点回収を開始、溶融スラグをセメント業者に搬出して資源化

＜平成 24 年度＞
ガラス屑を業者に搬出して資源化

＜平成 25 年度＞
陶磁器等を業者に搬出して資源化

＜平成 26･27 年度＞
公共施設等にて伐採された樹木を業者に搬出して資源化（平成 27 年度末で終了）

＜平成 28 年度＞
古着・古布の集積所収集を開始（月１回）

＜平成 29 年度＞
粗大ごみの収集から再生・頒布等を一体的に実施する、粗大ごみリユース拡大事業を開始

■資源回収の内訳（平成 29 年度）

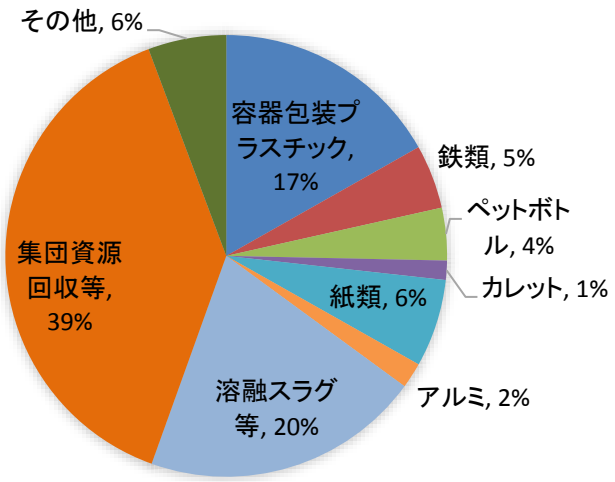

個別指標　総ごみ量に対するリサイクル率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	30.0				
			実績値	24.6	26.7	26.8	28.1	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	27.6	28.1	28.6	29.1	
			実績値	28.7	28.9	28.9		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市内から出る総ごみ量のうち、集団資源回収や市の回収によってリサイクルしたものの割合。

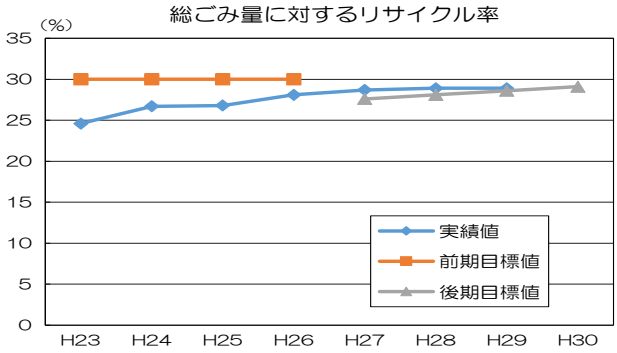

２－２－１　リユースの推進

主な施策の実施状況

■「もったいない」意識の普及啓発

子ども達にリサイクル活動の普及を図るため、小冊子「わたしたちのくらしのごみ」を作成し、小学校４年生に配布しています。また、小学生を対象にリサイクル意識の高揚のため、ポスターの募集をしています。

■学校給食牛乳パックリサイクル

環境・資源保護の意識を高めることを目的に、各小・中学校において学校給食の牛乳パックリサイクルに取り組んでおります。リサイクルされた牛乳パックは、再生トイレットペーパーになり、各学校に還元されます。
平成 29 年度実績：牛乳パックリサイクル重量 26ｔ、還元トイレットペーパー数 7,000 ロール
（実施につきましては乳アレルギー児童生徒に配慮しております。）

■資源物の回収・頒布

・まちづくりセンター等で実施する「もったいない市」やリサイクルふれあい館で、古着・陶磁器等を回収・頒布しています。

・資源物の回収拠点施設「東所沢エコステーション」では、新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、廃食用油、古着・古布、陶磁器・ガラス食器、牛乳パック、おもちゃ、単一素材プラスチック、ＣＤ・ＤＶＤ・ビデオテープや携帯電話、インクカートリッジ等の資源物を受け入れています。

■家具の再生頒布

リサイクルふれあい館では、粗大ごみとして排出された家具等に簡単な手直しを加え、大型再生家具の抽選頒布、小型再生家具の常設頒布を行っています。

■大型家具の再生頒布（平成 29 年度実績）

回収数	頒布数	申込件数	平均倍率
830	762	7,336	9.6

個別指標　エコロのもったいない市利用者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人/年	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	6,634				
			実績値	6,885	6,485	6,925	6,660	
			達成状況	○	×	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	6,925				
			実績値	6,890	7,427	9,893		
			達成状況	×	○	○		

指標の説明
家庭における不用品などの有効利用のため、「もったいない市」を利用した人の数。

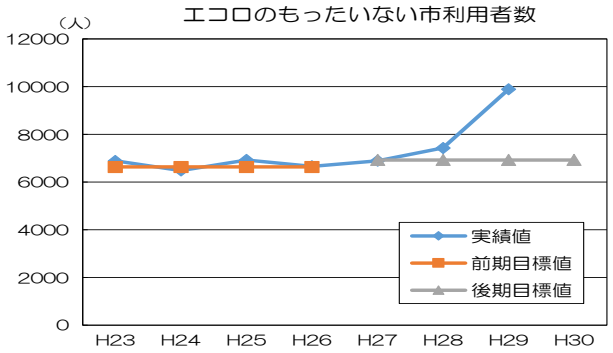

個別指標　頒布再生品の利用者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人/年	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	4,107				
			実績値	6,079	6,245	4,904	5,144	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	8,500	9,000	9,500	10,000	
			実績値	9,441	10,575	14,727		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
リサイクルふれあい館エコロやクリーンセンターなどで、再生品の頒布を受けた人数。

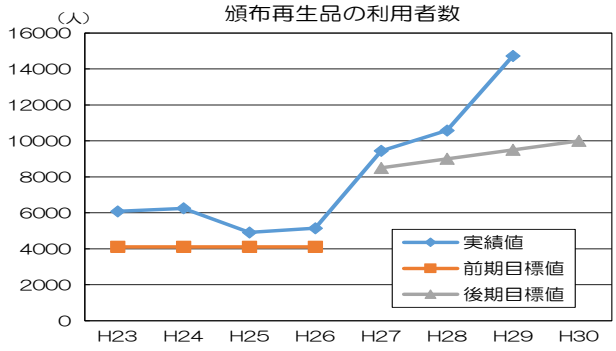

２－２－２　リサイクルの推進

主な施策の実施状況

■生ごみ、紙ごみの回収

生ごみを拠点回収し堆肥化する「生ごみ資源化推進事業」を一部地区で実施し、平成２９年度は７０ｔの生ごみを回収しました。また、集団資源回収以外による紙ごみの回収量は、平成２９年度は 2,117t でした。

■集団資源回収

集団資源回収を行っている自治会・町内会等の団体に報償金を交付し、地域のリサイクル活動を支援しています。（平成２９年度実績：520 団体、10,918t）

■所沢市新所沢まちづくりセンター　インターロッキングブロック

■資源の有効利用

東部クリーンセンターでは、溶融スラグが年間約 5,950ｔ製造されています。このうち約８割にあたる約 5,100ｔをセメント・コンクリートブロックの原料として、また約 690ｔを道路のアスファルト骨材として有効利用しています。（平成 29 年度セメント原料 3,862.72ｔ、コンクリートブロック原料 1238.69ｔ、アスファルト骨材 691.350ｔ）

このほか、資源物処理ライン（びん・かん）から発生したびんのかけら（ガラス屑）は、細かく破砕され道路等の路盤材や土壌改良材として、有効利用されています。（平成 29 年度 204.03ｔ）

■リサイクルふれあい館エコロ

リサイクルふれあい館エコロでは、市民にごみの減量と資源化の重要性を広く訴え、再使用への関心を高めるため、様々な事業・講習会等を開催しています。

■リサイクルふれあい館主催の講習会及びイベント開催実績（平成 29 年度）

開催講習会名	実施回数（回）	参加人数（人）
おもちゃの病院	57	584
包丁研ぎ講習会	12	75
傘修理	12	118
裂き布ぞうり	2	29
その他	33	460
和服・陶磁器もったいない市	5	5,604
合計	121	6,870

■スマートフォン用家庭ごみ分別アプリケーション

平成 26 年５月より、お住まいの地区の「収集カレンダー」、便利なごみ分別を掲載した「ごみ分別辞典」、ごみの出し忘れ防止のための「アラート機能」を搭載したスマートフォン用ごみ分別アプリ　『所沢市ごみ分別アプリ -わけトコっ！-』を配信しています。

※対応端末

iOS 版と Android 版に対応。
それぞれ各アプリ配信ストア（iOS 版：App　Store、Android 版：GooglePlay）で配信中。

■ごみ分別アプリ（ホーム画面）

iOS 用 QR コード

Android 用 QR コード

個別指標　集団資源回収量

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
t／年	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：10,977
			目標値	11,402				
			実績値	11,248	10,935	10,977	11,164	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	11,000	
			実績値	11,132	11,283	10,918		
			達成状況	○	○	×		

指標の説明
集団資源回収制度により回収した新聞・雑誌・段ボール等の量です。

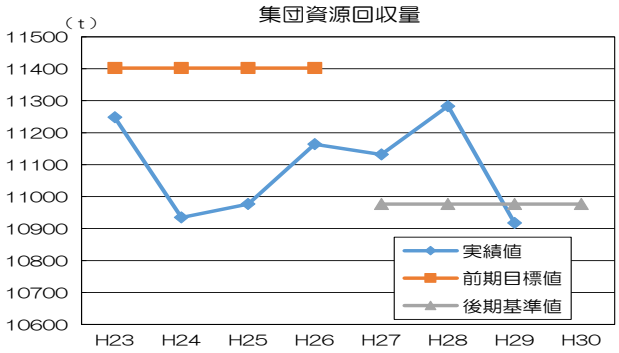

未達成の原因	改善の方向性
構成員の減少等による活動継続困難（児童減少による子供会解散、役員の高齢化による継続困難等）及び他団体の資源回収開始による回収量減少により、資源回収を取りやめる団体が増加したものです。（平成 29 年度は 11 団体の登録を抹消）	制度の周知・啓発活動を強化し、新規登録団体及び行政に代わる集団資源回収を開始する団体の増加を図ります。

個別指標　クリーンセンター及びリサイクルふれあい館エコロでのイベント参加者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人／年	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	3,789				
			実績値	3,834	3,470	3,866	4,333	
			達成状況	○	×	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	5,250	5,500	5,750	6,000	
			実績値	7,200	5,945	7,326		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
クリーンセンター及びリサイクルふれあい館エコロで開催している講習会等に参加した市民の数。

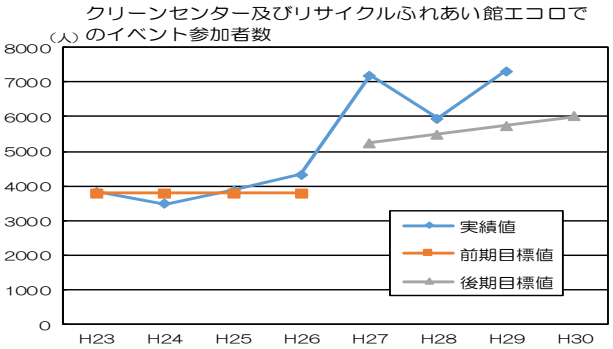

個別指標　市役所の物品購入環境対応製品登載比率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	67				
			実績値	85	85	85	85	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	85				
			実績値	84	84	85		
			達成状況	×	×	○		

指標の説明
協定消耗品一覧表に、再生品やエコマーク商品、グリーンマーク商品など環境への負荷が少ない製品を掲載している割合。

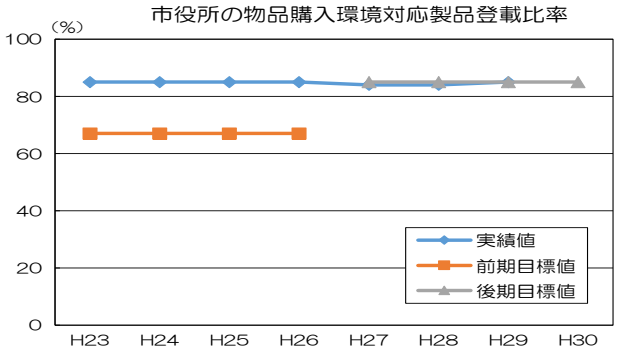

２－３　　廃棄物の適正処理

現況

○最終処分場の確保

最終処分場については、市役所内で議論を重ね第一候補地を建設予定地にしたことから、今後も引き続き、地元や土地所有者等の意向等を踏まえながら、事業の推進を図っていきます。

○不法投棄

不法投棄は、交通量の少ない道路沿いや人目につかない雑木林などに多くみられ、これらは美観を損ねるほか、新たな不法投棄を招く要因となっています。

個別指標　総ごみ量に対する焼却処理率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：79.2
			目標値	70.0				
			実績値	73.8	80.8	79.2	77.8	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↘	↘	↘	70.0	
			実績値	78.8	78.4	77.2		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市内から出る総ごみ量のうち、焼却処理を行ったごみの割合。

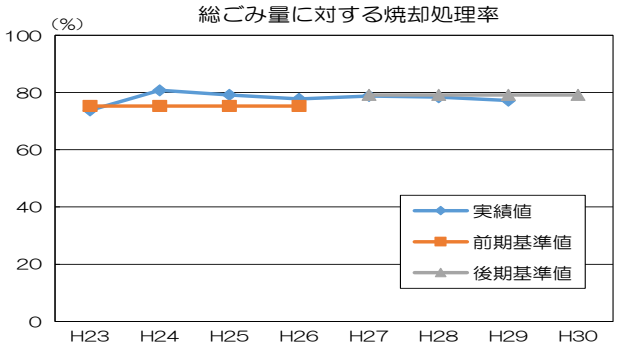

個別指標　総ごみ量に対する埋立て率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：5.6
			目標値	2.0				
			実績値	7.7	5.8	5.6	4.7	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↘	↘	↘	2.0	
			実績値	4.4	3.9	3.3		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市内から出る総ごみ量のうち、埋立て処理を行ったごみの割合。

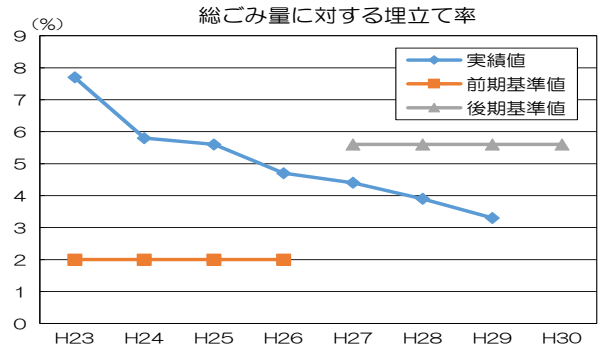

２－３－１　環境に配慮した適正な処理体制の確保

主な施策の実施状況

■ごみの分別排出の啓発

パンフレット「家庭の資源とごみの分け方・出し方」や市ホームページで、家電リサイクル法対象品目等の出し方について周知を図っています。

■排ガス規制の遵守

クリーンセンターから排出される排ガスについては、周辺住民と締結した「公害防止協定」において、国等の基準よりもさらに厳しい自主基準値のもと、運転管理を行っています。

■平成 29 年度ダイオキシン類濃度測定結果（煙突出口）
（単位：ng-TEQ/m3N）

	東部クリーンセンター		西部クリーンセンター	
	1号煙突	2号煙突	A系炉	B系炉
第1回	0.0025	0.00032	0.0002	0.000077
第2回	0.00084	0.0025	0.000092	0.000066
自主基準値	0.01		0.1	

■平成 29 年度ダイオキシン類濃度測定結果（脱硝反応塔出口）
（単位：ng-TEQ/m3N）

	東部クリーンセンター	
	1号焼却炉	2号焼却炉
第1回	0.00098	0.00082
第2回	0.00061	0.00076
国規制値	0.1	

個別指標　東部・西部クリーンセンターにおけるダイオキシン類にかかる自主基準達成率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	100				
			実績値	100	100	75	100	
			達成状況	○	○	×	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
東部・西部クリーンセンターの両施設から排出されるダイオキシン類等の濃度の法令及び自主基準値を達成した割合。

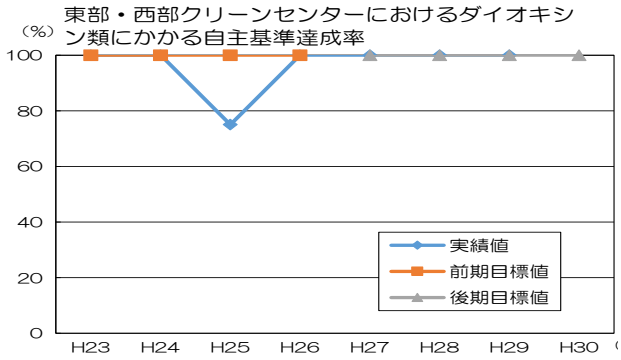

２－３－２　最終処分場の確保

主な施策の実施状況

■最終処分場の整備

市内で発生する一般廃棄物の最終処分については、現在、全量を県営の処分場や県外の民間処分場へ搬出しています。

２－３－３　不法投棄対策

主な施策の実施状況

■不法投棄防止パトロール

　不法投棄されやすい場所を定期的に巡回する「不法投棄防止パトロール」を市内全域で実施し、不法投棄物を発見次第撤去することで、ごみの散乱・土壌汚染の防止、美観の保護及び、新たな不法投棄の防止に努めています。平成２９年度の不法投棄防止パトロールにおける不法投棄物撤去量は、約 16.0ｔ（718 箇所）でした。

■啓発看板

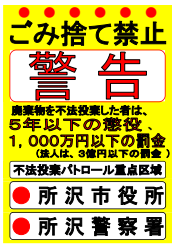

個別指標　不法投棄物撤去量

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
kg	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：18,450
			目標値	45,270				
			実績値	34,790	24,920	18,450	15,040	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↘	↘	↘	16,605	
			実績値	12,230	15,840	15,990		
			達成状況	○	×	×		

指標の説明
不法投棄パトロールで撤去した不法投棄物の撤去量。

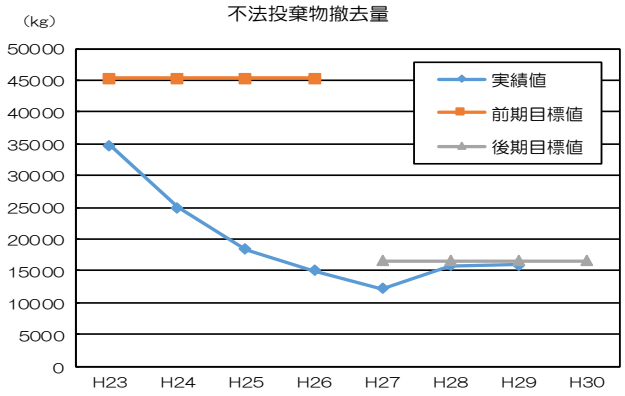

未達成の原因	改善の方向性
市内の広範囲において細やかなパトロールを行っていること、また、市民の不法投棄への意識が高まり、幅広く情報提供が寄せられたことから、不法投棄物の重量が増加したものです。	市内の環境美化のため、不法投棄物の回収を継続して実施することに加え、重点区域については、看板やHPでの周知等の予防対策の充実を図ります。

２－３－４　産業廃棄物対策

主な施策の実施状況

■産業廃棄物の減量化対策

　道路舗装や施設建設等の公共工事を行う際に、舗装材、埋め戻し材、基礎材等にリサイクル品を使用するよう努めています。平成２９年度の道路舗装工事、水道工事及び下水道工事では、再生切込砕石 9992.9m^3、再生粒調砕石 8759.5m^3、再生アスファルト混合物 23413.4ｔ、再生砂 38301.5m^3 を使用しました。

■産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物に関して指導権限のある埼玉県に対し、産業廃棄物処理業者への指導を要請するとともに、市職員が埼玉県併任職員の辞令を受け、産業廃棄物処理施設等への立入りやパトロールを行い、産業廃棄物の不適正処理防止に努めています。

個別指標　産業廃棄物処理施設等への通報に対する対応率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	達成維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
産業廃棄物の適正処理のため、産業廃棄物処理施設等への通報に対し、対応に応じた割合。

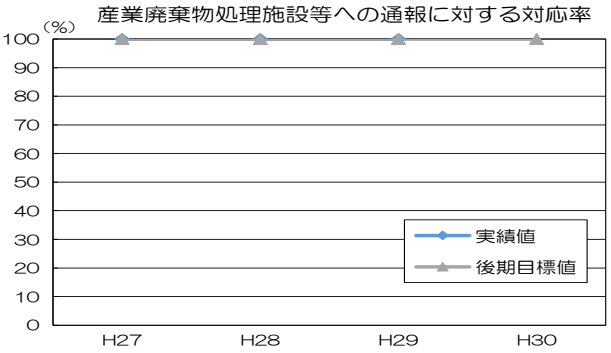

3－1　みどりの保全と創出

現況

〇緑地の分布

- 本市の緑被状況は、市街化区域で約 14%、市街化調整区域で約 61%となっており、全体では約 43%がみどりに覆われています。
- 樹林地は市域の約 12%を占めており、そのほとんどが市街化調整区域に分布しています。
- 樹林地の植生は、落葉広葉樹二次林・自然林が約 80%と最も多くなっています。
- 市内には、山林所有者からの寄附や「所沢市緑の基金」への寄附金などを原資として市有地となった緑地が 24.2ha あります。

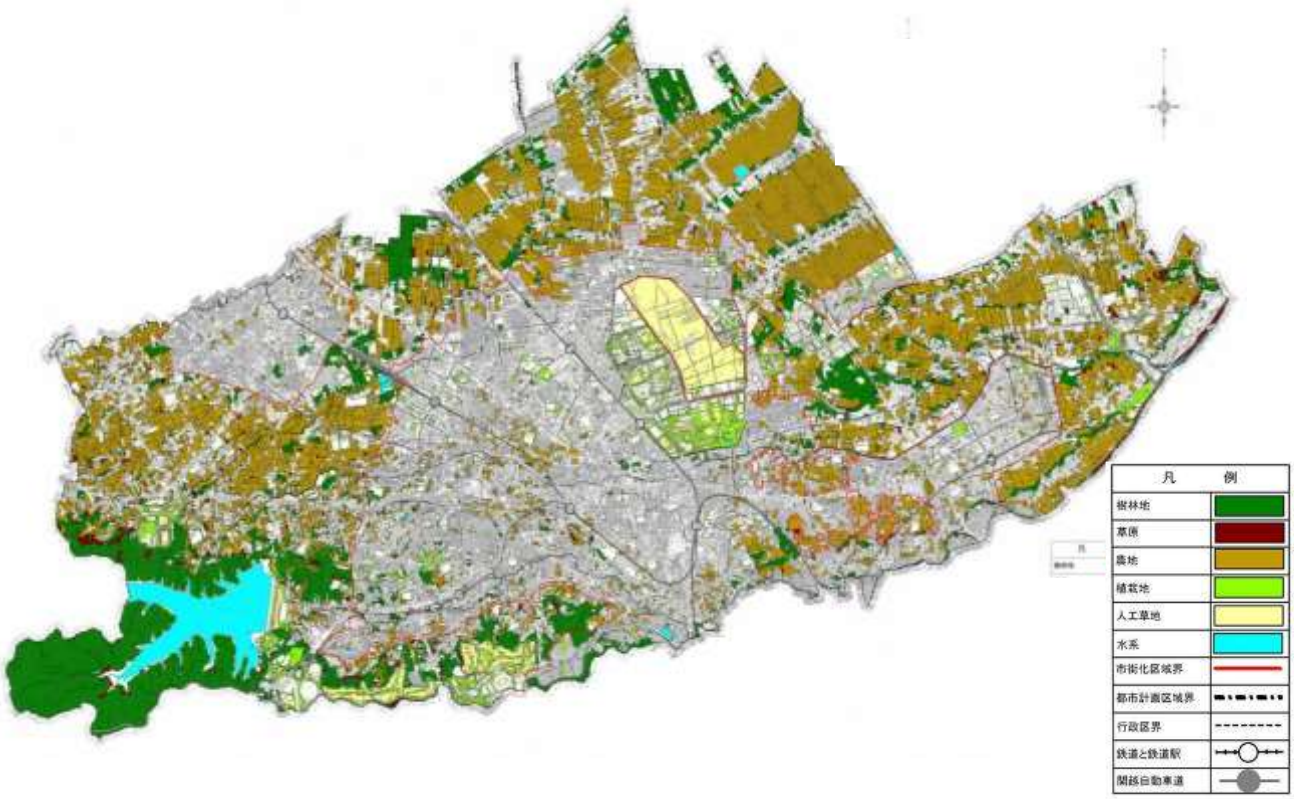

〇樹林地・雑木林の保全

- 特別緑地保全地区等の緑地保全制度の指定により、市内にあるまとまりのある緑地を保全しています。
- 市内の樹林地は平成 21 年（2009 年）から平成 29 年（2017 年）の間で約 6.1ha／年が消失し、宅地や資材置場、福祉施設などに変容しています。
- 「保存樹木」や「ふるさとの樹」の指定により、地域のシンボルとなっている樹木を保全しています。

〇農地の保全

- 市域において耕地面積は約２割を占めています。農地は、ほとんどが畑地で、約８割が野菜畑、残りの約２割が樹園地(茶畑等)となっています。
- 農薬や化学肥料の削減、有機質資源を利用する環境保全型農業や、平地林の落ち葉を堆肥として利用する農法を推進しています。

総合指標　市域における緑地の確保量

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ha	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値：2,141
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	2,168	
			実績値	2,144	2,149	2,174		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
みどりの保全のため、法律や条例等により土地利用を規制している緑地（地域制緑地）の面積と、みどりの創出のため、新たに整備した都市公園の面積及び公共施設の空き地等を利用し新たに緑化した面積（施設緑化）、民有地に新たに緑化した面積（民有地緑化）の合計面積

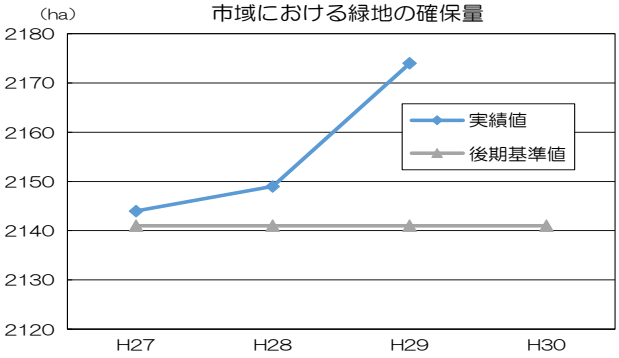

3－1－1 樹林地の保全

主な施策の実施状況

■市民協働による樹林地の保全

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に基づき、みどりの保全及び緑化の推進に関して、自発的かつ実践的な活動を行う個人または団体を「みどりのパートナー」として登録し、このパートナーに対して活動地の提供や資材の提供など様々な支援を行うことにより、市民協働によるみどりの活動を推進しています。平成 29 年度は、5,159 人が、みどりの保全活動に参加しました。

■地域制緑地の指定の推進

みどりの核となる市街地周辺のまとまった緑地や街なかに残された身近な緑地など、重要となるみどりを保全し、みどりの連続性を確保するため、「特別緑地保全地区」、「里山保全地域」、「市民緑地」、「市民の森」、「保存樹林」、「ふるさとの緑の景観地」等の地域制緑地の指定を推進しています。

■市民の森指定状況

荒幡富士市民の森	4.66ha
若狭山の神市民の森	1.19ha
若狭地蔵市民の森	0.94ha
牛沼市民の森	1.34ha
合　計	8.13ha

■ふるさとの緑の景観地等指定状況

北中ふるさとの緑の景観地	21.52ha
駒ヶ原ふるさとの緑の景観地	11.36ha
小手指ふるさとの緑の景観地	10.94ha
合　計	43.82ha

①「特別緑地保全地区」は、都市の良好な自然環境を形成する枢要な緑地を保全するために、都市緑地法に設けられた制度です。市では、平成 24 年度に約 4.67ha を「駒ケ原特別緑地保全地区」として、平成 28 年度に約 4.71 ha を「荒幡富士特別緑地保全地区」として指定しています。

②「里山保全地域」は、ふるさと所沢のみどりに寄与する樹林地や水辺地等を保全するために、ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に設けられた制度です。市では、平成 25 年度に約 6.21ha を「北野南二丁目里山保全地域」として、平成 26 年度に約 5.14ha を「菩提樹池里山保全地域」として、平成 27 年度に約 7.56ha を「三ケ島二丁目里山保全地域」として、平成 28 年度に約 4.98ha を「旧鎌倉街道沿里山保全地域」として指定しています。

③「市民緑地」は、市街地に残された身近なみどりを保全するために、都市緑地法に設けられた制度です。市では、本制度に基づき土地所有者との無償契約により、平成 19 年度から「久米八幡越市民緑地」を一般開放し、現在約 1.58ha を整備しています。

④「市民の森」は、土地所有者と市が雑木林の整備と維持管理を行う契約を結ぶもので、一般に公開することにより、憩いの場や学習の場として提供しています。

⑤「保存樹林」は市内に 20 箇所あり、平成 29 年度末現在、合計で約 19.46ha となっています。また、平成 29 年度に市内では初となる生垣約 151ｍを新規指定しました。「保存樹木」は、幹周り 1.2m以上・樹高 10m以上の基準を満たすケヤキやイチョウ等の樹木を指定するもので、平成 29 年度末現在、133 本を指定しています。

「ふるさとの樹」は、幹周り 3m以上・樹高 10m 以上の樹木を指定するもので、平成 29 年度末現在、33 本を指定しています。

■保存樹木（東所沢和田一丁目）

⑥埼玉県は、県内に残る武蔵野の雑木林などのまとまった貴重なみどりを残すため、「ふるさとの緑の景観地」として指定し、その保全を図っています。市内では、３箇所の景観地が指定されています。

⑦重要な緑地として指定した「地域制緑地」が消失するおそれがある場合、市と県で公有地化を図っています。また、土地所有者からのご厚意により緑地の寄附申出がある場合は、規定に沿って積極的に受入れを検討します。なお、昭和 59 年から平成 29 年までに、約 37.6ha を公有地化しています。

■保存樹林（下新井本居山周辺）

■市民団体による緑地保全

公益財団法人トトロのふるさと基金では、市内の緑地 44 箇所を取得し、その保全活動を行っています。

■狭山丘陵内の緑地保全

市では、首都圏近郊緑地保全法の届出に関する必要な助言を行っています。また、埼玉県立自然公園条例に基づく届出に関して、受理を行い埼玉県西部環境管理事務所に届出書を送付しています。

個別指標　みどりのパートナーが行う保全管理作業への参加者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値： ○
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	1,000	
			実績値	2,065	3,899	5,159		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
緑地保全制度が指定された樹林地等において、みどりのパートナーが行う保全管理作業に参加した延べ人数。

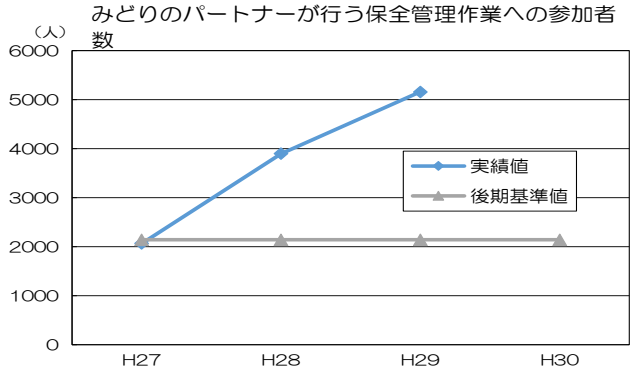

個別指標　ふるさとの樹の指定本数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
本	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値：30
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	50	
			実績値	35	35	33		
			達成状況	○	○	×		

指標の説明
地域において、市民に親しまれている巨樹・名木等で、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づき、指定した巨木の本数。

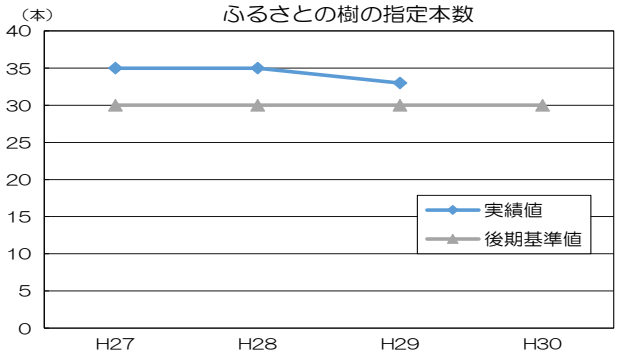

未達成の原因	改善の方向性
樹木の管理が困難なことを理由に所有者から解除の申し出があったため、指定本数が減少したものです。	新たな指定に向け、制度の周知を図ります。

個別指標　農地以外の緑地の面積（樹林地等）

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ha	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：732
			目標値	732				
			実績値	719	721	732	720	
			達成状況	×	×	○	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	750	
			実績値	730	731	755		
			達成状況	×	×	○		

指標の説明
市内の農地以外の地域制緑地の面積。

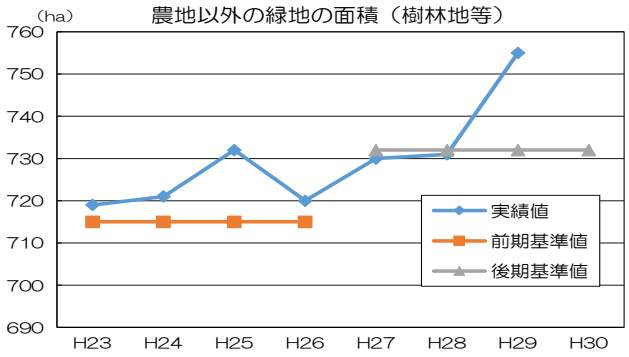

個別指標　市民協働による樹林地管理面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ha	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	8	11	14	18	
			実績値	19.7	19.3	19.5		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
緑地保全制度が指定された樹林地等において、土地所有者に代わり、市民協働により保全管理している樹林地の面積。

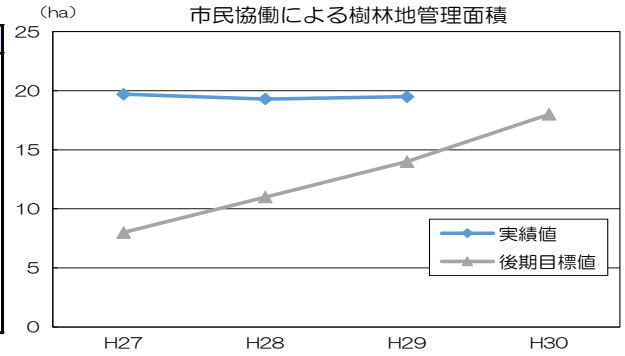

3－1－2 農地の保全

主な施策の実施状況

■体験農場の整備

遊休農地の活用策として、市内７箇所で体験農場を開設しています。

・整備区画数：391 区画（１区画約 20 ㎡）・22 区画（１区画約 40 ㎡）

・農場面積計：12,078 ㎡（H29 年度末現在）

■体験農場

■農地の減少の防止

市では、農地法の適切な運用により無秩序な開発などによる農地の減少を防止しています。

・農業振興地域面積：3,362ha

・農用地区域面積：998.2ha（H29 年度末現在）

■環境にやさしい農業の推進

平成 14 年度から、農薬散布の回数削減につながる性フェロモン剤の利用や、環境に与える負荷の削減につながる生分解性マルチフィルムの利用等に対して補助を行い、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減した農業を進めています。

【事業内容】

・緑肥、性フェロモン剤、生分解性マルチフィルムの購入補助

・生分解性マルチ：７種類 222 本を使用

・緑肥：９種類 886 袋を利用（H29 年度末現在）

・フェロモントラップ：９団体で実施、実施面積 427ha

■フェロモントラップ設置状況

■落ち葉堆肥農法の推進

平地林の落ち葉を堆肥として利用する農法は、近年、労働力不足から減少の傾向にあり、平地林の管理自体が難しくなってきています。このため、労働力不足を補い、農業と平地林を取り巻く環境について市民の理解を促すため、市民を対象とした参加型の「落ち葉掃き体験」を平成 8 年度から実施しています。また、平成 29 年３月には所沢市、川越市、ふじみ野市、三芳町、ＪＡいるま野の広域連携にて取り組んでいた「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が日本農業遺産に認定されたことから、今後も引き続き市内に残る平地林の維持・保全と落ち葉堆肥農法の推進を図ります。

個別指標　農地面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ha	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	1,600				
			実績値	1,772	1,770	1,761	1,749	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	1,600				
			実績値	1,730	1,724	1,711		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市内で農地として利用している土地の総面積。

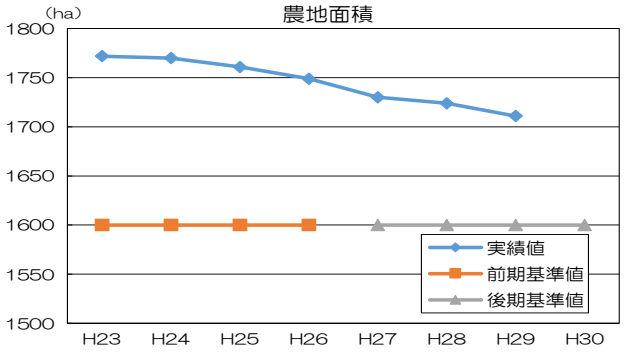

個別指標　遊休農地の面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ha	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：15.2
			目標値	6.4	6.3	6.2	6.1	
			実績値	5.5	6.7	15.2	8.8	
			達成状況	○	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↘	↘	↘	12.0	
			実績値	11.1	9.3	13.1		
			達成状況	○	○	×		

指標の説明
耕作の目的で使用されず、かつ、引き続き耕作の目的で使用されないと見込まれる農地（遊休農地）の面積。

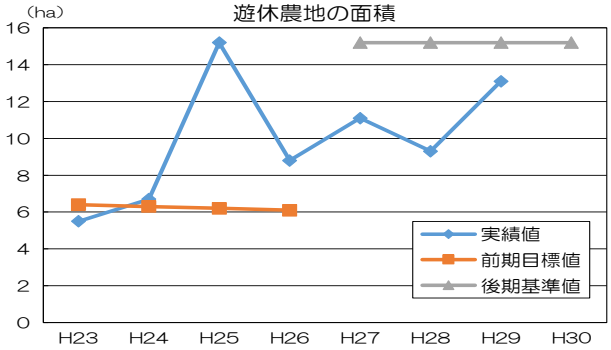

未達成の原因	改善の方向性
農業従事者の高齢化や後継者不足等により、維持・管理が行き届かない農地が増加したため。	継続的な農地利用状況調査を実施するとともに、遊休農地の所有者に対して是正指導等に努めます。

３－１－３ 市街地の緑化推進

主な施策の実施状況

緑化に関する制度の整備・充実

①みどりのパートナー活動推進事業

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に基づき、みどりの保全及び緑化の推進に関して、自発的かつ実践的な活動を行う個人または団体を「みどりのパートナー」として登録し、このパートナーに対して活動地の提供や資材の提供など様々な支援を行うことにより、市民協働によるみどりの活動を推進しています。平成２９年度には、緑化の推進活動登録団体により総計 5,042.09 ㎡の地域緑化創出に取り組みました。

②公共施設の緑化推進

街中のみどりを効果的に創出するため、公共公益施設が率先して緑化を行う指針となる「公共施設緑化ガイドライン」に基づき緑化を図っています。

また、草花緑化に対する関心と愛護心を高めるため、平成 29 年度は、まちづくりセンターや児童館など 46 箇所の公共施設にチューリップ球根 2,750 球を配布しました。

■緑化実施状況

緑化実施地	緑化面積	緑化地の形態
緑町 1-7 緑町中央公園	160.00 ㎡	平面緑化
牛沼、松郷東川河川敷内	90.00 ㎡	〃
久米 2397-1 先　鳩峯公園	71.93 ㎡	〃
和ケ原公園	202.36 ㎡	〃
神米金 358 郊外マンション	278.40 ㎡	〃
東所沢 1-7 先　郷土窪公園	39.60 ㎡	〃
松井まちづくりセンター	159.60 ㎡	〃
小手指南 5-14 先　北打越公園	87.84 ㎡	〃
狭山ケ丘駅東口駅前ロータリー緑化地帯	540.00 ㎡	〃
小手指南 6-14-1、山口 5216-2	160.00 ㎡	〃
上山口 186 高橋広場	60.00 ㎡	〃
山口 57-4 春の台公園	54.00 ㎡	〃
青葉台 1318 先砂川堀せせらぎ水路遊歩道	126.72 ㎡	〃
並木 7-1 先　外周道路東側	20.00 ㎡	〃
林 3 丁目 545 先　林川沿い河川敷	150.00 ㎡	〃
山口 5090 外　椿峰ニュータウン	312.00 ㎡	〃
緑町 1-6 外新所沢団地	500.00 ㎡	〃
花園 2 丁目 2405-7 花園西公園	176.00 ㎡	〃
上新井 2-8-33～5-1 東川河川敷	22.30 ㎡	〃
東所沢 2-63 先　東川河川敷	1,600.00 ㎡	〃
上山口 1570 大鐘公民館前庭	60.00 ㎡	〃
東狭山ケ丘 1 丁目南公園前通り街路樹植込み・公園内花壇	225.34 ㎡	〃

緑化地の形態には「平面緑化」と「立面緑化」があります。
※「平面緑化」は、地面に植物を植えるものです。
「立面緑化」は、壁面・フェンス等に蔓性植物を絡ませて緑化創出するものです。

さらに、保育園の園庭に潤いのある木陰づくりを進めるため、埼玉県「彩の国みどりのサポーターズクラブ」に登録し、苗木の提供を受け、市立保育園４園に植樹を行いました。

③民有地緑化の推進

みどりの街づくりを進めるため、みどりを創出するポイントを紹介した「みんなでつくろうみどりの街～緑化の手引書～」を作成し、各公共施設で配布しています。

また、各家庭の庭やベランダに「一本でも多くの花と緑を」をスローガンに、各種イベント開催時に草花の苗や種子等の配布事業を行っています。

■みどりのカーテン

夏の強い日射しの遮光や、葉からの蒸散作用により室温の上昇を抑える「みどりのカーテン」を推進するため、市民を対象にゴーヤとアサガオの種子を合計 8,000 袋配布しました。幼稚園・小・中学校においても子どもたちが「みどりのカーテン」を育てています。また、市民の意識の高揚を図るため、市民や事業者・団体等が作った「みどりのカーテン」の写真を募集して展示するとともに、応募作品を選考して表彰する「みどりのカーテンコンテスト」を実施しました。コンテストには、49 作品の応募があり、そのうち３作品を優秀作品として表彰しました。

■みどりのカーテン（松井小学校）

■緑地協定

住宅地の緑化を推進する緑地協定として、現在、椿峰ニュータウンと松が丘の２ヵ所、24.62ha が指定されています。

個別指標　地域緑化団体の数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
団体	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値：○
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	3	
			実績値	○	2	2		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市街地において、地域住民により緑化活動を行う団体数。

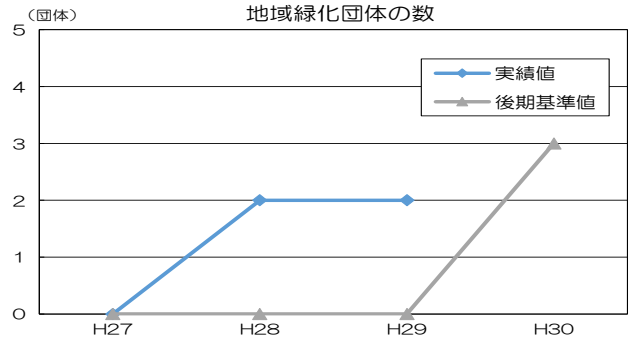

個別指標　公共・公益施設のみどりの創出箇所

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
箇所	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	4	6	8	10	
			実績値	4	7	13		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
「公共施設緑化ガイドライン」を活用し、みどりの創出を図った公共・公益施設の数。

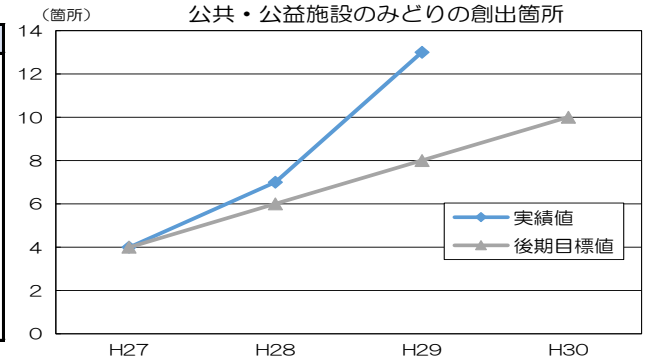

３－１－４ みどりとのふれあいの場の創出

主な施策の実施状況

■遊歩道等の整備

市民の森などを快適に散策できるよう、案内板、指導標識や休憩施設等の整備を図っています。

・荒幡富士市民の森

老朽化による東屋の筋交いの交換を実施しました。

・久米八幡越周辺緑地

外周柵 234mを新設しました。

・菩提樹池里山保全地域

外周柵 285mを新設しました。

・狭山湖周辺人道橋

狭山湖北東部に位置する緑地帯を縦断する市道 5-4 号線に、景観に配慮した人道橋の整備を行うため、準備を進めております。

■案内板

■指導標識

■みどりのふれあいウォーク

狭山丘陵をはじめとした樹林地を散策し、直接自然に触れて、「みどり豊かな所沢」の魅力を体験してもらうことにより、みどりの保全に対する市民の意識を啓発するため、みどりのふれあいウォークを実施しています。

平成 29 年度は春(5 月)に開催し、1,767 人の参加がありました。

■みどりのふれあいウォーク

個別指標　市民に公開している緑地数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
箇所	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	6	7	8	9	
			実績値	6	9	9	10	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	10	11	12	13	
			実績値	10	10	10		
			達成状況	○	×	×		

指標の説明
気軽にみどりとふれあえるよう、市民に公開している緑地の数。

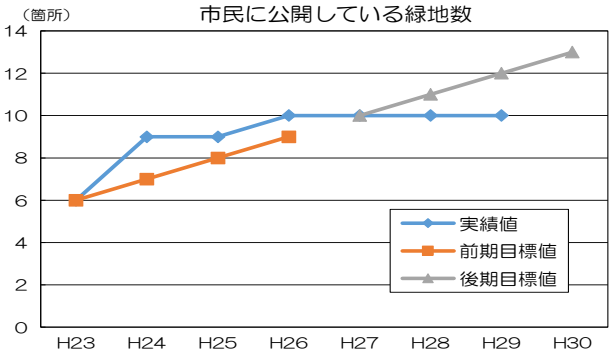

未達成の原因	改善の方向性
地域制緑地（里山保全地域、特別緑地保全地区の変更）の拡大に注力しており、市民の森、市民緑地等の指定の拡大に至っていません。	市民緑地、市民の森等の制度の周知を図り、市民からの協力を募ります。

個別指標　みどりの保全及び緑化に関する講座の参加者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人/年	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100				
			実績値	79	108	65		
			達成状況	×	○	×		

指標の説明
市が実施するみどりの保全及び緑化に関する講座の参加者数。

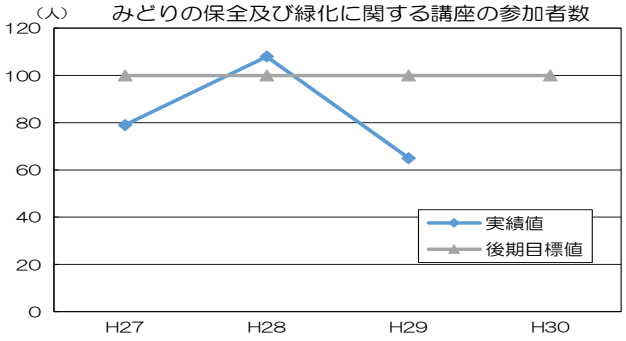

未達成の原因	改善の方向性
平成２７年度に、パートナーの育成講座初級（年４回）・平成２８年度に中級（年６回）を行ったが平成２９年度は、里山指導員派遣（各団体年１回）と回数が少なかった事及び参加する団体も少なかったため（５団体４２名）。	平成３０年度は、第２回目の初級講座・平成３１年度は中級講座を開催します。また、平成３２年度の、里山指導員派遣に該当する講座では、前年に開催する中級講座から翌年の参加者を集うように周知します。（平成２９年度は、新年度になり開催を各団体に周知したため参加者数が減ったと思われるため。）

個別指標　エコツアー参加人数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人/年	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	2,500	3,000	3,500	4,000	
			実績値	2,311	2,267	1,975		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
各種イベント等においてエコツアーとなる場所を訪れた人数。

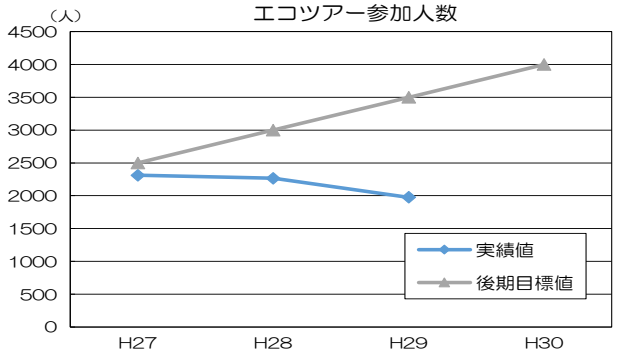

未達成の原因	改善の方向性
ウォーキングイベントの増加・例年同じようなコースやイベント内容となっていることなど様々な要因が挙げられます。また、イベント当日は気温が高すぎたことも要因の一つに挙げられます。	イベント終了後のアンケート結果を出来る限り翌年度の開催に反映します。また同時開催イベントの工夫等により、目標達成に向け改善していく必要があります。

3－2　水環境の保全・回復

現況

○雨水浸透・河川流量の確保

雨水を地下に浸透させることで、河川などの洪水防止対策、地下水の涵養など多くの効果が期待できることから、一般の住宅を対象として雨水浸透桝の材料支給制度を設け、積極的にその利用を図っています。

○市内の水環境の整備

- 水環境の保全・回復のため、河川流量の確保、ごみの不法投棄の防止、美化清掃、親しみのある川づくりなど、様々な方策を総合的に進めています。
- 身近な自然として河川・水路に対する市民の関心は高く、市民による河川の清掃活動等が行われています。
- 親水空間を確保するためには、現況の川幅が狭いことから、用地の拡幅が必要です。

3－2－1 水量の確保

主な施策の実施状況

■雨水の地下浸透

- 雨水の地下浸透を図るため、透水性舗装や雨水浸透桝、浸透トレンチ等の雨水流出抑制施設の整備を進めています。平成 29 年度は市道５路線、総延長 1,256m、合計面積では 3725.2 ㎡の透水性舗装工事を実施しました。
- 宅地開発を行う場合には、「所沢市街づくり条例」に基づき、事業者に雨水流出抑制施設（雨水浸透桝や浸透トレンチ等）の設置を指導しています。平成 29 年度は、開発事業者に雨水流出抑制の指導（107 件）、設置検査（98 件）を行いました。また、特定行為についても雨水流出指導を行いました。
- 一般住宅についても雨水流出抑制施設の促進に努め、平成 29 年度は、雨水浸透桝 229 個を支給しました。

■透水性舗装の歩道

■雨水の有効利用

- 市の施設では、雨水利用設備の導入を進めており、平成 28 年度には、こどもと福祉の未来館に雨水貯留槽を設置し、平成 29 年度末現在、24 施設でトイレの洗浄水等に雨水を利用しています。
- 雨水貯留槽の購入をスマートエネルギー補助金の対象項目の一つとし、家庭での雨水の有効利用を促進しています。（平成 29 年度の雨水貯留槽に対する補助金交付件数：7 件）

■公共施設への雨水利用設備の導入状況

No.	雨水利用設備導入施設	容量（m3）
1	市役所・本庁舎	1,000.0
2	市民文化センター・ミューズ	1,000.0
3	上下水道局庁舎	117.0
4	所沢駅前ペデストリアンデッキ	1,000.0
5	三ヶ島中学校（中庭のせせらぎ）	0.4
6	富岡中学校・体育館	40.0
7	北小学校	150.0
8	柳瀬保育園	43.0
9	保健センター	320.0
10	老人憩の家・とみおか荘	67.0
11	中富小学校・特別教室棟	100.0
12	中富小学校（中庭のせせらぎ）	80.0
13	老人憩の家・ところ荘	70.0
14	小手指中学校・体育館	85.0
15	山口中学校・体育館	400.0
16	松井保育園	100.0
17	東部クリーンセンター	520.0
18	所沢市民体育館	600.0
19	松井小学校	117.0
20	リサイクルふれあい館	32.1
21	新所沢保育園	66.0
22	東部クリーンセンター収集事務所	98.0
23	新所沢まちづくりセンター	128.0
24	こどもと福祉の未来館（3基）	12.9
	合　計	6,146.4

個別指標　透水性舗装面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況				備考
㎡	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：27,868
			目標値	26,134		26,984	
			実績値	26,344	26,766	27,868	28,700	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	29,100	
			実績値	28,532	28,720	32,445		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
雨水の地下浸透を図るため、透水性舗装を敷設した面積。

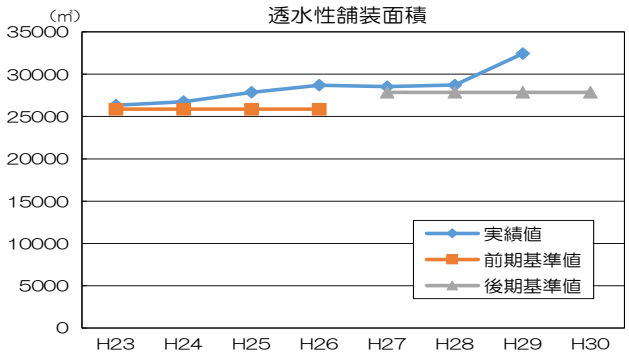

個別指標　雨水浸透桝設置個数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況				備考
個	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	11,378			
			実績値	12,530	12,955	13,340	13,764	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	13,340			
			実績値	14,170	14,394	14,623		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
雨水の地下浸透を図るため、雨水浸透桝を設置した個数。

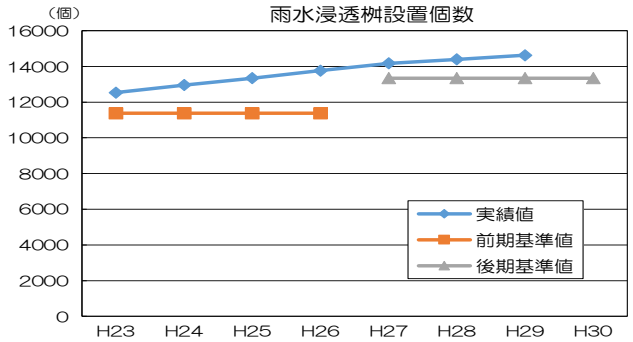

３－２－２ 河川の美化・清掃の推進

主な施策の実施状況

■河川の環境保全

河川環境を保全するため、河川の除草、清掃等を行っています。また、住民による河川緑化活動への支援や、自治会等の協力を得ながら除草及び河川清掃を実施し、河川の環境美化を図っています。

平成 29 年度の河川の清掃状況は、次のとおりです。

・水路及び調節池の除草面積：50,458 ㎡

・水路及び調節池の清掃延長：5,815m

・地元自治会に除草及び河川清掃委託：三ヶ島２地区

個別指標　河川・水路の除草面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
㎡	維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	50,000				
			実績値	52,727	50,959	45,987	50,957	
			達成状況	○	○	×	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	50,000				
			実績値	59,254	54,136	50,458		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
良好な水辺環境を保持するために、河川や除草を行った面積。

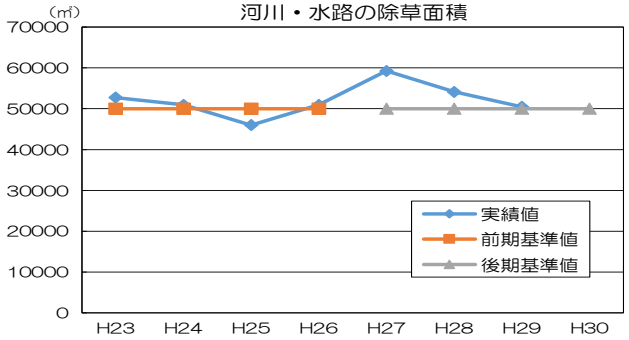

個別指標　河川・水路の清掃延長

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
m/年	維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	4,100				
			実績値	4,236	6,151	6,053	6,240	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	4,100				
			実績値	5,648	6,769	5,815		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
良好な水辺環境を保持するために、清掃を行った河川や水路の面積。

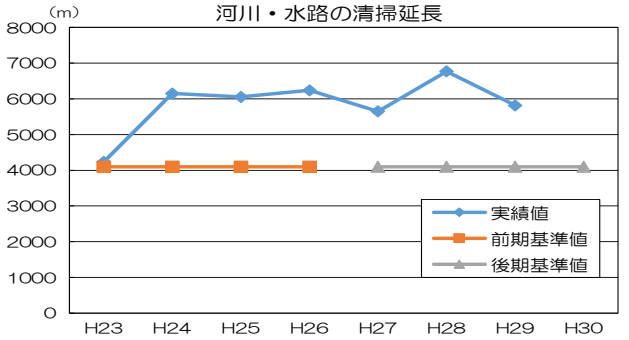

３－２－３ 親しみのある川づくりの推進

主な施策の実施状況

■自然環境に配慮した川づくり

水生生物等の生態系の保全を図るため、河川改修にあわせ自然環境に配慮した川づくりを進めています。

平成 23 年度から、市民団体等と連携・協働して川の再生を目的とした事業を、樽井戸川最上流部及び上安松地区で区間を指定し、「ふるさとの川再生事業」として水路の整備を行いました。

■山口地内（所沢乗馬クラブ北側水路）

■樽井戸川最上流部

個別指標　水辺のサポーター・ふるさとの川の再生団体数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
団体	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値：6
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	8	
			実績値	8	8	8		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
水生生物が生息し、市民が安心して親しめる水辺のサポータ・ふるさとの川の再生団体数を創出するために、河川、水路の清掃等のボランティア活動を行う市民団体数。

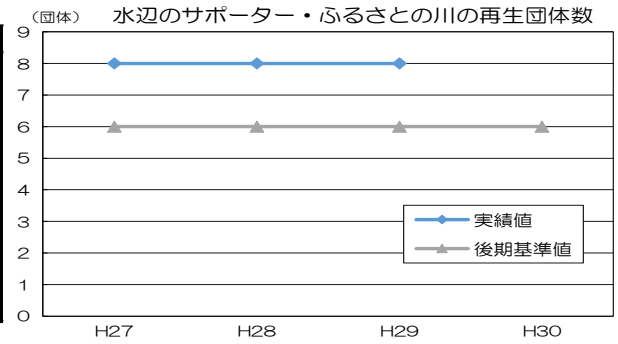

3－3　生物多様性の保全

現況

〇生物の生息状況

・狭山丘陵では、チゴユリ、ヤマツツジ等の植物や、カブトムシなどの昆虫類、オオタカなどの猛禽類も確認されています。

・市内河川では水質が改善され、水生生物の生物相は汚濁が著しかった時期に比べて豊富になっています。

〇種の保存

国指定天然記念物ミヤコタナゴの種の保存を図るため、人工増殖を実施しています。

■クマガイソウ

■カタクリ

■ルリビタキ

3－3－1 野生生物の保護

主な施策の実施状況

■化学肥料や農薬の削減

害虫抑制効果や保肥力の増大につながる緑肥作物の導入による化学肥料の削減や、性フェロモン剤を利用した調査での防除適期の把握による減農薬栽培などを推進しています。

個別指標　生物の生息状況調査の面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ha	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値：37
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	50	
			実績値	60	60	60		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市民協働などにより生物の生息調査等を行った面積。

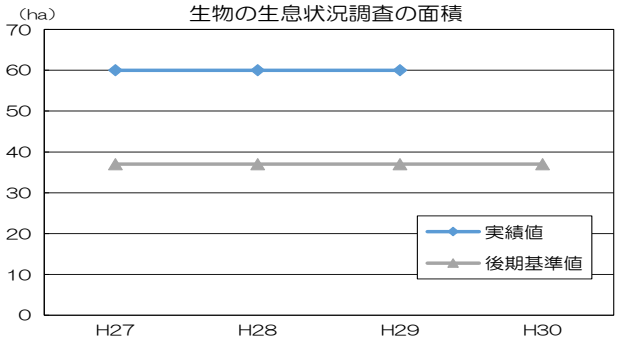

3－3－2　生活空間の保全・創造

主な施策の実施状況

■野生生物の生息空間の保全

野生生物の生息空間を保全する観点から、菩提樹池里山保全地域の保全のため、地元の団体等と連携を図り、ため池を中心とした樹林地の管理事業を行っています。

平成 29 年度の菩提樹池周辺の保全活動状況

実施日	管理作業の内容
H29. 7. 8	除草、枝折れした木の収集運搬、枯損木の伐採
H29.12. 9	除草、倒木の搬出、枝折れした木の収集運搬、枯損木の伐採、薪割り機を使用しての薪割り
H30. 3.24	剪定、支障木の処理、低木・倒木の除去作業

個別指標　生物多様性の保全を目的としたみどりの面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ha	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値：8.21
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	18.0	
			実績値	18.9	18.9	18.9		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
多様な生物の生息・生育地であるみどりの保全に努めるとともに、樹林地の適正な管理を行った面積。

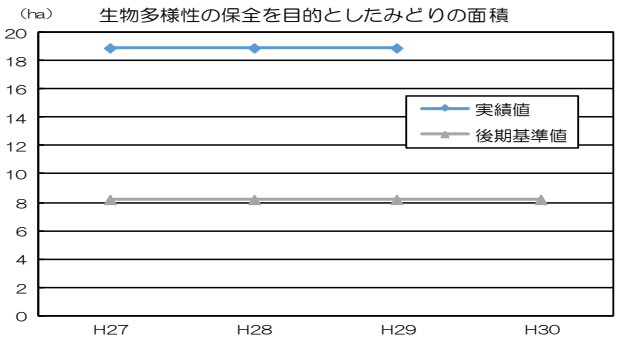

3－3－3　外来生物・有害鳥獣対策

主な施策の実施状況

■生物の適切な保護や生息空間の保全

・市では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣の保護を図るとともに、有害鳥獣については「所沢市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」により、捕獲の許可業務を適正に進めています。平成 29 年度の捕獲許可件数は 4 件でした。

・外来生物については、生態系に及ぼす影響を未然に防止するための啓発等に努めています。
なお、特定外来生物のアライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、平成 29 年度、40 頭捕獲しました。

個別指標　特定外来生物（アライグマ）の捕獲件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件	維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	11				
			実績値	18	39	40		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
特定外来生物（アライグマ）の捕獲件数。

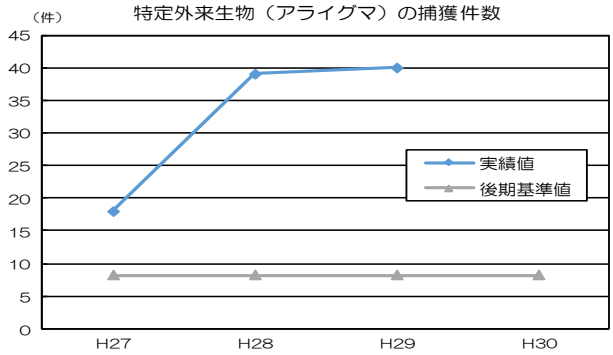

個別指標　鳥獣に係る苦情件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	41				
			実績値	70	59	97	89	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	97				
			実績値	103	64	68		
			達成状況	×	○	○		

指標の説明
市に寄せられた鳥獣に関する苦情・相談の件数。

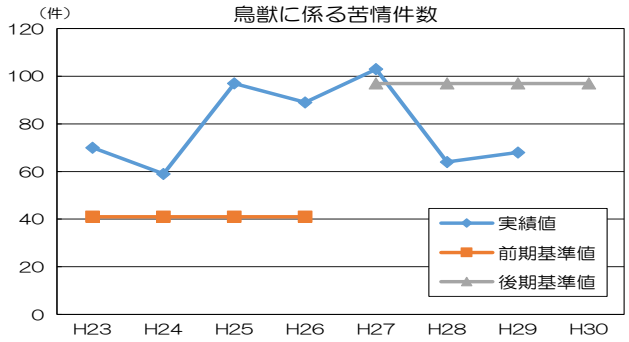

４－１　　大気汚染の防止

現況

○大気汚染

・市内５箇所の測定局における近年の調査結果では、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO_2）、一酸化炭素（CO）、微小粒子状物質（PM2.5）及び有害大気汚染物質は全測定局で環境基準を達成しており、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄については緩やかな改善傾向にあります。

・光化学オキシダント（Ox）については環境基準を達成しておりませんでした。また、埼玉県南西部地域における光化学スモッグの注意報発令回数は長期的には減少する傾向が見られますが、平成 29 年度は前年度より増加しました。

■光化学スモッグ注意報発令回数及び光化学オキシダント濃度の年平均値の推移

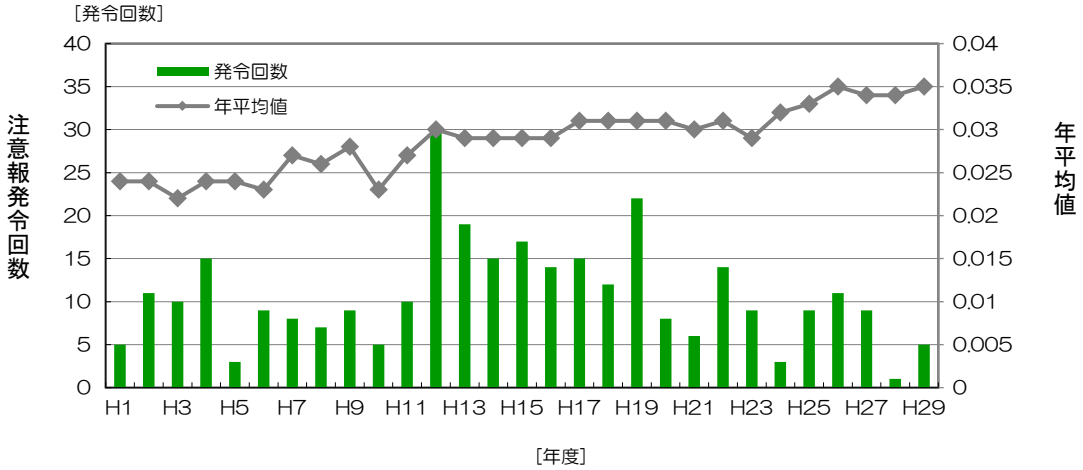

総合指標　大気汚染にかかる環境基準の達成率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	達成維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値：80.0
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	100	
			実績値	84.6	86.4	86.4		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
光化学オキシダントや二酸化窒素等の大気汚染物質にかかる環境基準のうち、基準を達成しているものの割合。

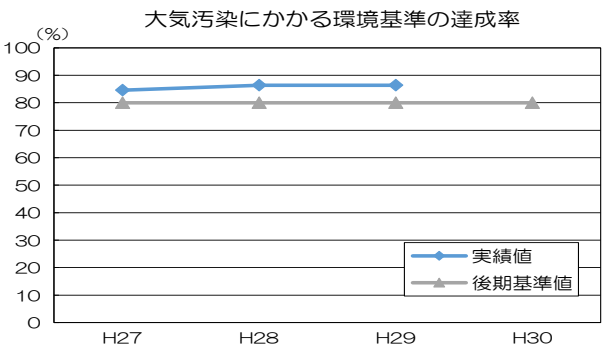

個別指標　光化学スモッグ注意報の発令回数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
回	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	6				
			実績値	9	3	9	11	
			達成状況	×	○	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	9				
			実績値	9	1	5		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
埼玉県南西部において、光化学スモッグ注意報が発令された回数。

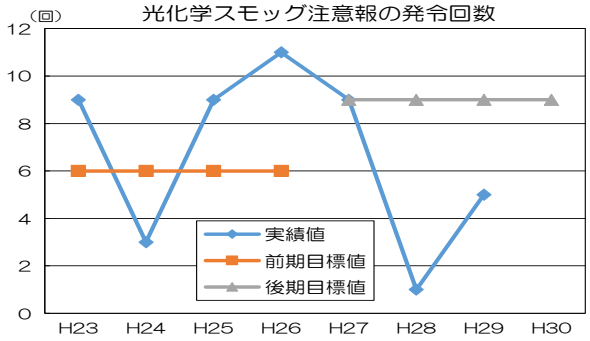

４－１－１　自動車排出ガス対策の推進

主な施策の実施状況

■エコ・モビリティの推進

平成 10 年、市内循環バス「ところバス」の運行を開始し、現在、東西南北４路線６コースで運行しています。平成 21 年には、割引乗車証の交付対象を拡大し、平成 22 年にはＩＣカードの利用及び一日乗車券の販売も開始するなど、更なる公共交通機関の利用促進に努めています。

また、所沢市役所では、ノーカーデーを実施しており、マイカー通勤の自粛を推進しています。

■低公害車等の普及

・市では、公用車への低公害車等の導入を計画的に進めており、平成 29 年度は 16 台の新規車両が入りました。その内低公害車は、平成 27 年度燃費基準達成車１台、平成 32 年度燃費基準達成車６台、合計７台を導入しました。また、電気自動車を９台購入しました。

・次世代自動車の購入をスマートエネルギー補助金の対象項目の一つとし、市民や事業者における低公害車・低燃費車等の導入を促進しています。平成 29 年度の「エコカー」に対する補助金交付件数は 53 件でした。（家庭用：49 件　事業者用：４件）

■エコドライブの普及啓発

埼玉県作成のリーフレット「エコドライブ３つのやさしさ」を市内２ヶ所の自動車教習所で教習課程卒業者に配布したほか、市職員を対象に「エコドライブ講習会」を開催し、エコドライブの普及啓発を行いました。また、市内を移動する塵芥収集車及び公用車に九都県市作成のエコドライブステッカーを貼付し、塵芥収集車及び公用車を目にする市民に対する普及啓発を行いました。

■交通渋滞緩和対策の推進

交通渋滞の緩和を図るため、都市計画道路 北野下富線、松葉道北岩岡線の整備を進めています。また、埼玉県施行により、飯能所沢線、東京狭山線の整備が進められています。

４－１－２ 工場・事業場等への防止対策の推進

主な施策の実施状況

■大気の監視、指導

工場・事業場に設置されているばい煙発生施設等の立入検査を実施し、各施設に定められている排出基準等の適合状況を確認するため、ばい煙測定等を行い、ばい煙の排出等に関する指導を行っています。

■大気汚染防止法等に基づく規制対象施設の立入検査状況（平成29年度）　［延べ数］

	届出数 上段：事業所数 下段：施 設 数	立入検査数 上段：事業所数 下段：施 設 数	備　考
ばい煙発生施設 ［ボイラー、金属溶解炉、廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの］	127 249	2 6	K値規制、濃度規制、総量規制等 排ガス測定 3件
一般粉じん発生施設 ［鉱物又は土石の堆積場等の一定規模以上のもの］	7 34	1 1	管理基準
特定粉じん排出等作業(※1) ［一定規模以上の石綿が使用されているものの解体、改造及び補修工事］	9 101	9 12	作業基準（アスベスト）
特定施設（大気基準適用施設） ［廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの］	2 6	2 6	濃度規制（ダイオキシン類） 排ガス測定 3件
指定粉じん発生施設 ［セメント製造の冷風機等］	13 50	0 0	管理基準
指定炭化水素類発生施設 ［燃料の地下タンク等で一定規模以上のもの］	30 75	0 0	構造基準
指定届出施設 ［廃棄物焼却炉］	32 40	32 40	濃度規制、構造・維持管理基準 排ガス測定 7件

※1 特定粉じん排出等作業については、届出数においては、上段：届出件数、下段：作業件数、立入検査数においては、上段：事業所数、下段：作業件数である。

■アスベスト対策

大気汚染防止法に基づき、吹付けアスベストの除去等における作業基準の遵守状況を確認するため、届出があった現場に立入検査し、アスベストの飛散防止指導を行っています。

個別指標　大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	達成維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100	100	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
大気規制対象事業所の各施設に定められている排出基準等の適合率。

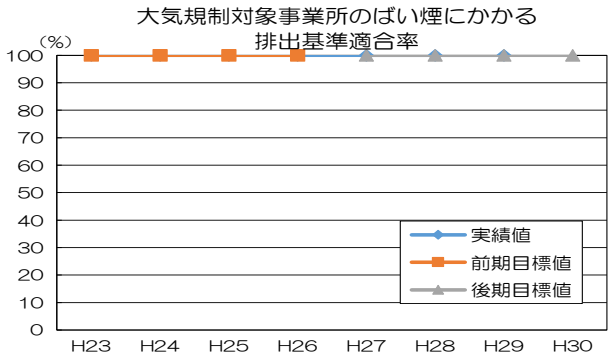

個別指標　特定粉じん（アスベスト）排出等作業実施届出現場における敷地境界濃度１０f/l以下の達成率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	達成維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100	100	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
特定粉じん（アスベスト）排出等作業実施届出現場における基準値の達成状況。

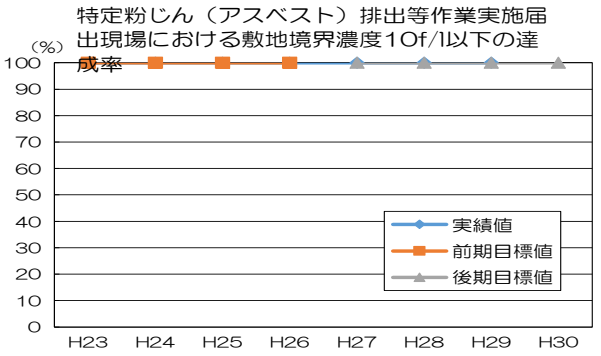

４－２　　水質汚濁の防止

現況

〇水質汚濁

柳瀬川・東川の２地点で健康項目（カドミウムやベンゼンなど）、柳瀬川・東川・不老川の 12 地点で生活環境項目（水素イオン濃度やＢＯＤなど）について水質の監視測定を行っています。二柳橋（柳瀬川）と中橋（東川）における水質について、柳瀬川に適用される環境基準（環境管理目標）と比較すると、全項目で基準を達成しています。

■生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化　（単位：mg/ℓ）

水域名	採水地点	生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均値					生物化学的酸素要求量（BOD）の75%値				
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
柳瀬川（C類型）	① 高橋	3.5	2.7	2.0	2.0	1.8	4.7	2.9	1.9	2.2	2.2
	② 西ヶ谷戸橋	1.9	2.2	2.0	2.0	2.5	2.7	2.5	2.4	2.8	2.5
	③ 樋の坪橋	1.1	1.1	1.3	1.3	1.5	1.5	1.2	1.7	1.5	1.9
	④ 二柳橋	1.4	1.2	1.2	1.3	1.2	1.9	1.4	1.6	1.6	1.3
	⑤ 松戸橋	0.9	0.9	1.0	1.2	1.1	1.3	1.1	1.4	1.3	1.2
	⑥ 清瀬橋下流	0.7	0.7	0.9	0.9	1.0	0.6	0.8	1.0	1.1	1.1
	⑦ 清柳橋	0.8	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9	0.5	1.0	1.1	1.0
東　川	⑧ 狭山湖橋	6.6	11	8.3	9.8	8.1	6.7	14	11	11	11
	⑨ 弘法橋	1.6	1.6	1.5	2.1	2.1	2.2	2.0	1.9	2.1	2.1
	⑩ 中橋	1.5	1.4	3.0	3.0	1.7	1.9	1.6	1.9	4.1	2.1
	⑪ 城下橋	1.0	0.8	0.9	1.0	1.1	1.0	0.8	1.2	1.1	1.0
不老川（C類型）	⑫ 金井沢橋	2.7	2.4	3.5	2.9	4.0	2.5	3.2	3.7	3.4	5.0

※生物化学的酸素要求量（BOD）の75%値は、環境基準の適合判断に用いられています。

〇地下水汚染

窒素系肥料などの影響による硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染や、溶剤であるテトラクロロエチレンなどによる汚染が確認されています。

〇公共下水道等の整備

・昭和 32 年から下水道整備事業を開始し、これまでに、管渠（かんきょ）総延長 1,244km、処理面積 3,233.52ha、処理人口 32.2万人の整備を行い、平成 29 年度末の行政人口に対する普及率は 93.7%に達しています。

・市街化区域の整備は平成 14 年度までに概ね完了しており、平成 15 年度からは、市街化調整区域について、公共用水域の水質改善を目的の一つとして下水道整備を引き続き進めています。

個別指標　水環境にかかる環境管理目標の達成率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目 後期基準値：97.0
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	100	
			実績値	98.5	98.5	100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
生物化学的酸素要求量やカドミウム等の水質汚濁に係る環境管理項目のうち、目標を達成しているものの割合。

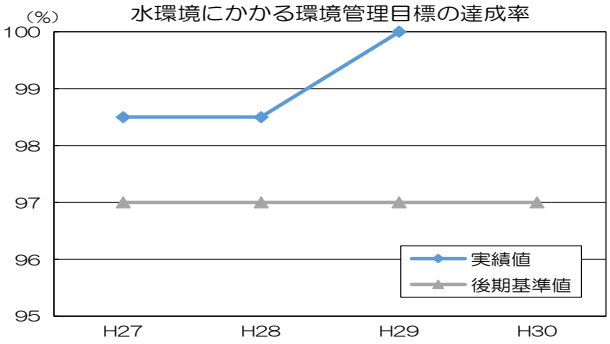

個別指標　地下水汚染にかかる環境基準達成率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	達成維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：99.1
			目標値	100				
			実績値	98.2	98.8	99.1	98.1	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	100	
			実績値	100	98.3	97.8		
			達成状況	○	×	×		

指標の説明
市内の地下水の水質における環境基準の達成率。

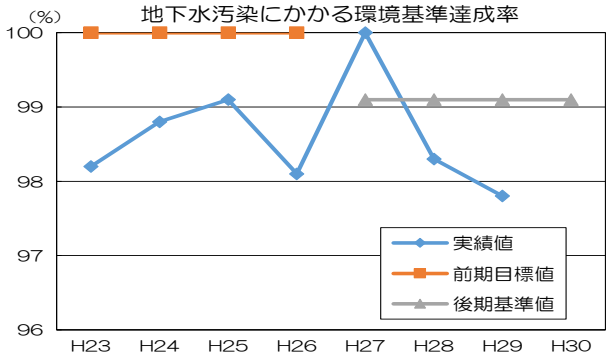

未達成の原因	改善の方向性
環境基準値超過が見られたのは、地下水常時監視における井戸の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目です。この項目の環境基準値を超過する原因として周辺の畑の堆肥利用が考えられます。	地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の増加を抑制するため、現在市ホームページで適切量の施肥を心がけるよう周知しており、これを継続します。

４－２－１　生活排水・下水道整備等の浄化対策の推進

主な施策の実施状況

■公共下水道の整備

平成 29 年度は、流域関連枝線築造工事（29-1）を含め 25 件の汚水管布設工事を行いました。

■浄化槽設置の促進

既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、「浄化槽整備事業補助金制度」を設け、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っています。平成 29 年度までの合併処理浄化槽設置世帯数は、2,825 世帯（推計処理人口：6,000 人）に達しています。

■水質浄化に関する啓発事業の推進

・河川浄化に関する市民の自主的な取組みを推進するため、水質改善や河川清掃等を行う団体（河川浄化団体）への補助制度を設けています。現在、２団体が補助制度を活用し河川浄化活動に取り組んでいます。

・平成28 年度は生活排水対策に関する啓発パンフレットを不老川流域に住む市民の方を中心に配布しました。

個別指標　下水道普及率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	92.0	92.5	92.8	93.0	
			実績値	92.3	92.6	92.9	93.0	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	93.3	93.5	93.8	94.0	
			実績値	93.0	93.5	93.7		
			達成状況	×	○	×		

指標の説明
市内の下水道の普及（整備）状況。

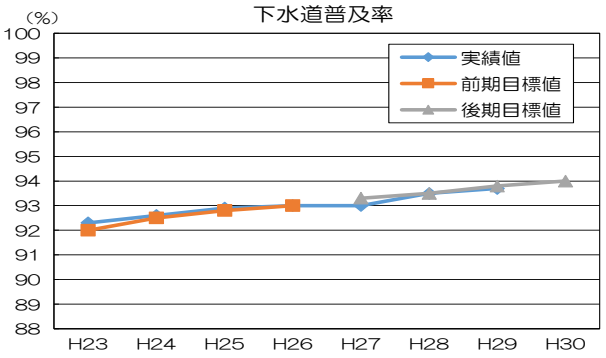

未達成の原因	改善の方向性
・平成 30 年度までの目標値は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とする第 3 期市街化調整区域下水道整備事業（以下「第 3 期事業」という）による約 125.9ha の整備を毎年度概ね均等に進めることで設定し、毎年 0.2～0.3%程度向上すると予測いたしました。 ・当該年度の下水道普及率算定の基となる処理区域内人口は、前年度までに整備した区域内の人口が対象となりますので、平成 29 年度の普及率実績値は、平成 28 年度に整備した拡大区域 19.1ha の区域内人口及び既処理区域内人口の変動に影響を受けることとなります。 ・未達成原因としては、平成 29 年度においては面積としては相応の整備をしたものの、上記の処理区域全体の人口が予測を下回るものであったと考えます。	下水道普及率の目標値は、第 3 期事業の計画を基に設定したものであるため、今後も同事業による下水道整備を計画的に着実に進めていくものとします。

４－２－２ 工場・事業場等への排水対策の推進

主な施策の実施状況

■排水の監視、指導

・平成 29 年度は、規制対象事業所 77 事業所に対し、延べ 58 回の立入検査を実施し、基準等を超過した４事業所に注意等の指導を行いました。

・平成 29 年度の河川水質異常は、魚類のへい死が１件、油類や着色排水による河川水の汚濁が７件、合計８件でした。

■水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制対象事業所の立入検査状況（平成 29 年度）

施設名	届出数	規制対象数※1	立入検査数※2	備考
洗濯機	22	4	1	※１ 次表「事業所排水規制区分」参照 （汚水処理を下水道により行い、かつ、有害物質の取り扱いがない事業所を除きます。） ※２ 立入検査は、1 事業所に対して、複数回行うこともあります。 行政指導等の状況 指導： 4 回
自動式車両洗浄施設	28	1	1	
指定地域特定施設	18	18	18	
旅館業	12	7	7	
試験研究機関	10	9	1	
飲食店	11	1	1	
し尿処理施設	9	8	8	
酸・アルカリ表面処理施設	6	5	3	
その他	42	25	18	
合計	158	78	58	

■有機系化合物等使用事業所への指導

・平成 24 年度の水質汚濁防止法の改正により、地下水汚染の未然防止について規制が始まったことに伴い、規制対象 27 事業所に、延べ４回の立入検査（上記排水事業所との重複含む）を実施し、規制内容の周知、施設確認等を実施しました。

■事業所排水規制区分

規制項目		排水基準の適用
有害物質［濃度規制］	カドミウム、シアン、鉛、ふっ素、トリクロロエチレン等 27 項目	排水量の多少に係わらず全ての特定事業場・指定排水工場
生活環境項目［濃度規制］	ｐＨ、ＳＳ、ＢＯＤ、窒素、りん等 14 項目	日平均排水量 10m³以上の特定事業場・指定排水工場 窒素・りんについては日平均排水量 50m³以上の特定事業場
	ｐＨ、ＳＳ、ＢＯＤ	日平均排水量 10m³未満の一部の特定事業場・指定排水工場
指定項目［総量規制］	ＣＯＤ、窒素、りん	日平均排水量 50m³以上の特定事業場

■公共下水道接続事業場の監視

平成 29 年度は、届出事業場 194（特定事業場 148、非特定事業場 46）のうちの監視対象事業場 33（特定事業場 17、非特定事業場 16）に対し、延べ 61 回の立入検査を実施しました。基準を超過していた４事業場に対しては注意文書による指導を行い、その後改善を確認しています。

（※監視対象事業場とは、届出事業場のうち法律や条例の下水排除基準を超えるおそれがある事業場）

■監視対象事業場の内訳

	件数	業　種
１特定事業場	１７	冷凍食品製造業・精密測定器製造業・職員訓練施設・一般病院・身体障害者福祉事業・プリント回路製造業・ごみ処分業・電気めっき業・洗濯業・し尿処分業・専修学校・漬物製造業・鉄道業・伸線業・鋼材製造業
２非特定事業場	１６	集合住宅･鮮魚小売業･生菓子製造業･クリニック・大学・フィルム加工業・電気機械製造業・惣菜製造業
合計	３３	

個別指標　水質規制対象事業所の排水基準適合率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	達成維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	90.0		95.0		
			実績値	81.4	87.5	95.0	90.2	
			達成状況	×	×	○	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	95.0	100			
			実績値	94.9	90.6	93.1		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
水質規制の対象となっている事業者からの排出水における排水基準への適合率。

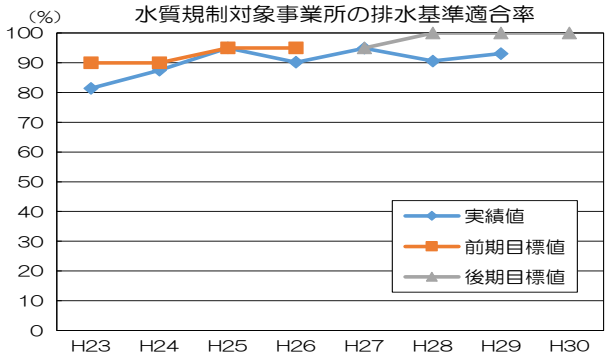

未達成の原因	改善の方向性
浄化槽のメンテナンスに不備がある事業所が多かったため。	立ち入りによる水質検査時に排水の基準値に適合していない事業所の事業者に対し、継続して指導及び監視を実施します。これにより放流水質の改善に努めます。

４－３　　騒音・振動・悪臭の防止

現況

〇騒音・振動

・道路交通騒音は、調査対象路線である 12 路線 21 区間のうち、特に一般国道 463 号線及び県道堀兼狭山線において、環境基準の達成率が低い状況となっています。

・航空機騒音は、市内の常時監視測定局４地点のうち、２地点で環境基準を超過しています。

・騒音・振動に関する苦情相談件数は、近年横ばいで推移しています。

・騒音・振動発生源を業種別にみると、工事・建設業が最も多く、次いで、サービス業、飲食店営業・卸売・小売業、個人となっています。

・自動車騒音は、道路舗装の改良や自動車エンジンの改良等により、年々、改善されてきています。

〇悪臭

・悪臭に係る苦情件数は近年横ばいで推移していますが、発生源として多いのは、個人、農業、工場、飲食業等となっています。

個別指標　公害等の苦情相談件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件/年	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	159				
			実績値	188	151	91		
			達成状況	×	○	○		

指標の説明
市内の公害等について寄せられた苦情・相談の件数。

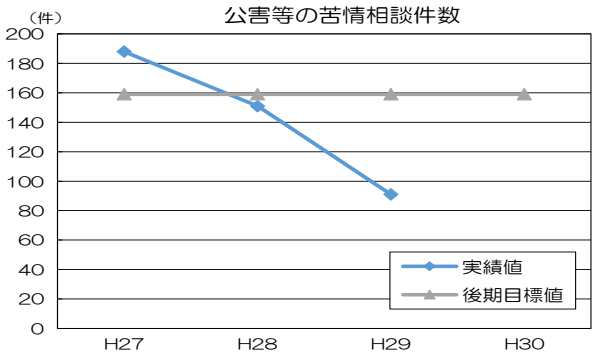

４－３－１　交通騒音・振動対策の推進

主な施策の実施状況

■道路交通騒音(自動車騒音)

・自動車騒音の実態を把握するため、平成 29 年度は市内４ヶ所の道路（一般国道 463 号線の１路線で４箇所）で騒音測定と交通量調査を実施し、騒音の面的評価の結果、昼夜とも環境基準以下であった住宅等は 4,236 世帯（全住宅数の 78.4%）であり、昼夜ともに環境基準を超過していた住宅等は 230 世帯（全住宅数の 4.3%）でした。

・平成 29 年度に騒音測定した道路は、平成 24 年度にも測定を行いましたが、５年前と比較して、昼夜とも環境基準以下であった住宅等は 85.9%から 78.4%となり、昼夜ともに環境基準を超過した住宅等は 2.0%から 4.3%になりました。

■自動車騒音に係る環境基準の適合状況（平成 29 年度面的評価結果）

路線名	測定場所	評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b		昼間のみ基準値以下 c		夜間のみ基準値以下 d		昼間・夜間とも基準値超過 e		環境基準
		（戸）	（戸）	（%）	（戸）	（%）	（戸）	（%）	（戸）	（%）	
一般国道 463 号	宮本町交差点～入間市藤沢境	1,584	1,208	76.3	354	22.3	0	0.0	22	1.4	昼間は 70ｄＢ(A) 以下 夜間は 65ｄＢ(A) 以下
一般国道 463 号	宮本町交差点～金山町交差点	303	208	68.6	92	30.4	0	0.0	3	1.0	
一般国道 463 号	金山町交差点～大六天交差点	1,700	1,489	87.6	166	9.8	0	0.0	45	2.6	
一般国道 463 号	入間市境(林３丁目)～大六天交差点	1,817	1, 331	73.3	326	17.9	0	0.0	160	8.8	
全体		5, 404	4,236	78. 4	938	17. 4	0	0.0	230	4. 3	

注)評価対象戸数は、路線の合計から各路線交差部における重複計上分を差し引いた値である。

■自動車騒音低減対策の推進

都市計画道路では、地域の状況に応じて車道部分に低騒音舗装を施し、自動車騒音の低減に努めています。

■都市計画道路所沢村山線の低騒音舗装

■ＪＲ武蔵野線の騒音・振動

・ＪＲ武蔵野線沿線 13 市で構成する「武蔵野線公害対策連絡協議会」を通じて、騒音・振動の軽減対策の要望書をＪＲに提出しています。

・ＪＲは、ロングレール化、車輪の研磨、車輌の軽量化等による騒音・振動軽減対策を進めております。

■評価対象路線における騒音レベル等の基礎データ（平成 29 年度）

No.	路線名	測定場所	車線数	用途地域	時間帯	等価騒音レベル ｄＢ（Ａ）	環境基準	交通量 （台/日）
1	一般国道 463 号線	上新井 4 丁目 31-13	4	第１種住居地域	昼間	70	昼間は 70ｄＢ（Ａ）以下 夜間は 65ｄＢ（Ａ）	16, 416
					夜間	69		2, 544
2	一般国道 463 号線	宮本町 1 丁目 16-8	4	第１種住居地域	昼間	69		14, 400
					夜間	68		2, 064
3	一般国道 463 号線	上新井 2 丁目 12-3	4	第１種住居地域	昼間	71		15, 360
					夜間	70		2, 400
4	一般国道 463 号線	和ヶ原 1 丁目 175-7	4	第１種住居地域	昼間	69		38, 208
					夜間	67		4, 320

（測定期間）平成 29 年 11 月 14 日(火)～16 日(木)
（測定時間帯)昼間　6:00～22:00　夜間　22:00～6:00

個別指標　騒音にかかる環境基準達成率（自動車騒音）

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：91.1
			目標値	90.0	92.0		93.0	
			実績値	92.3	85.9	91.1	91.9	
			達成状況	○	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	100	
			実績値	91.4	91.5	89.4		
			達成状況	○	○	×		

指標の説明
自動車騒音に係る環境基準の達成率。

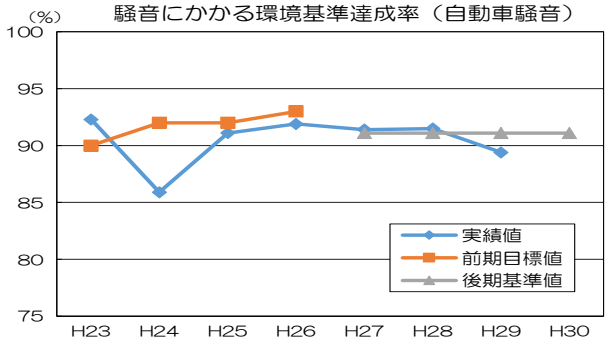

未達成の原因	改善の方向性
５年前と比較して、道路状況が変わったことと評価対象の住宅戸数が増えたことが原因として考えられます。また、５ヵ年平均を報告していることから、単年度では環境基準を達成していても、他年度の達成率により未達成になることがあります。	環境基準の達成と、適切な対策を講じるため騒音状況の監視を継続していきます。また、要請限度を超えた場合には、道路面から発生する騒音を低減するため、低騒音舗装の整備など道路構造の改善を道路管理者に対して要望します。

４－３－２ 航空機騒音対策の推進

主な施策の実施状況

■航空機騒音

・航空自衛隊入間基地の南側（所沢市内４ヶ所）に埼玉県の常時監視測定局が設置されており、航空機騒音の測定データについて埼玉県から提供を受けています。平成 29 年度の調査結果によると、本市域では４地点中２地点で環境基準を超過しました。

・市では、航空自衛隊入間基地から、時間外夜間・早朝及び休日における飛行予定について情報提供を受け市民からの申し立てや問い合わせに対応しています。また、環境基準を達成することが慢性的に困難な地点があることや、市民から寄せられる航空機騒音に関する苦情等をふまえ、住宅防音工事の補助制度適用対象区域の範囲拡大や飛行時間・飛行回数の抑制等について、関係近隣市とともに埼玉県を通じて防衛省や外務省等の関係機関に要望しています。

■航空機騒音測定局及び第１種区域

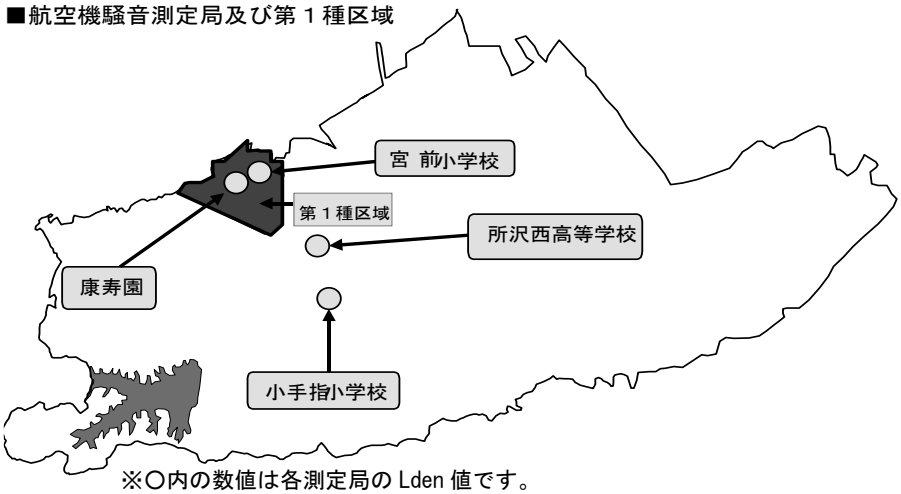

※○内の数値は各測定局の Lden 値です。
※環境基準値は 4 箇所すべて Lden 値 57 です。
　Lden 値：巻末の「環境関連用語の解説」参照
※第１種区域：自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛省が指定する防衛施設周辺の区域

個別指標　航空機騒音にかかる環境基準達成率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：50.0
			目標値	100				
			実績値	25.0	50.0	50.0	50.0	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	100	
			実績値	75.0	75.0	50.0		
			達成状況	○	○	×		

指標の説明
航空機騒音にかかる環境基準の達成率。

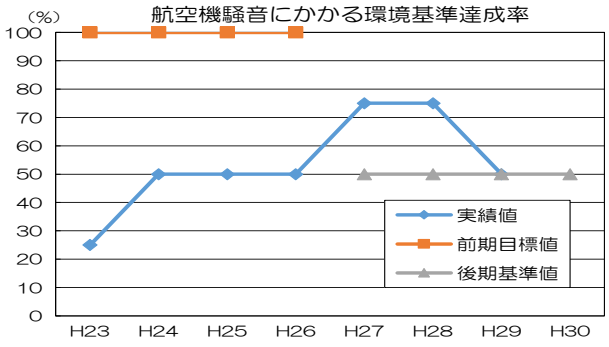

未達成の原因	改善の方向性
航空自衛隊入間基地を離発着する航空機騒音によるものと考えられます。	今後も引き続き、国に対して航空機騒音の低減を要望します。

４－３－３ 工場・事業場等への騒音・振動対策の推進

主な施策の実施状況

■騒音・振動監視

市では、騒音・振動に係る苦情申し立てがあった場合は、「騒音規制法」、「振動規制法」、「埼玉県生活環境保全条例」によって規制が適用される工場・事業場に限らず、速やかに発生源の究明に努め、必要な対策の指導を行っています。

なお、騒音・振動で苦情等の問題が生じる事業所は、規制対象外の事業所である事例が多くなっています。

■工場・事業場・建設作業の騒音・振動

建設工事に伴う作業騒音やサービス業、深夜営業（カラオケ）等に伴う騒音については、毎年、騒音苦情件数の上位に位置しています。

なお、特定施設（金属加工機械、木材加工機械、印刷機械等）設置事業所数は、４５４事業所（平成３０年３月末現在）でした。

４－３－４ 近隣騒音対策の推進

主な施策の実施状況

■近隣騒音への対策・指導

近隣騒音に関する苦情や相談については、平成２９年度５件の苦情相談を受け、現地調査や問題解決に向けた助言等の対応を行いました。

４－３－５ 悪臭防止対策の推進

主な施策の実施状況

■悪臭対策

・悪臭苦情については、原因究明のための現地調査や立入検査を行い、指導・助言等により、苦情解決に向けて対応しており、苦情が長引き、解決が困難となっている事業場については、「悪臭防止法」等に基づく臭気測定を行い、その結果をもとに指導を行っています。平成 29 年度は１事業所、３検体を採取し、臭気指数測定を実施しました。

・屋外燃焼行為以外の悪臭の苦情や相談については、平成２９年度 12 件の苦情相談を受付し、現地調査を行い、対策指導を行いました。

■屋外燃焼行為による悪臭

屋外燃焼行為による悪臭苦情については、平成 29 年度 29 件の苦情相談を受付し、原因究明のための現地調査や立入検査を行い、「所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例」等に基づいた指導、助言等により、苦情解決に向けて対応しています。

４－４　　土壌・地盤の保全

現況

〇土壌汚染

・有害物質を取り扱っていた事業所の廃止時等に土壌調査を行い、土壌汚染が明らかになった場合、事業者による浄化措置や汚染土壌の撤去などが行われています。

・「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」や「所沢市土砂のたい積の規制に関する条例」により土砂のたい積に対し規制を行い、間接的に土壌汚染の防止を図っています。

■年間平均沈下量の変化

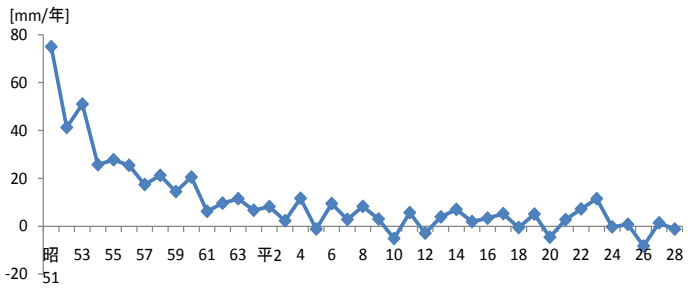

［測定年］

所沢市内の全測定地点の平均値（出典：埼玉県地盤沈下調査報告書）

〇地盤沈下

本市の地盤沈下は、昭和 49 年に沈下量のピークを迎えましたが、市上水道における揚水量の削減や工業用水・建築物用水における地下水の採取制限により、近年は沈静化しています。

４－４－１　土壌汚染防止対策の推進

主な施策の実施状況

■土壌汚染対策

市では、土壌汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例に基づき有害物質を取扱う事業所の廃止時等に土壌調査を実施するよう指導しており、平成 29 年度の調査報告は７件でした。

■市街地における土壌汚染対策

・土壌汚染対策法に基づく調査により、土壌汚染が確認された区域として、要措置区域が２件、形質変更時要届出区域が３件指定されています(平成 30 年３月末現在)。

・平成１０年度以降に自主的な土壌調査や「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌調査の結果、23 事業所で土壌汚染が確認され、うち、20 事業所において、汚染土壌の撤去や汚染の拡散防止措置が実施、もしくは完了しています。

■有害化学物質による土壌汚染防止

水質汚濁防止法の改正により、「有害物質を使用・貯蔵等する施設」の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存が義務付けられたことに伴い、対象の事業所に対し、構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法等を周知し、適宜必要な指導を行っています。

■無秩序な土砂たい積の防止対策

埼玉県では、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」により、3,000 ㎡以上の土砂をたい積する場合の許可、500m^3 以上の土砂を排出する場合の事前届出等を規定しています。

市では、「所沢市土砂のたい積の規制に関する条例」により、土砂のたい積行為者に対し、土砂の無秩序なたい積を防止し、市民生活の安全の確保と生活環境を保全するよう指導しています。

市条例では、県条例の規制対象外である 500 ㎡以上 3,000 ㎡未満の土地に土砂をたい積する場合、市の許可を受けることを定め、たい積する土砂の高さや法面（のりめん）の勾配等の基準を設けています。平成２９年度の市条例に基づく許可等件数は６件、土砂の汚染調査結果届出件数は４件（うち、基準超過は０件）でした。

個別指標　汚染拡散防止措置等が実施された事業所の割合

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期基準値：85.7
			目標値	85.0		90.0		
			実績値	85.0	85.0	85.7	86.7	
			達成状況	○	○	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	↗	↗	↗	100	
			実績値	82.0	89.0	87.0		
			達成状況	×	○	×		

指標の説明
土壌汚染の防止のため、汚染拡散防止措置等を実施した事業者の割合。

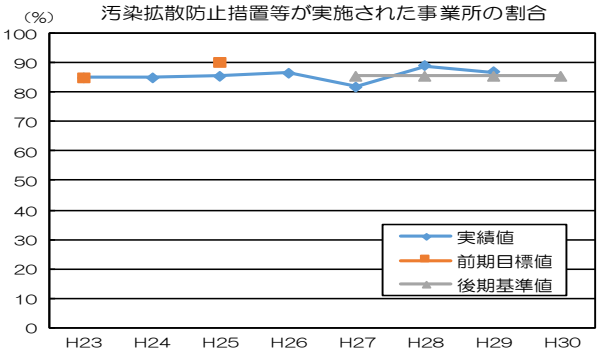

未達成の原因	改善の方向性
土壌汚染拡散防止措置等の実施には、高額な費用を要する場合があり、資金面で対応できない事業者がいるためと考えられます。	土壌汚染拡散防止措置等が未実施である事業者に対し、引き続き指導等に努めます。

４－４－２ 地盤沈下防止対策の推進

主な施策の実施状況

■地盤沈下

本市の地盤沈下は、近年、沈静化しており、平成 29 年 1 月 1 日時点（平成 28 年中）の平均沈下量は－1.2 mm でした。

個別指標　地盤沈下量

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
mm	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	2.7				
			実績値	7.2	11.1	-0.3	0.8	
			達成状況	×	×	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	-0.3				
			実績値	-8.3	1.4	-1.2		
			達成状況	○	×	○		

指標の説明
市内の測定値における地盤沈下量の平均値。

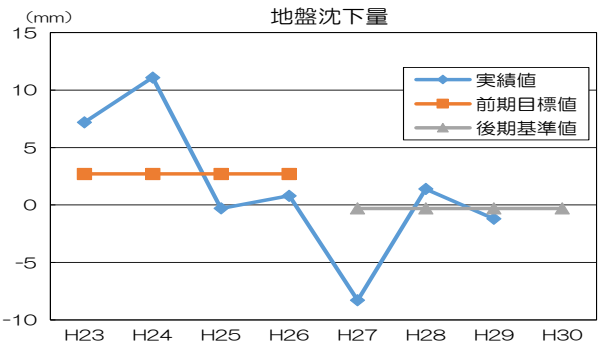

４－５　　環境リスク対策

現況

○化学物質の排出

環境中への化学物質の総排出量と廃棄物や下水に含まれる移動量は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」）に基づき、市を通じて国に届け出る制度（PRTR 制度）の運用により、把握しています。

■PRTR届出排出量上位3物質（平成29年度）

順位	上位3物質	排出量(t)	主な用途
1	トルエン	7.9	ガソリン成分、溶剤等
2	トリクロロエチレン	7.5	金属洗浄等
3	1－ブロモプロパン	5.7	金属洗浄等

■PRTR届出排出量上位3業種（平成29年度）

順位	上位3業種	排出量(t)	届出数
1	電気機械器具製造業	7.2	3
2	その他の製造業	5.4	1
3	燃料小売業	5.1	25

○ダイオキシン類

環境中のダイオキシン類の濃度状況を把握するため、平成９年度から大気、水質、土壌のダイオキシン類調査を実施し、現在、全ての項目で環境基準を下回っています。特に、大気環境においては、廃棄物焼却炉等の発生源の減少に伴い改善されてきています。

４－５－１　化学物質の管理の強化

主な施策の実施状況

■PRTR 制度

・化管法や埼玉県生活環境保全条例に基づく特定化学物質の排出量・移動量及び取扱量については、届出を受理し、これらの結果を市域の状況に適した形に加工した上で排出量の多い物質等の情報を市ホームページ等で公開しています。

■排出量･移動量の推移

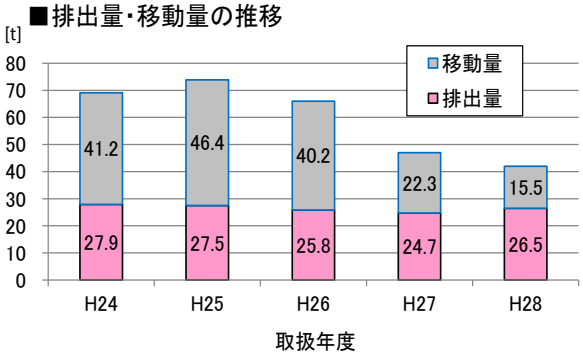

・特定化学物質報告事業者に対しては、化学物質が適正に管理されているか等の指導・立入検査を行い、県条例の有害大気汚染物質にも指定されている物質（トリクロロエチレン、ホルムアルデヒド等）の取扱事業者に対しては、市による敷地境界濃度測定を実施しています。

・平成２９年度には、人の健康や生態系に有害なおそれがある 462 種類の「第１種指定化学物質」の排出量・移動量に関して、市内対象事業者（３９事業所、１０業種）から合計４５物質についての届出がありました。

・市内の届出総排出量は 26.5t、総移動量は 15.5t で合計 42t となっており、環境への排出形態については、大気への排出が最も多く 26.1t であり、総排出量・移動量比で 63%を占めています。届出の多い地区は小手指地区・三ヶ島地区（各７件）で、業種では燃料小売業（25 件）が最も多くなっています。排出量が多い化学物質は、トルエン（7.9ｔ）、トリクロロエチレン（7.5ｔ）、1－ブロモプロパン（5.7ｔ）の順となっています。

＜参考＞　県条例では、化管法による排出量・移動量の届出条件（対象物質、取扱量）に比べて、より多くの物質及びより少ない取扱量を、特定化学物質取扱量報告者の条件として定めています。

個別指標　PRTR法に基づく排出量・移動量の届出率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	達成維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100	100	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
有害化学物質の環境中への排出量・廃棄物などとして移動している量を把握し、集計・公表する制度（PRTR法）における排出量・移動量の届出率。

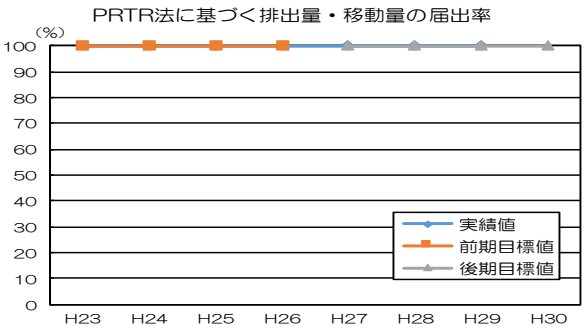

４－５－２ ダイオキシン対策の推進

主な施策の実施状況

■ダイオキシン類対策

大気、水質、土壌に関するダイオキシン類調査を実施し、平成 29 年度の調査結果では、全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準を達成しています。

■大気中のダイオキシン類濃度の経年変化

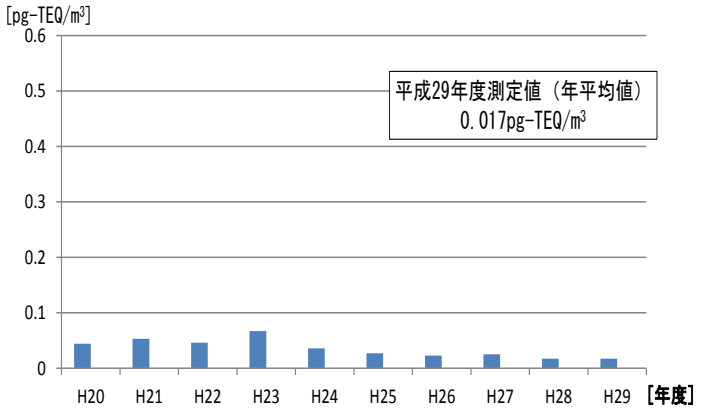

個別指標　ダイオキシン類にかかる環境基準達成率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
％	達成維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100	100	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
環境中のダイオキシン類濃度における、環境基準の達成率。

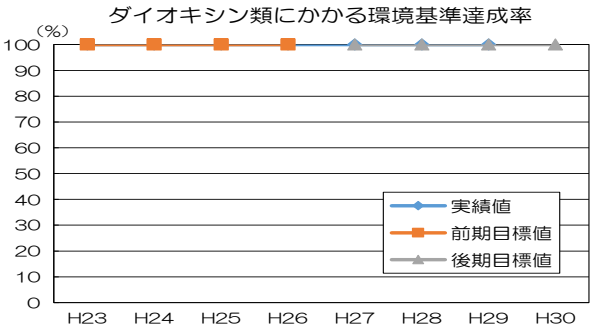

４－５－３ 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線への対処

主な施策の実施状況

■空間放射線量の測定の実施

空間放射線量の測定を毎月一回市内 10 地点で行い、市民への情報提供や相談業務などを行いました。

５－１　　景観・美観の保全と形成

現況

○市内の景観資源の状況

・本市には、武蔵野台地、狭山丘陵、河川からなる多様な地形を有する自然や雑木林、農地等のみどりによる景観と、それらに囲まれるように建ち並ぶ住宅地の景観、所沢駅周辺の中心市街地における歴史的資源や昔ながらの街並みと新しい街並みが混在する景観など、様々な表情をもったまちの景観が見られます。

・埼玉の自然百選に選ばれた狭山湖周辺の景観や、三富地域に残る江戸時代から続く「三富開拓地割」の歴史的景観等は、本市を代表する貴重な景観となっています。

■狭山湖周辺のみどり

■三富開拓地割遺跡

○まちの美化（たばこのポイ捨て）

「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」により、市内全域で吸い殻やごみをみだりに捨てることは、火災の危険やまちの美観が損なわれることから禁止されています。

総合指標　都市景観の街並みの満足度

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	66.9				
			実績値	58.6	63.8	63.6		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
市民意識調査の設問「あなたは、所沢市の景観や街並みに満足していますか」に対し、「満足」「まぁまぁ満足」と答えた人の割合。

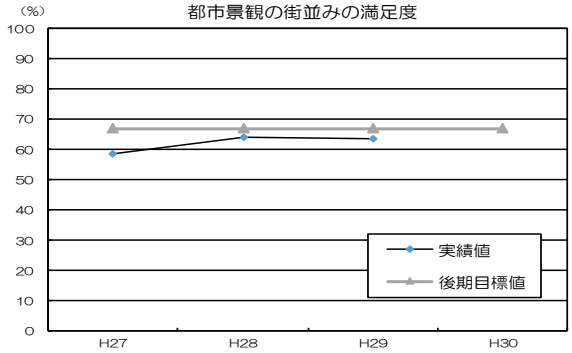

未達成の原因	改善の方向性
平成２９年度の実績値は６３．６％であり、目標値の６６．９％を下回っています。 過去の実績値（H25 年実績：65.8%、H26 年度実績：62.3%、H27 年度実績：58.6%、平成 28 年度実績：63.8%）についてもほぼ同水準で推移していますが、その原因はつかめておりません。	良好な都市景観の街並みは、市民・団体、事業者及び市の協働によって実現するものです。 このため、市は「満足」と答えた人が少ない地区において、街づくりに関する「街づくり講座」を開催し、地域の特性を生かした街づくりを周知します。また、「景観展示会」などを通し、市民の自主的な景観の取り組みを促進することで、将来的には市民が主体的に作り上げた愛着のある都市景観の街並みが実現し、自ずと満足度が上がることに繋がると考えます。

５－１－１ 景観の保全と形成

主な施策の実施状況

■良好な景観の保全・形成

①所沢らしい良好な景観の形成を進めるため、景観の特性を踏まえ、市内を 3 つのゾーンに区分し、景観形成基準を定め、良好な景観への誘導を行っています。また、一定規模以上の建築物の建築等または工作物の建設等の行為を行う者に対し、届出による規制を行っています。
（平成 29 年度届出受付件数：166 件）

■ととこガーデン

②市民主体の景観まちづくりを進めるため、平成 23 年度から、ととこガーデン、ご近所協定等の景観まちづくりの実施や景観市民活動クラブの支援、ととこ景観資源の指定などを行っています。

〈平成 29 年度〉

- ととこガーデン（自宅の庭をオープンガーデンとして新規登録）：17 件（累計 139 件）
- ご近所協定（家の塀、垣根等についてご近所のルールづくり）：3件 14 人
- 景観市民活動クラブ（景観まちづくりに取り組む団体）：9団体
- ととこ景観資源の新規指定：7 件（累計 196 件）

■歴史的景観の保全

「埼玉県文化財保護条例」では「三富開拓地割遺跡」の保全のため、該当地内に開発計画等があった場合、事前に現状変更の届出を義務付けています。平成 29 年度には、市から 19 件の届出を県へ進達しました。

■自然景観の保全の推進

優れた自然の風景地を保全するため、「埼玉県立自然公園条例」により、狭山丘陵一帯を「県立狭山自然公園」に指定しています。また、武蔵野の面影を残す雑木林等の身近な自然を保全するため、「特別緑地保全地区」等の指定を進めています。

■電線類の地中化

小手指駅北口から国道 463 号に至る市道 4-245 号線（通称ハナミズキ通り）の 530mの区間について、平成 29 年度に電線共同溝による無電柱化及び電線類の地中化が完了しました。

■屋外広告物の規制

良好な景観を形成するため、屋外広告物の規制を行っています。

〈平成 29 年度〉

- 屋外広告物許可件数：　349 件
- 屋外広告物許可個数：　665 個
- 屋外広告物是正済個数：　2 個

■違反路上広告物除却枚数

除去方法	平成 28 年度	平成 29 年度
委　　託	3,707	4,682
推進員等	20	298
計	3,727	4,980

個別指標　電線類の地中化区間延長

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
m	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	4,110			4,760	
			実績値	4,110	4,110	4,110	4,760	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	5,290				
			実績値	4,760	4,760	5,290		
			達成状況	×	×	○		

指標の説明

電線類の地中化を実施した区間の延長距離の累積値。

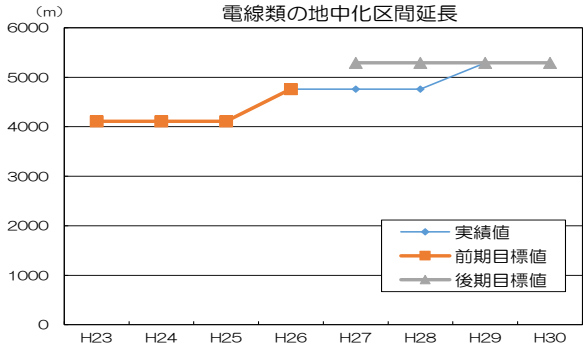

個別指標　屋外広告物の是正率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	100				
			実績値	97.6	61.5	91.7	76.8	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	100				
			実績値	100	100	100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明

良好な景観の形成のため規制を行っている屋外広告物の是正率。

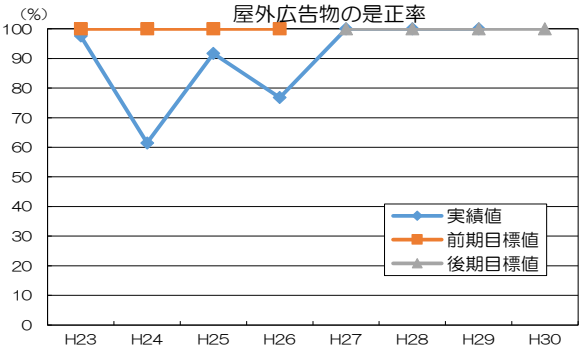

５－１－２ 清潔なまちづくりの推進

主な施策の実施状況

■啓発看板

犬のフンを放置させないため、啓発看板を配布し、マナーの向上に努めています。

■路上喫煙禁止地区

毎年 9 月に「路上喫煙禁止地区」における歩行喫煙者調査を実施し、歩きたばこの実態調査を行っています。また、路上喫煙禁止地区の周知と吸殻のポイ捨ての抑止を目的として、地区内を巡回し吸殻の清掃を行っています。
なお、平成 29 年度は、7 月と 11 月に、所沢市環境推進員連絡協議会との共催により、市内８駅 14 出口にて「歩きたばこ等防止啓発キャンペーン」を実施しました。

■あき地の適正管理

住宅地等のあき地に繁茂した雑草による火災や害虫の発生、ごみの不法投棄等を未然に防止するため、土地の所有者に対して適正な維持管理を指導しています。

平成 29 年度の指導件数は延べ 112 件で、自身による適正な維持管理が困難な土地所有者に対しては、除草業者を紹介しました。指導については、年２回のあき地雑草状況調査（あき地台帳による）により指導し、苦情相談については随時調査後に所有者に対し指導を行っています。

■路上喫煙禁止地区表示路面シート

■配布している看板

■所沢市内の歩行者喫煙率推移

調査日	喫煙率	指定前喫煙率に対する割合	調査箇所
H18. 8	2. 19%	100%	路上喫煙禁止地区指定前･プロペ通り
H18. 9	1. 53%	69. 78%	プロペ通りのみ
H18. 11	1. 19%	54. 24%	
H19. 9	0. 81%	36. 76%	
H20. 9	1. 24%	56. 68%	３箇所平均（所沢･東所沢･小手指）
H21. 9	0. 90%	41. 24%	４箇所平均（所沢・東所沢・小手指・新所沢）※各地区の喫煙率を足して４で割ったもの（総喫煙者数／総歩行者数ではありません）
H22. 9	0. 84%	38. 54%	
H23. 9	0. 48%	21. 98%	
H24. 9	0. 24%	10. 86%	
H25. 9	0. 22%	9. 84%	
H26. 9	0. 35%	15. 83%	
H27. 9	0. 27%	12. 23%	
H28. 9	0. 15%	7. 01%	
H29. 9	0. 05%	2. 40%	

個別指標　歩行喫煙等防止駅前キャンペーン数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
箇所	維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	28				
			実績値	28	28	28	28	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	28				
			実績値	28	28	28		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
歩きたばこの防止等のため、駅前で実施したキャンペーンの実施箇所数。

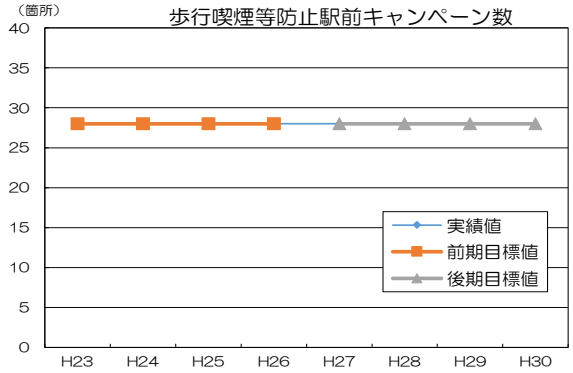

５－２　　安心な都市空間の整備

現況

○交通環境対策

- 身近な移動手段として、広く自転車が利用される中、自転車の交通事故が多発しています。
- 交通事故死者の多くが高齢者となっています。
- 本市における交通死亡事故を類型別に見ると、「車両対歩行者事故」が多くなっています。

○放置自転車

- 駅周辺における放置自転車は、高齢者や障害者等の通行に危険を及ぼし、緊急時の災害活動にも支障をきたすことがあります。
- 放置自転車への対策として、放置自転車の撤去や指導員等による指導活動により、自転車利用者にマナーやモラルの向上を呼びかけています。

○災害対策

- 市では首都直下地震や自然災害に備え、指定避難場所の整備、食料や資機材の備蓄、災害備蓄の充実、災害時の市民への情報伝達方法の拡充や、避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援体制の構築などに努めています。

■主な交通安全運動

交通安全運動	期間	重点目標
春の全国交通安全運動	平成29年4月6日～15日	・歩行者・自転車乗用中の交通事故防止（特に自転車安全利用五則の周知徹底） ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ・飲酒運転の根絶 ・子供と高齢者の自転車乗用中の交通事故防止 ・高齢者の交通事故防止
夏の交通事故防止運動	平成29年7月15日～24日	・子供と高齢者の交通事故防止 ・歩行者・自転車乗用中の交通事故防止 ・飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止 ・高齢者の交通事故防止
秋の全国交通安全運動	平成29年9月21日～30日	・子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ・飲酒運転の根絶 ・高齢者の交通事故防止
冬の交通事故防止運動	平成29年12月１日～14日	・高齢者の交通事故防止 ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 ・飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止 ・薄暮時のライト点灯と反射材の着用促進

５－２－１　交通環境の整備

主な施策の実施状況

■交通安全活動の推進

・市では、関係機関、団体との連携を図りながら幼児から高齢者の各階層に応じた交通安全教室等を実施しています。平成 29 年度は 141 回開催し 29,092 人が参加しました。近年、小学生の自転車事故が多いことから、小学校の交通安全教室では、交通法規に沿った乗り方を習得させることに力を入れています。

・子どもや高齢者等を交通事故から守るため、昭和 47 年度から交通指導員を配置し、主に小学校の通学路における立しょう指導、交通安全教室、市主催の大きなイベントにおける歩行者の安全確保業務及び交通安全啓発活動を行なっています。

・11 月に市役所８階大会議室において市民 77 人の参加により、交通安全推進大会を開催し、交通安全功労者及び団体の表彰を行うなど、広く市民の交通安全意識の高揚を図りました。

■交通安全施設等の整備

市民を交通事故から守るため、緊急性等を考慮し交通安全施設の工事や修繕を行っています。交通事故の多発している地点や道路に 136 基の道路反射鏡の設置及び修繕、グリーンベルトをはじめ延長　8,489.0ｍの路面標示等、及びその他の交通安全施設（看板・ポストコーン等）を 109 箇所において整備しています。

■放置自転車対策の推進

自転車駐車場の整備を進める一方、指導員等を配置し、放置防止の指導や市営自転車駐車場への駐車誘導等、自転車利用者に対するマナーやモラルの向上を呼びかけています。また、定期的に放置自転車を撤去し、平成 29 年度には、1,437 台撤去しました。

個別指標　交通事故発生件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	1,917				
			実績値	1,954	1,765	1,497	1,422	
			達成状況	×	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	1,497				
			実績値	1,562	1,266	1,191		
			達成状況	×	○	○		

指標の説明
市内で発生した交通事故の件数。

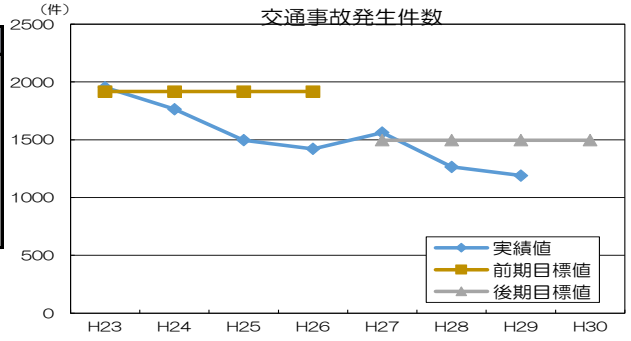

個別指標　小学校等における交通安全教室の開催率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
％	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	70.0	71.0	72.0	73.0	
			実績値	81.1	75.7	78.2	81.8	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	78.9	79.3	79.6	80.0	
			実績値	81.7	84.3	89.2		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
交通事故の防止のため、市内の小学校等において交通安全教室を開催した割合。

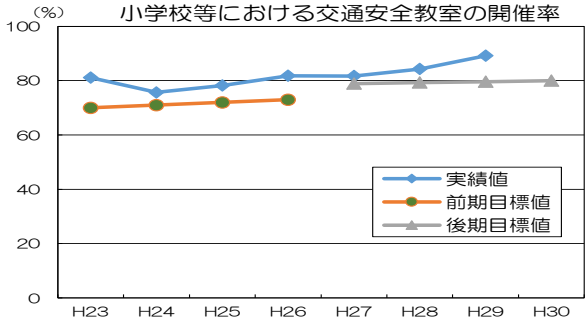

個別指標　１日当たりの放置自転車台数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
台	減少	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	100	80	70	60	
			実績値	101	81	59	50	
			達成状況	×	×	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	55	53	51	50	
			実績値	42	40	38		
			達成状況	○	○	○		

平成25年度までは、3月末日（晴れの平日）の放置台数
平成26年度からは、１１月末日（晴れの平日）の放置台数

指標の説明
市内に放置されている自転車の台数を、１日当たりの台数に換算したもの。

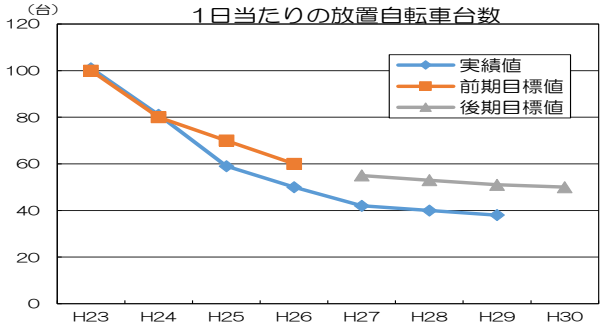

５－２－２　災害対策の充実

主な施策の実施状況

■災害対策

・市では、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るために、「所沢市地域防災計画」を策定し、災害予防や災害対応及び復旧、その他の必要な災害対策の基本を定めています。

・「防災ガイド・避難所マップ」・「土砂災害ハザードマップ」を作成し、窓口にて配架しています。

現在発行している「防災ガイド・避難所マップ」について、デイジー版（視覚障害をお持ちの方など、印刷物を読むことが困難な方を対象としたデジタル録音図書）を作成し、希望者に配布しています。

■防災備蓄倉庫

■防災教育の推進

市民の防災意識の高揚と防災関係機関相互の連携強化を図るため、総合防災訓練の実施や、自治会・町内会・自主防災組織などを対象に出前講座を実施しています。

平成 29年度の総合防災訓練は、9月2日（土）、所沢市役所本庁舎、各まちづくりセンター、上下水道局庁舎、保健センター、市内 11 行政区33会場において実施し、合計 31,100 人が参加しました。

■総合防災訓練

■災害に強いまちづくり

中心市街地のうち、銀座地区、日東地区、所沢駅西口地区においては、細街路の解消や土地の高度利用による建築物の不燃化を図り、住環境や都市防災の改善を目指し、地区の特性に合った事業手法による街づくりに取り組んでいます。

■防災施設の整備

防災行政無線屋外拡声子局を市内全体で 101 基設置しています。

■防災行政無線屋外拡声子局

■治水対策

雨水等の流出量の増大に伴う河川の氾濫や護岸の崩れ等の危険防止対策を図るため、河川や水路の改修整備工事を行っています。また、開発行為については、開発面積に応じて民間・公共を問わず、積極的に雨水流出抑制施設（浸透トレンチ・浸透井等）の設置を指導しています。

平成２９年度には、次の２件の改修整備工事及び雨水流出抑制指導を行いました。

〔工事〕坂之下地内水路整備工事

北野一丁目地内水路改修工事

〔指導〕雨水流出抑制指導件数：107 件

■雨水対策

平成２９年度は、岩岡雨水１号幹線築造工事を１件行いました。

個別指標　雨水浸透井設置箇所数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
箇所	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	1,022				
			実績値	1,038	1,039	1,050	1,066	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	1,050				
			実績値	1,086	1,105	1,127		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
雨水対策として、雨水浸透井を設置した箇所。

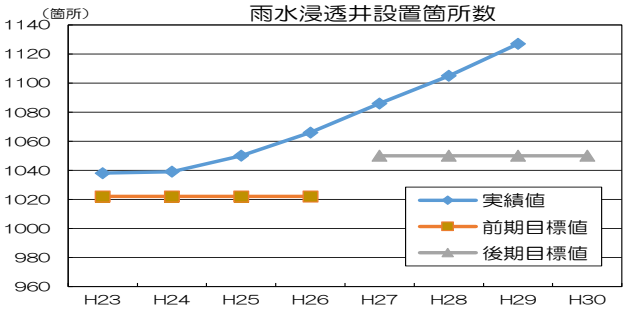

個別指標　河川・水路の改修・整備延長

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
m	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	53,529	53,869	54,129	54,479	
			実績値	53,531	53,729	54,013	54,158	
			達成状況	○	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	54,799	55,079	55,349	55,700	
			実績値	54,435	54,799	54,907		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
雨水の流出や河川の氾濫を防ぐため、改修・整備を実施した河川・水路の延長距離。

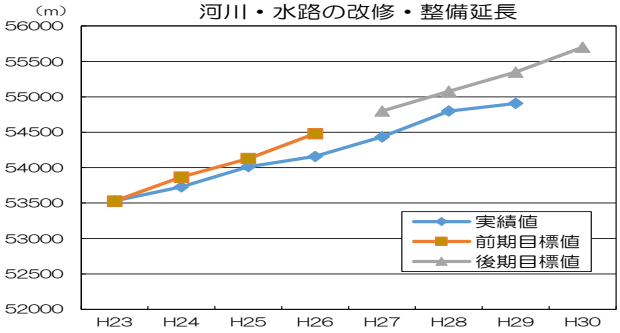

未達成の原因	改善の方向性
台風やゲリラ豪雨等の被害により、補修・整備の必要な箇所が増え、改修予定通りに進捗しなかったため。	未達成の改修・整備については、今後も限られた予算の中で効率的に進めて行きます。

個別指標　総合防災訓練参加者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	10,000				
			実績値	10,136	14,812	17,438	19,774	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	20,000				
			実績値	20,903	22,494	31,100		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
災害時に的確に対応できるように実施する総合防災訓練に参加した市民及び関係機関、職員の数。

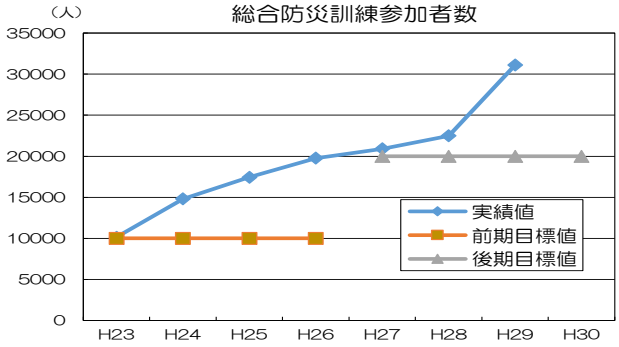

５－２－３　人と環境に配慮した都市整備の推進

主な施策の実施状況

■ユニバーサルデザインによるまちづくり

①交通機関のバリアフリー設備の整備

・鉄道の整備

鉄道網は、西武鉄道４路線とＪＲ武蔵野線１路線となっており、市内の 11 駅について、エレベーターやエスカレーター等のバリアフリー設備が整備されています。また、高齢者や障害者等を手助けする「駅ボランティア制度」の充実等、心のバリアフリーに取り組んでいます。

・路線バスの整備

市では、バス事業者に対する補助金の交付により、ノンステップバスの導入を促進しています。

②人にやさしい施設の整備

・松原学園

通園する児童の特性を踏まえ、段差の少ないバリアフリーとした他、クッション性床、鋭角部分の排除、安全ガラスの採用、家具などへのよじ登り防止、スイッチ・コンセントなどの感電防止等に配慮しました。

■松原学園廊下

■松原学園指導室

・三ヶ島小学校
　点字ブロックの設置、誰もが使える多目的トイレ、オストメイト対応トイレの設置を行いました。また、既存東西校舎間で段差がありましたが、渡廊下の改築工事にて段差を無くしました。

■三ヶ島小学校点字ブロック

■三ヶ島小学校多目的トイレ

・こどもと福祉の未来館
　高齢者、障害者、子どもをはじめ、誰もが円滑に利用できるよう配慮され、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に適合した施設として認定されています。

■環境に配慮した施設整備

　市では、公共施設を整備する際、環境負荷ができるだけ小さくなるような配慮を行っており、平成 23 年度には、松原学園の駐車場に透水性緑化ブロックを採用しました。また、平成 29 年度には、中央中学校の内装に埼玉県産材を利用することで輸送に係る環境負荷の軽減を図りました。

■三ヶ島小学校内装

■中央中学校内装（木質化）

個別指標　ノンステップバスの導入車両率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	79.5	79.5	79.5	80.8	
			実績値	83.1	82.9	86.7		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
ユニバーサルデザインに基づき導入されたノンステップバスの導入率。

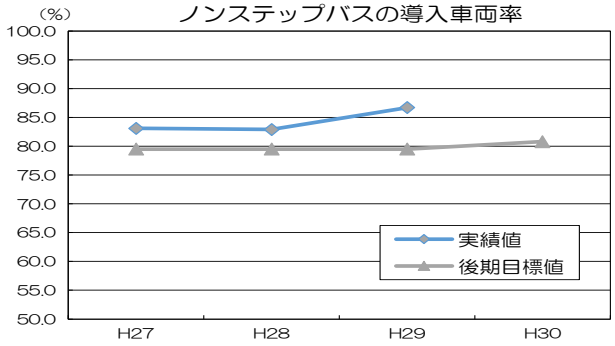

個別指標　埼玉県福祉のまちづくり条例の適合率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	34.0				
			実績値	43.5	25.0	30.0	26.4	
			達成状況	○	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	30.0				
			実績値	21.9	27.3	33.3		
			達成状況	×	×	○		

指標の説明
市内の特定生活関連施設における埼玉県福祉のまちづくり条例への適合率。

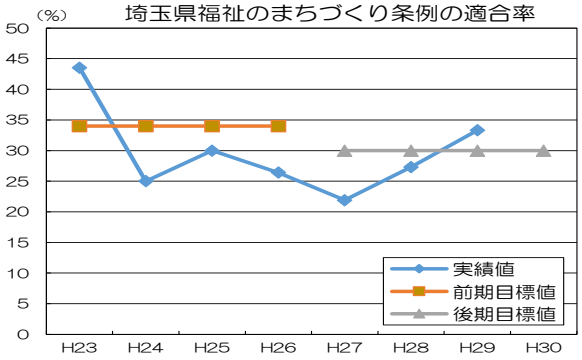

個別指標　公共施設への雨水利用設備設置箇所数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
箇所	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	22				
			実績値	23	23	23	23	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	23				
			実績値	23	24	24		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
雨水の有効利用を図るため、公共施設において雨水利用設備を設置した箇所数。

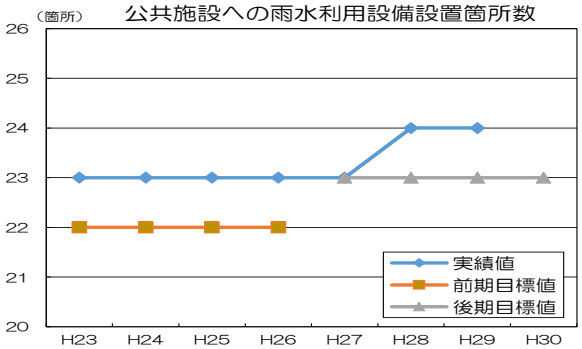

５－３　　オープンスペースの創造

現況

〇公園の整備状況

■所沢カルチャーパーク

- 平成 29年度末の都市公園は、233 箇所、141.19ha で、整備状況は、面積・箇所数ともに緩やかに増加しています。
- 平成 29年度末の市民 1 人当たりの公園面積は 4.1 ㎡で、この数値は、県全体の平均値 6.87㎡と比べて低い水準にありますが、県内の 30 万人以上の都市の平均整備面積 3.9 ㎡と比較すると、ほぼ同水準にあります。（県のデータについては平成 27年度末の値）
- 本市の都市公園のうち約 74%は街区公園となっています。

個別指標　市民１人当たりの公園面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
㎡/人	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	3.7	3.8	3.9		
			実績値	3.7	3.8	3.9	4.0	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	4.05	4.14	4.24	4.30	
			実績値	4.10	4.09	4.11		
			達成状況	○	×	×		

指標の説明
市内の整備された都市公園の市民1人あたりの面積。

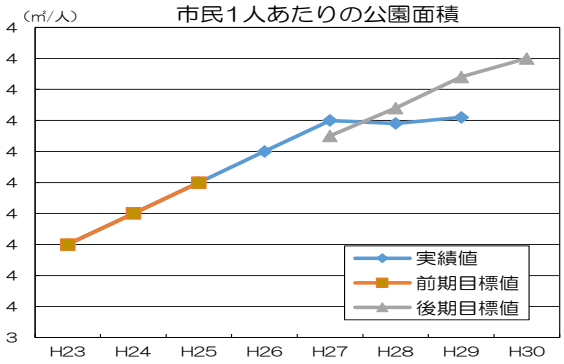

未達成の原因	改善の方向性
新規に開設した公園が当初見込みよりも少なく、人口増に追いつかなかったため目標値に至りませんでした。	未達成の整備については、限られた予算の中で効率的に進めていきます。

５－３－１　オープンスペースの整備

主な施策の実施状況

■公園の整備

暮らしに潤いを与える憩いの場として、また、地域のコミュニティ活動の向上や避難場所の確保等を目的に、身近な公園として街区公園の整備を進めています。

■市民との協働による公園管理

市民との協働による公園管理として、平成２９年度には、37 公園 6 緑地の除草や清掃を自治会にお願いしました。

■民間活力によるオープンスペースの整備

中心市街地の銀座地区では、「所沢市中心市街地街並み整備計画」の規範、指針に基づき、街並みの整備を進めており、県道沿いの自主後退による歩行空間・広場をはじめ、東川沿いの水と緑のプロムナード等の公開空地の整備を誘導しています。

■上の台公園

■公開空地（所沢まちづくりセンター）

個別指標　都市公園の整備面積

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
ha	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	126.5	130.8	134.3	135.0	
			実績値	126.5	130.7	135.0	136.2	
			達成状況	○	×	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	138.5	141.6	144.7	147.4	
			実績値	138.8	140.7	141.2		
			達成状況	○	×	×		

指標の説明
市内に整備された都市公園の総面積。

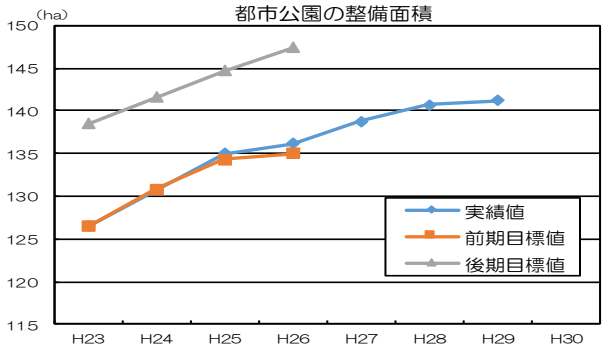

未達成の原因	改善の方向性
新規に開設した公園が当初見込みよりも少なく、目標値に至りませんでした。	未達成の整備については、限られた予算の中で効率的に進めていきます。

５－４　　歴史・文化的環境の保全

現況

○文化財の調査と保存

本市には、国、県、市が指定する文化財が合計で９８件あり、土器や石器などが土地に埋蔵されている区域（埋蔵文化財包蔵地）は、現在166 箇所が確認されています。

■伝統芸能発表会

個別指標　市内の指定文化財の件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件	維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	96				
			実績値	96	96	98	100	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	98				
			実績値	100	99	98		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
文化財に指定されている建造物や絵画等の件数。

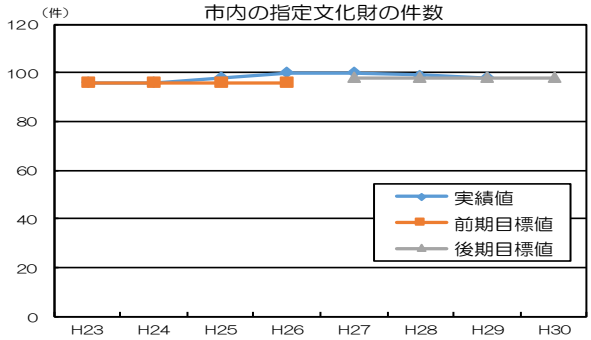

５－４－１　歴史・文化的遺産の保存と活用

主な施策の実施状況

■歴史・文化遺産の評価の実施

市指定文化財「三上文筌筆（みかみぶんせんひつ）　坂稲荷神社社殿装飾絵」、「八雲神社祭礼用具　附　箱十二合」に関する現状調査を実施しました。

更に指定文化財候補資料「齊藤家文書」、「膳棚遺跡出土縄文土器及び土製品」、「旧和田家の衣生活資料」、「山口観音仁王門金剛力士像」の調査を実施しました。

また、埋蔵文化財包蔵地内での住宅建設や土地改良などの開発行為等の際に、遺構の有無を明らかにする埋蔵文化財確認調査を実施し、遺構・遺物が発見されたもののうち開発行為等により壊されてしまう４件については、事業者等の協力を得て発掘調査を行い記録保存しました。

■発掘調査出土遺物【縄文土器人面把手】
（下安松遺跡第１１次調査）

■歴史・文化遺産の保存と整備

埼玉県指定史跡「滝の城跡」の保存・整備を行うに当たり、平成 23 年度から発掘調査を行っています。今年度は「中堀西側・中央」の発掘調査を行いました。

また、これまでの発掘調査の内容をまとめたリーフレット「埼玉県指定史跡　滝の城跡　発掘調査概報」を発行しました。

更に、国指定重要文化財「小野家住宅」の保存修理、市指定有形民俗文化財「荒幡の富士」の補修整備に対して補助金を交付しました。

■国指定重要文化財「小野家住宅」

■文化財保護意識の啓発

国指定天然記念物ミヤコタナゴの保護対策事業として、埋蔵文化財調査センター及び上山口の施設において、人工増殖を中心に種の保存を図っています。また、市内全小学校 32 校及び市内中学校１校・市役所・市立教育センター・所沢まちづくりセンター・埋蔵文化財調査センターにて、ミヤコタナゴの飼育と展示を行っています。

文化財への理解と関心を深めていただくために、文化財を活用した事業や出前講座等の開催、また、市内で出土した埋蔵文化財の学校貸出や、出張授業を行っています。さらに「ところざわ埋文まつり」を埋蔵文化財調査センターで開催しました。

個別指標　文化財に関わる普及活動件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	15				
			実績値	33	45	42	36	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	42				
			実績値	49	32	38		
			達成状況	○	×	×		

指標の説明
市内の文化財への関心・理解を高めるため、普及活動（講座や出張授業）を実施した件数。

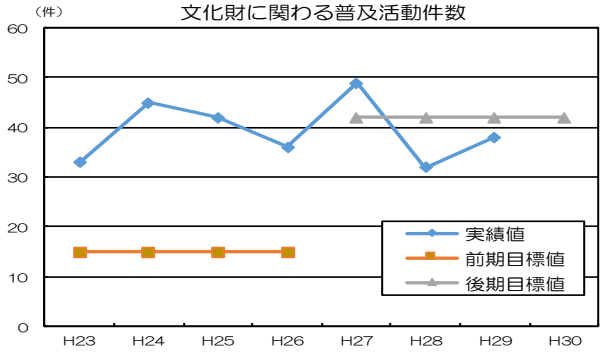

未達成の原因	改善の方向性
出前講座や出張授業等の依頼が少なかったため。	普及活動のＰＲに努めます。

個別指標　ミヤコタナゴの増殖個体数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
尾	水準維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	3,500				
			実績値	3,500	約3,500	約3,240	3,030	
			達成状況	○	○	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	3,000				
			実績値	3,322	2,229	2,788		
			達成状況	○	×	×		

指標の説明
国指定天然記念物ミヤコタナゴの個体数の増殖数。増殖個体数は、その年度に増やした数値ではなく、人工増殖により維持する個体数。

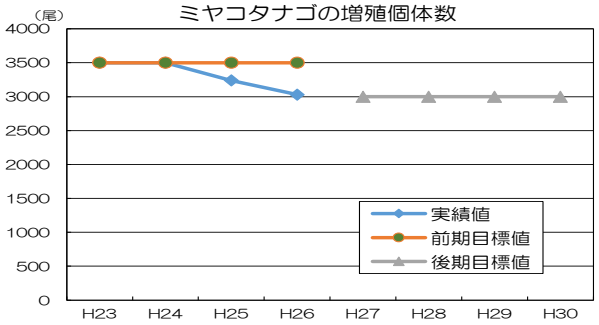

未達成の原因	改善の方向性
夏の猛暑の影響により死亡数が増加したため。	早い時期から冷房を入れるとともに、個々の水槽の管理に努めます。

６－１　　環境情報の収集・活用

現況

〇情報の発信・提供

市では、環境に関する情報を市民及び事業者に、広報紙や市ホームページ等の多様な広報媒体を活用し、発信・提供しています。

６－１－１　環境情報の提供と共有化の推進

主な施策の実施状況

■環境情報の発信

・広報紙「広報ところざわ」にて、夏季の節電対策を題材とする特集ページを設け、環境に対する情報発信に努め、広く市民の間で活用していただけるよう情報を提供しました。

・６月の環境月間にあわせ、６月 19 日～23 日の５日間、市庁舎１階市民ホールで環境展示会を開催し、電気自動車・燃料電池自動車の展示や、みどりのカーテンの作成方法の紹介、ゴーヤの苗木配布などを行い、3,764 人の方が来場しました。

■「広報ところざわ」

■環境展示会

個別指標　環境展示等の来場者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	28,500	29,000	29,500	30,000	
			実績値	34,448	28,190	30,024	32,965	
			達成状況	○	×	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	31,500	32,000	32,500	33,000	
			実績値	37,182	41,304	39,653		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市民の環境意識の向上のため、市が実施する環境展示等のイベントに来場した人数。

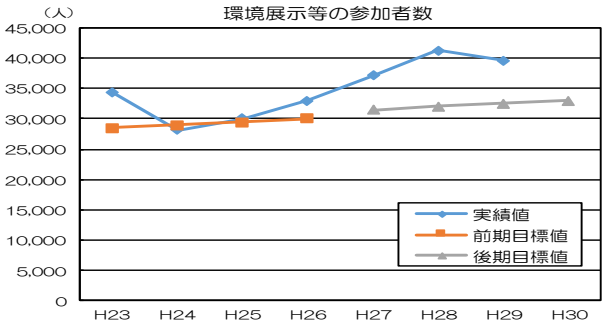

個別指標　リサイクルふれあい館エコロ来館者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人/年	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	31,174				
			実績値	36,325	35,071	34,730	32,965	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	36,100	36,800	37,500	38,200	
			実績値	33,850	35,674	39,802		
			達成状況	×	×	○		

指標の説明
リサイクルなどの情報の発信の拠点である、リサイクルふれあい館エコロに来館した人数。

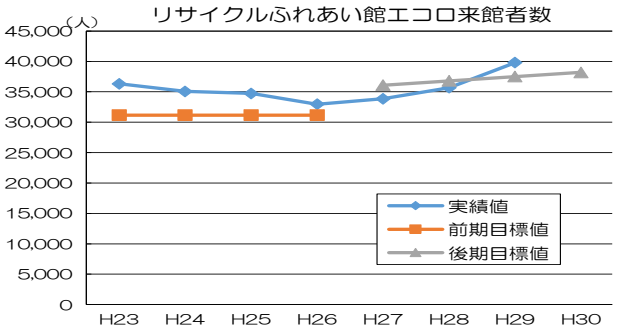

個別指標　市役所の環境関連ホームページへのアクセス件数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
件/年	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	331,934				
			実績値	861,942	831,774	903,884	1,094,655	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	903,884				
			実績値	1,365,486	1,516,287	1,912,672		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市ホームページにおける、環境関連情報の掲載ページへのアクセス件数。

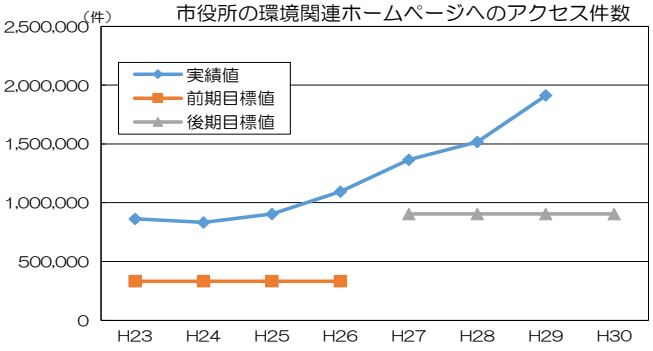

６－２　　環境教育・環境学習の充実

現況

○環境教育・環境学習の現状

市では、「地球にやさしい学校の手引き」を各小・中学校に配布し、各校の環境教育・環境学習の充実を図っています。学校では、総合的な学習の時間の学習として、地域の自然環境保全や学校ファームでの農業体験、リサイクル活動などに取り組んでいます。また、学習の場や機会の提供として、環境展示や環境学習関連事業を実施しているほか、行政に関する様々な情報を提供する「まちづくり出前講座」で環境学習を支援しています。

■川の清掃活動（東中学校）

■ペットボトルキャップ回収（中央小学校）

総合指標 環境学習出前講座参加により環境のために行動しようと思った人の割合

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	81.5	82.0	82.5	83.0	
			実績値	80.7	79.5	83.0	80.1	
			達成状況	×	×	○	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	83.5	84.0	84.5	85.0	
			実績値	82.0	74.5	(91.1)※		
			達成状況	×	×	（○）		

指標の説明
市が実施する環境学習出前講座に参加した人のうち、講座に参加したことで環境に配慮した行動をしようと思った人の割合。

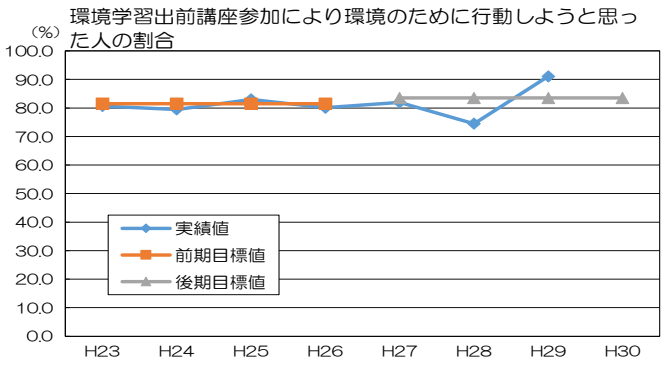

※平成29年度の実績値は、環境学習出前講座を屋外等で実施したため、書面でのアンケートの実施が難しく、質問形式による回答に基づき算出しています。

6－2－1 学習の場や機会の提供

主な施策の実施状況

■市主催の環境学習関連事業

一部のまちづくりセンター・公民館の事業の中で、自然に親しむ野外観察、環境保全活動やその情報提供等、環境学習関連事業を開催しています。平成 29 年度には、全体として 582 回にわたり学習の機会を提供し、延べ 34,108 人が参加しました。

■所沢市生涯学習まちづくり出前講座の実施

市では、10 人以上で構成された団体等の申請に応じて、市の職員を講師として派遣し、行政課題への対応や市政の状況等について情報を提供する「所沢市生涯学習まちづくり出前講座」を実施しています。

平成 29 年度の受付件数は 66 件、開催回数は 60 件、参加者総数は 1,738 人で、その内、環境に関する出前講座の開催回数は２件、参加者総数は 47 人でした。

■出前講座

■環境講演会

■まちづくり出前講座のメニュー（平成 29 年度の環境学習関連講座）

講　座　名		内　　容
小・中学生の環境学習	地球は今、どうなっているの？	地球環境問題入門　地球温暖化問題等の紹介
	小・中学生の環境学習	わたしたちの環境　地球からのＳＯＳ！　地球をまもろう！
	環境にやさしいくらしって？	家庭でできる省エネ･省資源
環境・リサイクル	環境基本計画のあらまし	所沢市環境基本計画より、所沢市の環境の概要
	地球温暖化と私たちのくらし	地球温暖化の現状と、わたしたちの暮らしの中でできる省エネ・省資源
	所沢の大気環境	一般環境、自動車排出ガスの常時監視測定及び有害大気汚染物質のモニタリング測定の現況
	化学物質と私たちの暮らし	所沢市内の化学物質の排出･移動量の状況、 化学物質の有害性と環境リスク・リスクコミュニケーションなど
	所沢市の水環境	所沢市の河川の水質と生活排水対策について
	ごみの分け方・出し方	家庭ごみの 10 分別収集などについて 間違いやすいごみや注意点、ごみの行方、リサイクルなど
	ごみの減量とリサイクル	ごみ減量・リサイクルの施策とごみの現状について
	所沢市の「みどり」について	みどりの保全及び創出について
	リクエスト講座	市民からの要望により、上記以外の環境関連講座の実施

個別指標　環境学習関連事業開催数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
回	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	608				
			実績値	450	515	516	692	
			達成状況	×	×	×	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	516				
			実績値	637	593	582		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
環境講座等への講師派遣や観察会等の環境学習関連事業を実施した回数。

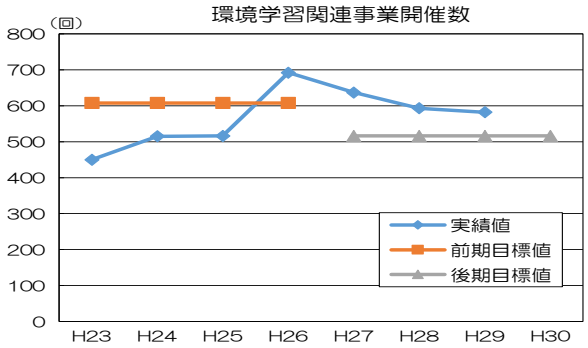

６－２－２ 人材の育成

主な施策の実施状況

■学習冊子の作成と配布

市では、冊子「わたしたちの環境」を作成し、小学校５年生の全員に配布して環境学習の推進に活用しています。

「わたしたちの環境」は、総合的な学習の時間や夏休みの自由研究等に、子どもたちが家族や友人と一緒に自然とのふれあいや体験を通じて、身近な環境を守ることの大切さに気づき、行動できるように、地球環境問題も踏まえながら、雑木林、生きもの、川や空気の様子等を掲載しています。

■冊子「わたしたちの環境」

■環境学習の基盤整備

ESD（持続可能な開発のための教育）調査研究協議会では、持続可能な社会づくりの担い手を育てるためのひとつの視点に「つながりへの気づき」を取り入れた学習を提案しています。その中で“環境とのつながり”や“人と人とのつながり”など、さまざまなつながりを意識し、総合的、包括的な学習を推進しています。

研究成果については、教育センターの研修会で授業公開の場を設定するとともに、ＥＳＤの視点に立った学習の在り方について、リーフレットを作成・配布し、各校への周知を図りました。

■市職員への研修

市職員の環境保全意識の向上を図るため、新規採用職員に、市の環境政策に関する講義のほか、清掃業務（ごみ収集作業及び手選別作業）の体験実習を取り入れています。

■こどもエコクラブの活動

こどもエコクラブは、次世代を担う子どもたちが、地域において、環境学習や環境保全活動を行う場づくりとして、平成７年に環境省（当時：環境庁）が発足させたもので、メンバー（登録した子どもたち）は、サポーター（活動に協力してくれる大人）とともに、自然観察や環境保全活動等を楽しく主体的に行っています。

市では、児童館の生活クラブや学童クラブを中心としたこどもエコクラブを含め、１６団体（メンバー702 名、サポーター286 名）のこどもエコクラブの登録がありました。

■こどもエコクラブ（平成 29 年度）

No.	グループ名	メンバー（人数）	サポーター（人数）
1	放課後等デイサービス木子里テラス	31	10
2	ウルセーズ	24	15
3	フォレストキッズ	25	3
4	みどり児童別館　第二生活クラブ	120	10
5	東所沢たんぽぽ児童クラブ	69	6
6	所沢市立わかば児童館	45	9
7	おおたかの森トラスト・こどもエコクラブ	49	5
8	ＳＧエコキッズ・ふぁみりんく	4	1
9	アリエルクラブ	1	2
１０	柳瀬川こどもクラブ	30	12
１１	柳瀬川の最上流をきれいにする会	23	85
１２	所沢市立　つばめ児童館	80	80
１３	所沢市立みどり児童館	80	9
１４	所沢サマースクール	105	20
１５	東川を愛する会	15	20
１６	北野	2	1
合計		702	286

個別指標　こどもエコクラブ登録者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	240				
			実績値	205	1,846	1,691	1,087	
			達成状況	×	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	1,500				
			実績値	503	684	702		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
地域の中で環境活動・学習に取組む「こどもエコクラブ」に登録しているこどもの人数。

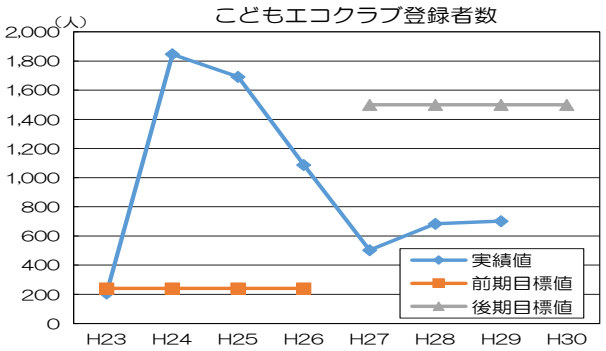

未達成の原因	改善の方向性
目標を立てた際に加入していたエコクラブが継続届を提出せず、その後加入者数は増加したものの、以前の水準まで回復しなかったため。	①　加入中のクラブには、年度切り替え時に、継続届に関して手厚い対応をします。 ②　以前所属していたクラブを中心に加入の勧誘を行います。 ③　出前講座などさまざまな機会を利用して、こどもクラブの PR を機会あるたびに行います。

６－３　　参加と協働の推進

現況

〇市民・事業者との協働の状況

・自治会や町内会等での緑化活動や環境美化活動、集団資源回収活動等、市民自らが行う身近な地域の環境保全活動を推進するため、必要な支援を行い、快適な生活環境の確保に取り組んでいます。

■所沢航空記念公園外周道路整備活動

個別指標　所沢市環境推進員連絡協議会及び各地区環境推進員協議会事業への参加者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	維持	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	6,406				
			実績値	6,046	6,608	6,546	6,525	
			達成状況	×	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	6,546				
			実績値	5,901	6,561	6,005		
			達成状況	×	○	×		

指標の説明
身近な環境保全活動のため、各地区で実施する緑化活動・環境美化活動等に参加した人数。

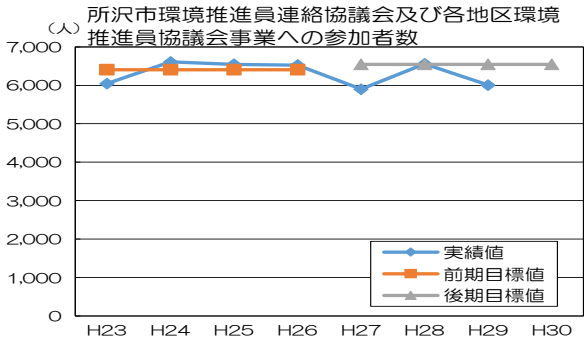

未達成の原因	改善の方向性
航空記念公園外周道路清掃活動が雨天により、中止となったため。	参加人数が増えるよう、活動内容の見直しや周知徹底を強化します。

6－3－1　各主体の活動の促進

主な施策の実施状況

■市民・事業者の環境保全活動の支援

・市では、「所沢市自治連合会」、「所沢市環境推進員連絡協議会」と協力して、「『環境美化の日』市内一斉美化清掃活動事業」を年２回実施し、快適な生活環境の確保に取り組んでいます。

・市が管理する身近な道路、公園・緑地、河川・水路等の区域を定めて、市民と市が協働で清掃美化及び緑化活動を行う「アダプト・プログラム」を平成 20 年度から実施しています。平成２９年度末時点で３１団体が認定団体として活動しています。市からは、活動に必要な物品、用具の支給、貸与を行い、活動に対する保険は、市民活動総合補償制度が適用されています。

■環境保全活動に対する主な補助、奨励等の事業
（平成 29 年度）

1	環境にやさしい農業推進事業
2	所沢市スマートエネルギー補助金交付事業
3	河川浄化団体補助金交付事業
4	浄化槽整備事業補助金交付事業
5	環境推進員連絡協議会補助金交付事業
6	生ごみ減量化・資源化推進奨励事業
7	集団資源回収報償金交付事業
8	みどりのパートナー活動支援事業

■市民・事業者の環境保全活動の普及啓発

・環境推進員制度は、健康で快適かつ潤いのある生活環境をつくるために平成８年度に創設されたもので、平成 29 年度には、11 行政区において、1,119 人の環境推進員が環境美化活動やごみ減量・リサイクルの推進などの活動を実施し、地域の環境保全活動の指導的な役割を担っています。

■環境配慮型の行政運営の推進

市では、平成 11 年５月から国際規格 ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを運用してきました。平成 25 年度からは、より効率的な行政運営を推進していくために、所沢市独自の「所沢市マネジメントシステム（TMS）」に移行し、その中で環境配慮型の行政運営を推進しています。

特に環境に影響を与える可能性のある施設（クリーンセンター、保健センター、市民医療センター、上下水道部、学校給食センター、本庁舎管財課）については、従来どおり環境法令の順守状況などの監査を実施し、点検・評価を行っています。

■地球にやさしい学校

・市内の小・中学校では、児童生徒、教職員及び保護者の環境意識を高めるとともに、学校の教育活動を通じて、環境に配慮した行動の定着を図ることを目的に、「地球にやさしい学校」に取り組んでいます。

・「環境目標」に到達するために行う環境活動を〈エネルギー〉〈みどり〉〈資源循環〉の項目について行います。特に優れた取組を行った学校を「地球にやさしい学校大賞」として表彰しています。また、上位受賞校の児童生徒には、取組の事例発表をしてもらい、学校間における、環境活動の共有を図っています。

■地球にやさしい学校大賞表彰式
（市長賞の表彰の様子）

個別指標　所沢市アダプト・プログラム登録団体数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
団体	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	10	11	12	13	
			実績値	19	21	25	26	
			達成状況	○	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	27	28	29	30	
			実績値	29	30	31		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市が管理する公共施設（道路、公園、緑地、河川、水路等）の清掃美化活動を市と協働で行っている団体の数。

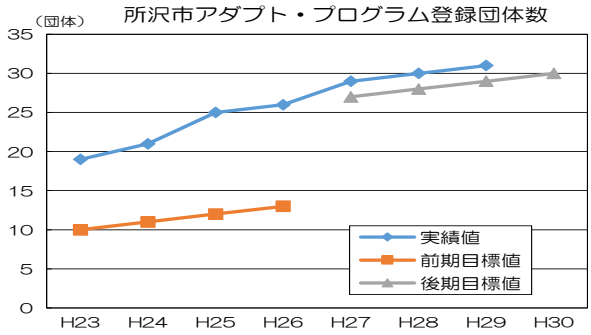

６－３－２　パートナーシップの強化

主な施策の実施状況

■環境推進員活動

市では、環境推進員活動を支援するため、「所沢市環境推進員連絡協議会」を通して研修会や講演会を実施しています。また、環境推進員の協力を得て、古着・陶磁器の再利用を目的とする「もったいない市」を実施しています。

■菩提樹池里山保全地域の保全管理事業

菩提樹池里山保全地域の保全のため、地元の団体等と連携を図り、ため池を中心とした樹林地の管理事業を行っています。（平成 29 年度保全管理作業実施回数：４回）また、それぞれの団体間で共通認識を持てるよう、取組みについて協議を重ねています。

（平成 29 年度会議開催回数：３回）

■パートナーシップの形成

・市民の自主的・主体的な景観まちづくりを進めるため、景観市民活動クラブと市が共催で年２回「景観展示会」を開催するとともに、情報の共有や、より一層連携と協力を図り、それぞれの活動が円滑に行われるよう「代表者会議」を定期的に開催しています。

■所沢市環境推進員連絡協議会実施事業（平成 29 年度）

実施月日	事業内容
4 月　4 日(火)～ 5 月　6 日(土)	集合狂犬病予防注射会場における啓発物(ポケットティッシュ)の配布(延べ８２名参加)
4 月　13 日(木)	平成 29 年度会計監査 第 1 回役員会
5 月　11 日(木)	第 1 回理事会
5 月　26 日(金)	平成 29 年度　総会
6 月　4 日(日)～ 6 月　25 日(日)	古着・古布・陶磁器回収事業（もったいない市）拠点回収（市民 2,910 名参加）
5 月　28 日(日)	春の「環境美化の日」一斉美化清掃活動 参加市民　27,310 人 ごみ回収量　43.37 トン
7 月　4 日(火)	「所沢市歩きたばこ等防止啓発」キャンペーン(埼玉県西部地域まちづくり協議会構成市共同による)　261 名参加
7 月　13 日(木)	第 2 回理事会
7 月　13 日(木)	環境会報 30 号　編集会議
9 月　29 日(金)	環境会報第 30 号　発行(14,000 部)
10 月　1 日(日)～ 11 月　19 日(日)	古着・古布・陶磁器回収事業（もったいない市）拠点回収（市民 2,771 名参加）
10 月　12 日(木)	第 3 回理事会
10 月　21 日(土)	所沢航空記念公園外周道路の清掃活動 (雨天中止)
11 月　5 日(日)	秋の「環境美化の日」一斉美化清掃活動 参加市民　22,321 人 ごみ回収量　37.24 トン
11 月　10 日(金)	視察研修会：大久保浄水場他 37 名参加
11 月　16 日(木)	「所沢市歩きたばこ等防止啓発」キャンペーン(282 人参加)
11 月　30 日(木)	第 4 回理事会
12 月　7 日(木)	環境展示会エコプロダクツ 2017 見学(34 名参加)
1 月　11 日(木)	第 5 回理事会
1 月　11 日(木)	環境会報第 31 号　第 1 回編集会議
1 月　25 日(木)	環境講演会 「環境問題の今」 講師：北野　大 氏 来場者数　618 名 (環境推進員　327 名参加)
3 月　8 日(木)	第 6 回理事会
3 月　15 日(木)	機関紙「環境会報」第 31 号発行(14,000 部)

・景観市民活動クラブは、自主的・主体的に活動するために組織し、情報の共有化を図るとともに、互いに連携・協力することで多面的な景観まちづくりを行います。また、景観まちづくりに関する事業や施策を市に提案します。
・みどりの保全及び緑化の推進活動を市民と協働で進めるため、平成 24 年 12 月に「みどりのパートナー制度」を創設し、平成 29 年度までに、団体登録者数 1,360 人（みどりの保全活動 24 団体、緑化の推進活動 25 団体）、個人登録者 8 人、合計 1,368 人のみどりのパートナーへの登録がありました。
・地域にある河川・水路の環境保全に取り組む活動として、所沢市水辺のサポーターへの指定団体が 6 団体あり、河川・水路清掃等の美化活動を行っています。

■所沢版地域密着型ローコスト太陽光発電等普及モデル事業
（マチエコ応援隊）

企業との協働により、住宅のスマートハウス化を推進する創エネ機器等の更なる導入を図るため、平成27 年度に所沢市マチエコ応援隊登録制度を制定し、低価格で安心・安全な創エネ機器等の導入促進に係る活動等を行っています。

■マチエコ応援隊メンバー

機器メーカー	
1	シャープエネルギーソリューション株式会社
2	ソーラーフロンティア株式会社
3	パナソニック株式会社エコソリューションズ社
4	三菱電機住環境システムズ株式会社
5	長州産業株式会社
6	パナソニック株式会社アプライアンス社
7	ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
8	株式会社リクシル
施工業者	
1	株式会社ヤマニエコライフ
2	株式会社和孝
3	東京ガスタマライフバリュー株式会社
4	株式会社キャッツ

個別指標　みどりのパートナー制度の登録者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	後期からの新規指標項目
			目標値	後期新設				
			実績値					
			達成状況					
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	810	874	938	1,000	
			実績値	1,230	1,377	1,368		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
市民協働によるみどりの保全・創出を目的に創設した「みどりのパートナー制度」への登録者数。

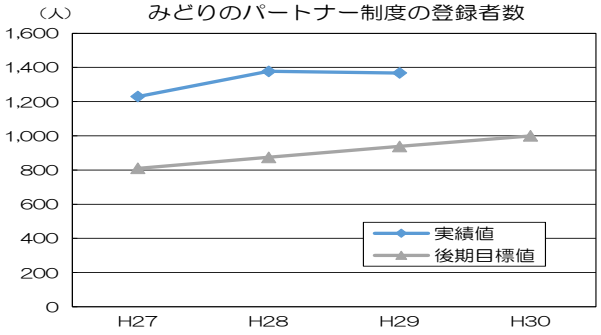

6－3－3　地域活動の促進

主な施策の実施状況

■環境美化の日

市と市民が一体となり、潤いと安らぎのある快適な生活環境を創造していくため、居住地周辺の美化活動を、市内全域で一斉に年２回（春・秋）実施しています。この活動は昭和 57 年から実施しており、自治会・町内会等から多くの市民が参加しています。

■環境美化の日の実績（平成 29 年度）

実　施　日	春の環境美化の日（5 月 28 日）	秋の環境美化の日（11 月 5 日）
参加人員	27,310 人	22,321 人
燃やせるごみ	37.38 t	30.53 t
破砕ごみ	4.33 t	4.51 t
びん・かん	1.34 t	0.89 t
粗大ごみ	0.32 t	1.31 t
合計	43.37 t	37.24 t

■地域コミュニティの支援

市では、平成２６年６月３０日に「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」を制定し、地域活動の中心的な役割を果たす自治会・町内会への加入と参加の促進を図っています。

平成２９年度は、「広報ところざわ」に自治会・町内会の活動を紹介し、その重要性への理解を深めるとともに、市民課窓口でのパンフレットの配布や住宅関連事業者の協力による転入者への働きかけなどの加入促進活動を進めました。

■地域ネットワークの整備

地域活動の活性化を図るためには、「地域でできることは地域で解決する」といった考え方を基本に、地域コミュニティを支えるさまざまな活動をつなぐ新たな仕組みづくり（＝「ネットワーク」）が重要です。

市では、まちづくりセンターを拠点とし、様々な団体との連携・協力による『地域ネットワーク』の構築に向けた支援を行っており、山口・三ケ島・小手指・松井・新所沢・富岡・新所沢東・並木・柳瀬地区において地域ネットワーク組織が設立されています。

山口地区の地域ネットワーク組織である「山口まちづくり推進協議会（地域環境部会）」では、平成 29 年度も山口地区内において、狭山丘陵保全及び柳瀬川環境整備事業を実施しました。

■地域ネットワーク組織のイメージ

個別指標　自治会・町内会への加入率

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
%	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	67.0	68.0	69.0	70.0	
			実績値	65.6	65.4	64.8	64.2	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	66.0	67.0	68.0	69.0	
			実績値	63.7	63.1	62.5		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
各自治会・町内会に加入している世帯の割合。

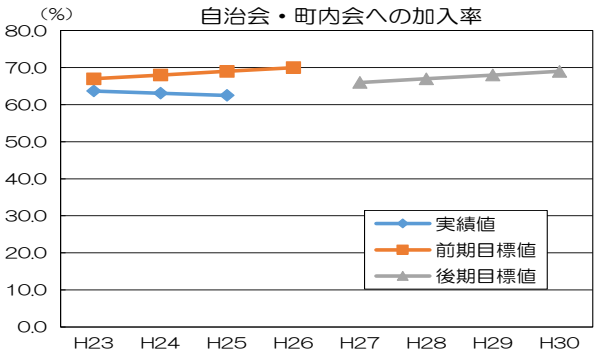

未達成の原因	改善の方向性
加入世帯数としては、前年度より 222 世帯増加しているものの、自治会・町内会加入率の分母となる総世帯数が、加入世帯数の増加を上回る増加を続けているため、結果的に加入率としては減少しました。 自治会への加入については、単身世帯や高齢世帯の増加や価値観の多様化等複合的な原因が考えられます。	これまで平成 26 年６月 30 日に制定した、自治会・町内会への加入と参加を進める「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」に基づき、自治会・町内会の重要性への理解を進め、意識啓発を図るとともに、自治会・町内会の加入促進活動の支援として、パンフレットを刷新して市の窓口での配布や住宅関連事業者の協力による転入者への働きかけを進めてきました。 引き続き自治会・町内会の重要性を周知するとともに、未加入世帯への効果的な働き掛けを模索し、まちづくりセンター及び所沢市自治連合会と連携を図りながら加入促進に向けた取組みを進めます。

個別指標　環境美化の日の活動参加者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	45,935				
			実績値	32,813	48,153	49,389	49,906	
			達成状況	×	○	○	○	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	49,389				
			実績値	51,051	49,561	49,631		
			達成状況	○	○	○		

指標の説明
年2回実施している「環境美化の日」に参加し、活動した市民の数。

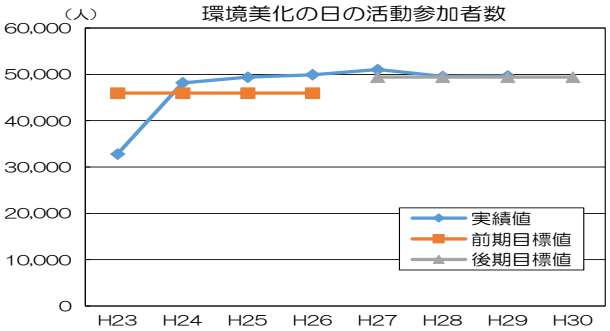

６－４　広域的な連携の推進

現況

○広域的な取組みの状況

・本市は、飯能市、狭山市、入間市との４市で構成する「埼玉県西部地域まちづくり協議会」による「埼玉県西部地域まちづくり構想（ダイアプラン）」に基づき、地球温暖化対策など様々な環境に関する施策を４市協働で進めています。

６－４―１　広域的な連携の推進

主な施策の実施状況

■広域的取組みへの参加

全国規模で実施される公害苦情相談員等ブロック会議に毎年参加し、全国の市町村の環境問題事例研究や相互の意見交換等を行っています。

■埼玉県西部地域まちづくり協議会

・埼玉県西部地域まちづくり協議会環境部会では、平成 29 年 7 月に 4 市共同路上喫煙防止キャンペーンを行いました。

・埼玉県西部地域まちづくり協議会清掃部会では、ごみ減量方策の研究やイベント参加を通じたごみ減量・資源化の啓発活動を実施しました。

・埼玉県清掃行政研究協議会では、行政諸問題の研究や先進地視察等を行いました。

・埼玉県環境事務研究会連合会及びその西部ブロックである埼玉県西部地区環境事務研究会に参加し、埼玉県、県内各市町村と活発に情報交換などを行う他、毎年、県への要望を提出しています。

■埼玉県西部地域まちづくり協議会での環境に関する活動の概要（平成 29 年度）

月　日	活　動　の　概　要	月　日	活　動　の　概　要
4 月 25 日	第 1 回環境部会（於：所沢市役所）	11 月 16 日	視察研修会（於：所沢市） 1　マチごとエコタウン所沢構想について 2　現地視察：フロートソーラー所沢、メガソーラー所沢、小手指小学校（屋根貸し事業） 3　埼玉エコタウンプロジェクトについて
7 月 4 日	4 市合同歩きたばこ等の防止啓発キャンペーン		
7 月 7 日	4 市合同環境法令研修（於：所沢市役所）	12 月 13 日～12 月 20 日	飯能市内部環境監査
10 月 12 日	第 2 回環境部会（於：所沢市役所）	平成 30 年 1 月 30 日～1 月 31 日	狭山市内部環境監査
11 月 14 日～11 月 16 日	入間市内部環境監査（於：入間市役所）	2 月 7 日	第 3 回環境部会（於：所沢市役所）

個別指標　ダイア4市協働事業（エコライフDAY）の参加者数

単位	目指す方向	計画期間	進捗状況					備考
人	増加	前期	年度	H23	H24	H25	H26	
			目標値	129,263				
			実績値	85,987	88,526	126,441	107,100	
			達成状況	×	×	×	×	
		後期	年度	H27	H28	H29	H30	
			目標値	126,441				
			実績値	111,080	105,530	85,122		
			達成状況	×	×	×		

指標の説明
飯能市・狭山市・入間市との4市で構成する「埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）」により実施される地球温暖化防止の共同事業に参加された人数。

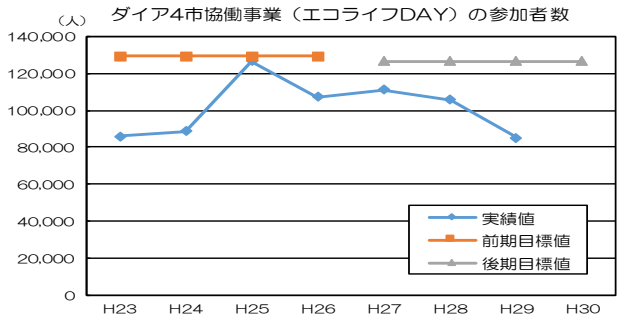

未達成の原因	改善の方向性
県からのチェックシート配布が小中学生に限定されたことが原因と考えられます。本市では、市職員とまちづくりセンターへコピーを配布して対応していますが、目標値に至りませんでした。	埼玉県西部地域まちづくり協議会環境部会を通じて、他の３市（飯能市、狭山市、入間市）の対応を確認し参考となる方策を検討するとともに、引き続き、事業の周知強化を呼びかけ、参加者の増加を図ります。

第３章　地球温暖化対策実行計画の実施状況

所沢市地球温暖化対策実行計画について

■計画の概要

本市の地球温暖化対策を具体的に推進するため、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、より実効的な取組みを市民・事業者と協働により推進し、市域から排出される温室効果ガス排出量の削減を図っています。

本計画は、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減等に関する「事務事業編」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「区域施策編」の 2 つから編成され、下記のとおりそれぞれ削減目標を掲げその達成を目指しています。

○事務事業編

市の事務及び事業における温室効果ガス排出量は平成 19 年度（2007 年度）を基準に、平成 30 年度（2018 年度）までに、10%削減することを目標としています。

○区域施策編

市域における温室効果ガス排出量では、段階的な温室効果ガス排出量の削減を図るため、短期目標と長期目標を国の削減目標にあわせ、それぞれ設定しています。区域施策編では、国と県の取組みを前提として、さらに市の取組みを進めることで、目標の達成を目指していきます。

短期目標では、平成 19 年度（2007 年度）を基準に、平成 30 年度（2018 年度）までに、3.8%削減 1)することを目標としています。また、長期目標では、平成 19 年度（2007 年度）を基準に、2050 年度までに、80%削減することを目標としています。

■平成 29 年度温室効果ガス排出量（速報）の概要

平成 29 年度の本市の温室効果ガス排出量（事務事業編）では、年次目標を達成し、省エネなどの取り組みが進んでいます。

一方、市域の温室効果ガス排出量（区域施策編）は、年々減少傾向にありますが、年次目標には達しませんでした。部門別二酸化炭素排出量においては、運輸部門及び民生家庭部門、次いで民生業務部門の排出割合が多い傾向にあり、これらの部門に対する削減対策の推進が望まれます。

＜注＞
1）平成 26 年度改訂時に、短期目標を平成 19 年度比で 25%削減から 3.8%削減に変更。

目　次

Ⅰ 事務事業編

１　温室効果ガス排出量

（１）温室効果ガス排出量全体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５

（２）項目別温室効果ガス排出量の検討・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

２　各部の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２０

３　温室効果ガスの削減方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１

Ⅱ 区域施策編

１　温室効果ガス排出量（速報値）（電力排出係数変動）

（１）温室効果ガス排出量全体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３

（２）項目別温室効果ガス排出量の検討・・・・・・・・・・・・・・・・１２４

（３）部門別二酸化炭素排出量の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５

（４）その他の温室効果ガス排出量の検討・・・・・・・・・・・・・・・１２８

２　温室効果ガス排出量（速報値）（電力排出係数固定）の概要・・・・　１２９

３　温室効果ガスの削減方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３１

参　考　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３

（１）電気の使用に伴う電力排出係数

（２）気候について

（３）太陽光発電システムの設置について

Ⅰ　事務事業編

1　温室効果ガス排出量

(1)　温室効果ガス排出量全体

本計画は、市のすべての事務及び事業から発生する温室効果ガスの削減を目的とし、計画最終年度の平成 30 年度までに 10%削減（基準年度：平成 19 年度）することを目標としています。

平成 29 年度における本計画の対象となる温室効果ガス排出量をみると、28,132,262kg-CO_2 となっており、基準年度と比べて CO_2 換算で 5,352,301kg-CO_2（▲15.86%）を削減し、目標を達成しています。準年度及び平成 29 年度の温室効果ガス排出量は表 1 のとおりです。また、計画期間中の推移を図 1 に示します。

（表 1）温室効果ガス排出量

		H19 年度（基準年度）	H29 年度
総排出量実績	総排出量(kg-CO_2)	54,895,477	49,541,959
	対基準年度増減率	―	▲9.75%
実行計画の対象となる温室効果ガス実績（調整）[1)]	総排出量(kg-CO_2)	33,435,220	28,132,262
	対基準年度増減率	―	▲15.86%
	目標値	―	▲8.8%

1)実績（調整）とは、目標管理のための修正を行った数値です。『地球温暖化対策実行計画』上では、一般廃棄物排出量など市が直接的に管理することが困難な項目を分離し、調整後の実績で評価しています。

＜注＞算定に利用する電気の排出係数について；温室効果ガス排出量の算定に用いる、他人から供給された電気の排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第３条第１項第１号ロの規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数を使用しています。以下、この排出係数を「電力排出係数」と表記します。

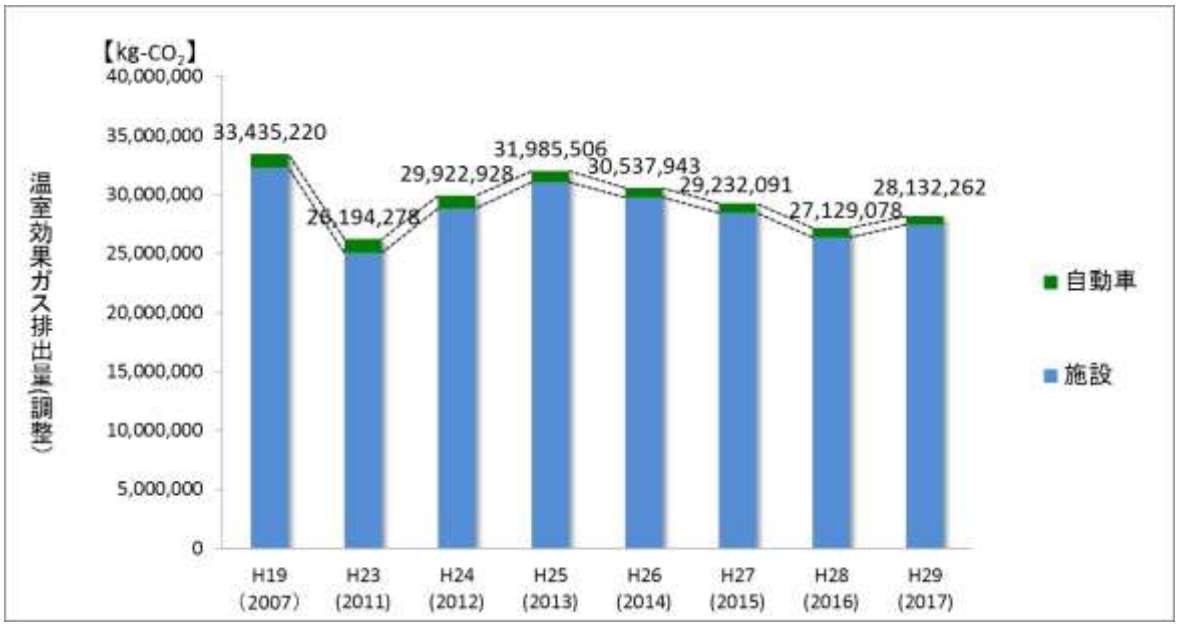

【図１】計画期間中の温室効果ガス排出量（調整）の推移

⑵　項目別温室効果ガス排出量の検討

温室効果ガス排出量の項目別（①施設、②自動車、③その他）排出量は、以下のとおりです。

（表 2）項目別温室効果ガス排出量　　（単位：kg-CO2）

		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
①施設		32,241,427	27,417,922	▲4,823,505 （▲14.96%）
②自動車		1,193,793	714,340	▲479,453 （▲40.10%）
③その他	廃棄物	20,493,369	21,252,996	759,627 （3.71%）
	下水道	965,028	―	▲965,028
	し尿処理	―	156,211	156,211
	医療	1,860	490	▲1,370 （▲73.66%）
総排出量		54,895,477	49,541,959	▲5,353,518 （▲9.75%）

＜注＞（　）は増減率を表す。

①施設

エネルギー使用に伴う各施設から排出された温室効果ガス排出量の合計は、基準年度に比べ表３のとおり減少しています。電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、各施設における省エネ機器の導入をはじめ、空調機器の抑制や照明の減灯の節電対策等の効果により減少傾向にあります。（図２参照）

（表 3）各エネルギー使用に伴う施設の温室効果ガス排出量　（単位：kg-CO_2）

		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
燃料使用量	ガソリン※	3,992	13,092	9,100 (227.96%)
	灯油	681,255	444,970	▲236,285 (▲34.68%)
	軽油※	45,499	40,626	▲4,873 (▲10.71%)
	Ａ重油	1,791,445	1,022,748	▲1,791,445 (▲100.00%)
	液化石油ガス（ＬＰＧ）※	253,475	230,517	▲22,958 (▲9.06%)
	液化天然ガス（ＬＮＧ）	0	0	0 (－%)
	都市ガス※	3,618,121	3,709,485	91,364 (2.53%)
電気使用量		25,847,640	21,956,484	▲3,891,156 (▲15.05%)
合　　計		32,241,427	27,417,922	▲4,823,505 (▲14.96%)

※自動車以外の用に供されている燃料。

【図２】電気使用量の推移　（1MWh=1,000kWh）

②自動車

自動車から排出された温室効果ガス排出量は、表 4 のとおり基準年度と比べ減少しています。これは、基準年度と比べ車両台数が減少し、全走行距離が減少したことやエコカー（燃費性能向上車）への買い替えによる効果が考えられます。

（表 4）公用車の使用状況

	H19 年度 （基準年度）	H29 年度	増減量
車両台数（台）	437	399	▲38 （▲8.70%）
全走行距離（km）	2,386,184	1,792,330	▲593,854 （▲24.89%）
低公害車台数（台）	72	160	88 （122.22%）
温室効果ガス排出量 （kg-CO_2）	1,193,793	714,340	▲479,453 （▲40.16%）

③その他

市が直接的に管理することが困難な項目である一般廃棄物、下水・し尿処理に係る項目においては、基準年度に比べ、全体では温室効果ガス排出量は減少しています。

一般廃棄物処理に関する温室効果ガスの内訳は、表 6 のとおりで、東部クリーンセンターでは増加し、西部クリーンセンターでは減少しています。東部クリーンセンターでは平成 22 年 10 月から開始した廃プラスチックの焼却処理に伴い、プラスチック焼却に伴う二酸化炭素排出量が増加したことによる影響と推測されます。一方、西部クリーンセンターでは、一般廃棄物焼却量が減少したことによるものと推測されます。また、計画期間中の推移を図 3 に示しています。

（表 5）その他の項目における温室効果ガス排出量　　（単位：kg-CO_2）

	H19 年度 （基準年度）	H29 年度	増減量
東部クリーンセンター 西部クリーンセンター	20,493,369	21,252,996	759,627 (3.71%)
所沢浄化センター	965,028	－[1)]	▲965,028
衛生センター	－[2)]	156,211	156,211
保健センター	1,860	490	▲1,370 （▲73.66%）
総排出量	21,460,257	21,409,697	▲50,560 （▲0.24%）

1)平成 23 年度に施設が閉鎖となったため。
2)平成 24 年度に施設が開設されたため。

（表 6）一般廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量

■東部クリーンセンター【連続燃焼式】	H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
一般廃棄物焼却量(t)	56,569.94	51,943.31	▲4,626.63（▲8.18%）
プラスチック類混入分 1)(t)	4,845.38	5,642.06	1511.16（31.19%）
プラスチック類混入率 2)(%)	15.04	19.61	4.57
温室効果ガス排出量(kg-CO_2)	14,050,262	16,477,314	2,427,052（117.27%）
プラスチック焼却に伴う二酸化炭素排出量(kg-CO_2)	13,058,299	15,598,415	2,540,116（19.45%）
焼却に伴い発生するメタン・一酸化二窒素の排出量(kg-CO_2)	991,963	878,899	▲113,064（▲11.40%）

■西部クリーンセンター【連続燃焼式】	H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
一般廃棄物焼却量(t)	37,419.63	26,833.85	▲10,585.78（▲28.29%）
プラスチック類混入分 1)(t)	2,139.92	1,563.17	▲-576.75（▲26.95%）
プラスチック類混入率 2)(%)	11.10	11.93	0.83
温室効果ガス排出量(kg-CO_2)	6,443,107	4,775,682	▲1,667,425（▲25.88%）
プラスチック焼却に伴う二酸化炭素排出量(kg-CO_2)	5,767,084	4321,644	▲1,445,440（▲25.06%）
焼却に伴い発生するメタン・一酸化二窒素の排出量(kg-CO_2)	676,023	454,038	▲221,985（▲32.84%）

1)一般廃棄物焼却量に混入されているプラスチック類混入分は、実際の計測値を用い（頻度：1 回/2 ヶ月調査）、水分量を考慮した推計値です。
2)乾ベースによる組成分析結果をプラスチック類混入率としています。

【図３】一般廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量の推移　（1t-CO_2=1,000kg-CO_2）

２　各部の温室効果ガス排出量

部門別の温室効果ガス排出量（調整）は、表 7 のとおり概ね排出量が減少し、基準年度と比べ全体で 15.86%の削減となっています。基準年度からの削減の主な原因は、施設の廃止・移管、道路照明の LED 化、環境クリーン部西部クリーンセンターの基幹的設備改良工事による施設・設備運用の効率化等です。

一方、温室効果ガス排出量が増加した部門もあり、その主な原因は、施設役割の増加による稼働時間及び利用者数の増加、電力排出係数の増加です。各部門における主な増加原因等とその対応は、表 8 のとおりとなっています。なお、当市実行計画おいて、温室効果ガス排出量が増加した施設は、「温室効果ガス排出量削減計画」を作成し、温室効果ガス排出量増加の原因や今後の取組み強化に努めることとしています。

（表 7）各部温室効果ガス排出量（調整）　（単位：kg-CO_2）

	H19 年度 （基準年度）	H29 年度	増減量
経営企画部	15,501	11,597	▲3,904 （▲25.19%）
総務部	0	12,166	12,166
財務部	1,784,564	1,633,271	▲151,293 （▲8.48%）
市民部	3,609,909	3,387,090	▲222,819 （▲6.17%）
福祉部	1,176,106	1,337,596	161,490 （13.73%）
こども未来部	963,304	997,115	33,811 （3.51%）
健康推進部	400,992	295,828	▲105,164 （▲26.23%）
環境クリーン部	8,119,987	6,188,370	▲1,931,617 （▲23.79%）
産業経済部	150,071	125,846	▲24,225 （▲16.14%）
まちづくり計画部	17,485	1,2567	▲4,918 （▲28.13%）
建設部	1,715,609	783,225	▲932,384 （▲54.35%）
医療センター	668,824	730,583	61,759 （9.23%）
上下水道局	6,124,495	4,173,632	▲1,950,863 （▲31.85%）
教育委員会	8,027,338	8,443,376	▲416,038 （▲5.18%）
消防本部 1)	661,035	0	▲661,035
合　　計	33,435,220	28,132,262	▲5,302,958 （▲15.86%）

＜注＞平成 29 年度の組織体制に合わせて、施設・自動車を保有している組織のみ掲載しています。

1)消防本部は、平成 25 年度に埼玉西部消防本部組合に組織変更となり、施設自体が市の管轄外となったため H28 年度の温室効果ガス排出量が 0 となっています。

（表 8）部別温室効果ガス排出量の増加原因等

	主たる原因と対応
総務部	・平成 23 年度から、消防団におけるエネルギー使用量の算定を開始したため。 （主な対策：詰所の建替えや車両の更新の際には、環境への配慮を意識する。）
福祉部	・一部の福祉施設において、設備の拡充や利用者増加に伴い、エネルギー使用量が増加したため。また、平成 29 年 1 月からのこどもと福祉の未来館供用開始に伴い当施設分のエネルギーも増加したため。 （主な対策：修繕、機器入れ替えの際にはエネルギー効率に配慮した機器を導入、こまめな節電等）
こども未来部	・児童館において、開館日数及び利用者の増加、役割の付加によるため。 ・保育園では、乳児の空調設備の稼働抑制が困難であるため。 （主な対策：修繕、機器入れ替えの際にはエネルギー効率に配慮した機器を導入、こまめな節電等）
医療センター	・小児深夜帯急患診療や小児科休日急患診療の拡充を図ったため。 （主な対策：各種設備・装置交換時は、エネルギー効率に配慮した機器を優先。）
教育委員会	・基準年度（平成 19 年度）と比べて省エネ化は全般に進んでいるものの、電力排出係数の値の上昇の影響を受け、電気使用に伴う温室効果ガス排出量が基準年度よりも増加したため。 （主な対策：電力排出係数を下げる工夫を進める等。）

3　温室効果ガスの削減方針

引き続き、温室効果ガス排出量の削減を推進するため、所沢市地球温暖化対策実行計画に基づき、以下のとおり削減対策を進めます。

⑴　施設等におけるエネルギー使用量の削減

空調設備の設定温度やボイラー設備、給湯設備の運転時間の調整など、適切な運転管理（「設備等省エネルギー管理シート」の活用）を行うとともに、勤務時間前後や昼休みにおける消灯、ＯＡ機器の待機電力の削減などに努めます。

⑵　資源の有効利用の推進

ＩＴを活用した文書・資料の共有化による紙使用量の削減に取り組むとともに、雨水の有効活用による水道使用量の削減に努めます。

⑶　廃棄物削減・リサイクル推進

長期使用が可能な製品の購入や再生利用に取り組むとともに、ごみ分別の徹底を推進し、排出されるゴミの減量・資源化に努めます。

⑷　公用車使用における環境負荷の低減

公用車の利用抑制やエコドライブの推進に取り組むとともに、公用車への低公害・低燃費車などの購入により、環境負荷の低減に努めます。

⑸　環境負荷の少ない製品の調達

グリーン購入など環境負荷の少ない製品の調達を推進します。

⑹　建築物の建設、施設・設備の管理

太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、空調設備や照明設備などについては、省エネルギー機器の代替に努めます。

⑺　教育分野

所沢市地球にやさしい学校の手引きに基づき、各学校において環境活動、環境学習を実施するとともに、市職員による出前講座等、その他様々な環境関連事業を通じて、子どもたちの環境への理解促進、環境配慮意識の向上、主体的に環境活動ができる人材の育成を行います。

Ⅱ　区域施策編

1　温室効果ガス排出量（速報値）（電力排出係数変動）

(1)　温室効果ガス排出量全体

本計画は、市域における温室効果ガス排出量の削減を目的に、平成 19 年度（2007 年度）を基準に、短期目標として「平成 30 年度（2018 年度）までに 3.8%削減」、長期目標として「2050 年度までに 80%削減」を目標としています。

平成 29 年度における本計画の対象となる温室効果ガス排出量をみると、154.8 万 t-CO_2 となっており、基準年度（平成 19 年度）と比べて CO_2 換算で、3.2 万 t-CO_2（2.03%）減少し、平成 29 年度の目標値である 3.07%削減を達成できませんでした。基準年度及び平成 29 年度の温室効果ガス排出量は表 9 のとおりです。また、計画期間中の経年変化を図 4 に示します。

（表 9）市域における温室効果ガス排出量（電力排出係数変動）

		H19 年度(基準年度)	H29 年度（速報値）1)
温室効果ガス	総排出量(万 t-CO_2)	158.0	154.8
	対基準年度増減量(万 t-CO_2)	―	▲3.2
	対基準年度増減率	―	▲2.03%
	目標値（増減率）	―	▲3.07%

1)現在までに入手できる最新基礎データにより算出していることから、速報値としています。

【図４】市域における温室効果ガス排出量の推移（電力排出係数変動）

＜注＞算定に利用する数値について；電気及びガスの自由化に伴い、実績値の入手が一部困難になったため、推計値を一部利用して算出しています。また、排出量算定に必要な統計の一つ（都道府県別消費エネルギー統計）の推計方法が変更になりましたが、本報告書（速報）においては、基準年度からの傾向を見るために、旧統計手法おける最新の値を用いて算出しています。なお、第 2 期所沢市地球温暖化対策実行計画の実績報告書（平成 23～30 年度実績）をまとめる際には、全ての基礎データを最新の統計手法による確報データに置き換え、排出量を算定します。

(2)　項目別温室効果ガス排出量の検討

温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素に係る項目別（①産業部門、②民生業務部門、③民生家庭部門、④運輸部門、⑤廃棄物部門）排出量及びその他のガスに係る項目別（①メタン、②一酸化二窒素）排出量は表 10 のとおりです。また、計画期間中の経年変化を図 6 に示します。

区域全体で、基準年度（平成 19 年度）と比べて、二酸化炭素排出量は 2.8 万 t-CO_2（▲1.80%）減少し、その他のガスは 0.5 万 t-CO_2（▲22.73%）減少しています。全体では 3.3 万 t-CO_2（▲2.09%）の減少となっています。

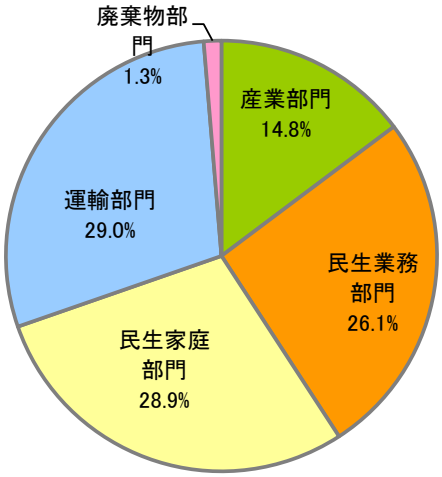

【図５】二酸化炭素の排出寄与率
（電力排出係数変動）

また、二酸化炭素の排出寄与率では、運輸部門が最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門の順となっています。

（表 10）項目別温室効果ガス排出量（電力排出係数変動）　　（単位：万 t-CO_2）

	H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
二酸化炭素	155.8	153.0	▲2.8 (▲1.80%)
①産業部門	23.5	22.6	▲0.9 (▲3.83%)
②民生業務部門	40.4	40.9	▲0.5 (▲1.24%)
③民生家庭部門	45.8	44.2	▲1.6 (▲3.49%)
④運輸部門	44.2	44.4	0.2 (0.45%)
⑤廃棄物部門	1.9	2.0	0.1 (5.26%)
その他のガス	2.2	1.7	▲0.5 (▲22.73%)
①メタン	0.5	0.3	▲0.2 (▲40.00%)
②一酸化二窒素	1.8	1.4	▲0.4 (▲22.22%)
温室効果ガス総排出量	158.0	154.8	▲3.2 (▲2.03%)

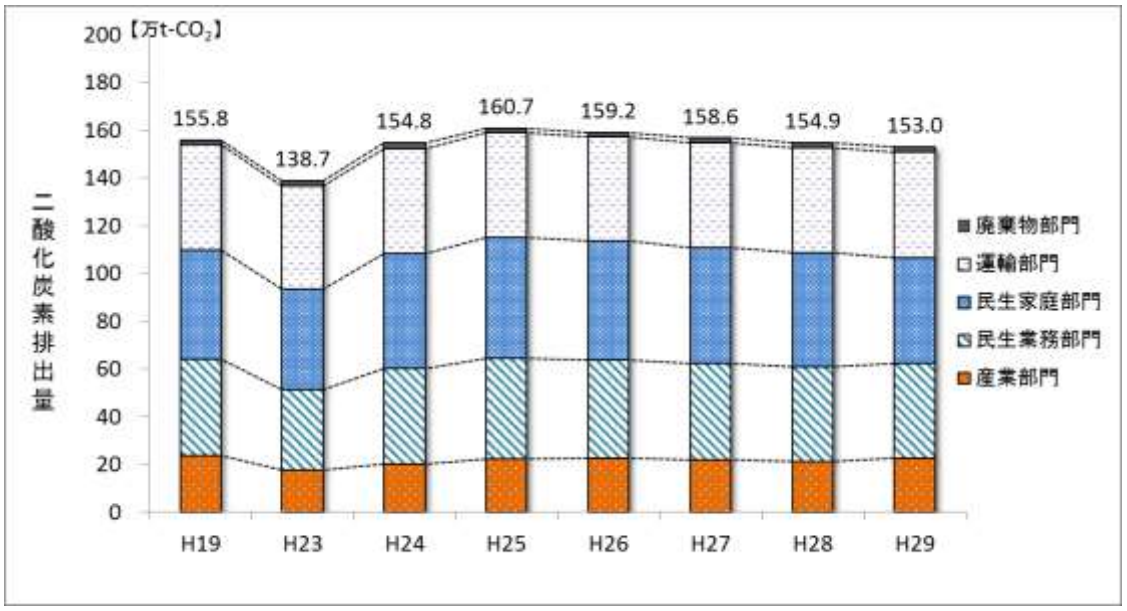

【図６】部門別の二酸化炭素排出量の推移（電力排出係数変動）

(3)　部門別二酸化炭素排出量の考察

各エネルギー使用に伴う産業・民生業務・民生家庭部門における二酸化炭素排出量の内訳は、表 11 のとおりです。

なお、電気の使用に伴う電力排出係数のうち、東京電力エナジーパートナー㈱の排出係数は、基準年度である平成 19 年度（東京電力㈱）と比べると、大きく増加している等の影響により、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は増加傾向にあります。（p19、参考 ⑴　電気の使用に伴う電力排出係数参照）

また、各部門における電力使用量（MWh）の推移を図 7 に示しています。

①　産業部門

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、基準年度と比べると減少しています。これは、多くの工場等で生産コストの低減の観点から生産設備の省電力化や節電対策の取り組みが進んでいるためと推測されます。

②　民生業務部門

部門全体では二酸化炭素排出量が基準年度と比べ 1.24%の減少となっています。内訳については、燃料使用に伴う二酸化炭素排出量が減少したのに比べ、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量が増加しています。しかし、事務所等の延べ床面積の増加（7.43%増）及び東京電力エナジーパートナー㈱の実排出係数の増加（14.35%増）を考慮すると、1 事業所当たりの電気使用量は減少しているものと推測されます。

③　民生家庭部門

LPG 及び電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、基準年度と比べ減少しています。電気の使用に伴う二酸化炭素排出量についても市域の世帯数の増加（11.35%

増）及び東京電力エナジーパートナー㈱の実排出係数の増加（14.35%増）を考慮すると、1 世帯当たりの電気使用量は減少しているものと推測されます。

（表 11）各部門におけるエネルギー別二酸化炭素排出量（電力排出係数変動）（単位：万 t-CO_2）

①産業部門		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
燃料使用量	軽質油	1.5	1.7	0.2 (13.33%)
	重質油	2.0	1.6	▲0.4 (▲20.00%)
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	0.5	0.6	0.1 (20.00%)
	都市ガス	2.9	3.9	1.0 (34.48%)
電気使用量		16.6	14.9	▲1.7 (▲10.24%)
小　　計		23.5	22.6	▲0.9 (▲3.83%)

（単位：万 t-CO_2）

②民生業務部門		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
燃料使用量	軽質油	7.8	7.1	▲0.7 (▲8.97%)
	重質油	7.9	7.1	▲0.8 (▲10.13%)
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	2.2	0.5	▲1.7 (▲77.27%)
	都市ガス	2.3	2.1	▲0.2 (▲8.70%)
電気使用量		20.2	23.0	2.8 (13.86%)
小　　計		40.4	39.9	▲0.5 (▲1.24%)

（単位：万 t-CO_2）

③民生家庭部門		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
燃料使用量	軽質油（灯油）	2.6	2.6	0.0 (0.00%)
	重質油	―――	―――	―――
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	6.8	5.7	▲1.1 (▲16.18%)
	都市ガス	6.3	6.5	0.2 (3.17%)
電気使用量		30.1	29.4	▲0.7 (▲2.33%)
小　　計		45.8	44.2	▲1.6 (▲3.49%)

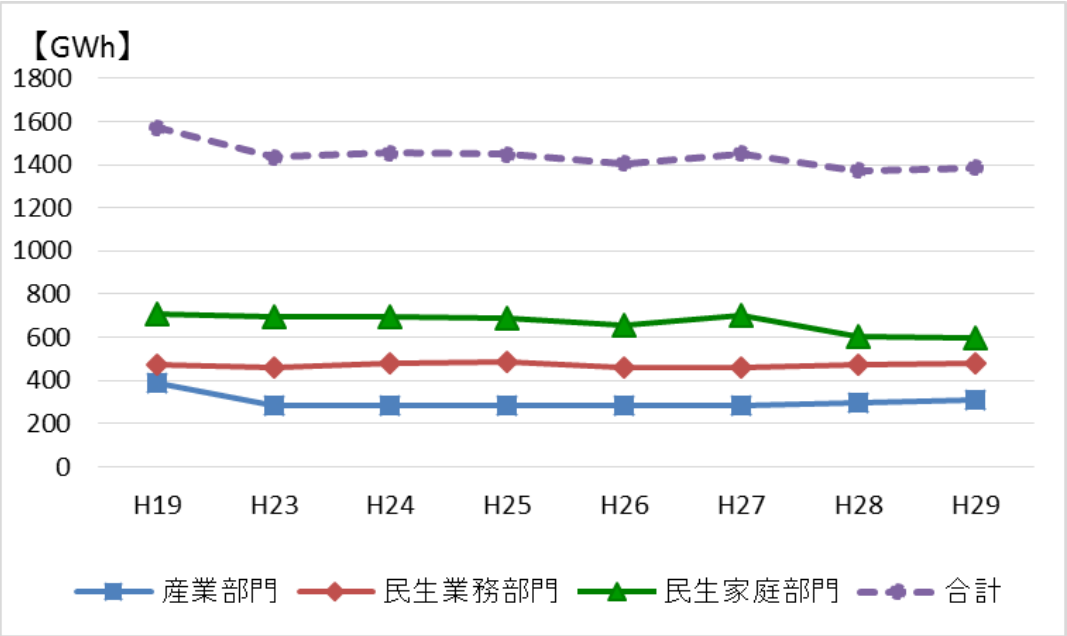

（1GWh=1,000MWh=1,000,000kWh）

【図７】各部門の電力使用量の推移

④　運輸部門

運輸部門における二酸化炭素排出量の内訳は、表 12 のとおりです。基準年度と比べると、自動車による排出量が 0.2 万 t-CO_2（0.45%）増加しています。

（表 12）運輸部門における二酸化炭素排出量　　（単位：万 t-CO_2）

④運輸部門	H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
自動車	40.9	41.8	0.9 (2.20%)
鉄道	3.3	2.6	▲0.7 (▲21.21%)
小　　計	44.2	44.4	0.2 (0.45%)

⑤　廃棄物部門

廃棄物部門における二酸化炭素排出量は、基準年度に比べ増加しています。

一般廃棄物処理に関する温室効果ガスの内訳は、表 6 のとおりで、東部クリーンセンターでは基準年度に比べて増加し、西部クリーンセンターでは減少しています。東部クリーンセンターについては、焼却量自体は減少傾向ですが、平成 22 年 10 月から開始した廃プラスチックの焼却処理の影響を受け二酸化炭素排出量が増加したためと推測されます。西部クリーンセンターでは基幹的設備改良工事の影響を受け焼却量が減少し、二酸化炭素排出量が削減したものと推測されます。

⑷　その他の温室効果ガス排出量（メタン・一酸化二窒素）の検討

メタン・一酸化二窒素は、主に家畜の消化管内の醗酵や自動車の走行等に伴い発生するガスです。表 10 のとおり、基準年度に比べ 0.4 万 t-CO2（▲22.33%）減少しています。一酸化二窒素排出量の内訳は表 13 のとおりで、排出量減少の主な理由としては、畜産業における飼育頭数の減少があげられます。

なお、その他のガスが占める温室効果ガス中の割合は 1%で、温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素となっています。

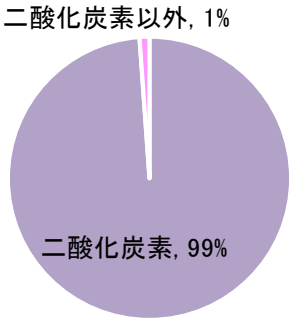

【図８】温室効果ガスの内訳

（表 13）一酸化二窒素排出量の内訳　　（単位：t-CO2）

		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
エネルギー消費	産業系	992.74	938.06	▲54.68（▲5.51%）
	家庭・業務系	560.02	492.66	▲67.36（▲12.03%）
農　業	家畜のふん尿管理	2561.49	625.25	▲1,936.24（▲75.59%）
	窒素肥料等土壌からの排出	59.43	16.93	▲42.50（▲71.51%）
自動車の走行		11550.88	10,695.50	▲855.38（▲7.41%）
廃棄物処理	焼却処理（一廃）	1610.27	1308.68	▲301.59（▲18.73%）
	焼却処理（産廃）	26.97	0.00	▲26.97（▲100.00%）
	し尿処理	6.95	4.93	▲2.02（▲29.06%）
	終末処理	703.08	0.00[1)]	▲703.08（▲100.00%）
	浄化槽処理	226.6	160.71	▲65.89（▲29.08%）
合　　計		18298.43	14212.95	▲4,085.48（▲22.33%）

1)平成 23 年度で所沢浄化センターが廃止となったため。

２　温室効果ガス排出量（速報値）（電力排出係数固定）の概要

電気の使用に伴う電力排出係数を基準年度で固定した場合、平成 29 年度の二酸化炭素は 145.0 万 t-CO_2、その他のガスは 1.7 万 t-CO_2、全体では 146.7 万 t-CO_2 となり、基準年度比で 11.3 万 t-CO_2（▲7.15%）の削減となっています。また、各部門において、基準年度との比率で最も削減した部門は産業部門で 2.8 万 t-CO_2（▲11.91%）でした。

これらの結果から、市域において省エネルギー化は進んでいるものと推測されます。

（表 14）項目別温室効果ガス排出量（電力排出係数固定）　（単位：万 t-CO_2）

		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
二酸化炭素		155.8	145.0	▲10.8 （▲6.93%）
	①産業部門	23.5	20.7	▲2.8 （▲11.91%）
	②民生業務部門	40.4	37.6	▲2.8 （▲6.93%）
	③民生家庭部門	45.8	40.4	▲5.4 （▲11.79%）
	④運輸部門	44.2	44.4	▲0.2 （▲0.45%）
	⑤廃棄物部門	1.9	2.0	0.1 （0.45%）
その他のガス		2.2	1.7	▲0.5 （▲22.73%）
	①メタン	0.4	0.3	▲0.1 （▲25.00%）
	②一酸化二窒素	1.8	1.4	▲0.4 （▲22.22%）
温室効果ガス総排出量		158.0	146.7	▲11.3 （▲7.15%）

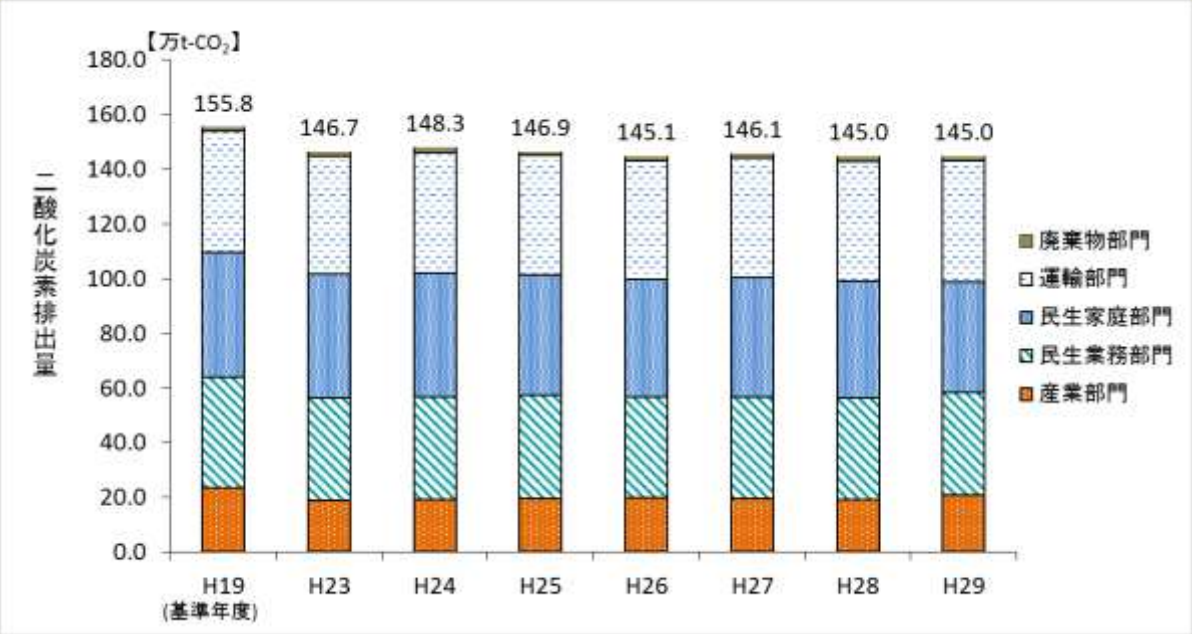

【図９】部門別の二酸化炭素排出量の推移（電力排出係数固定）

（表 15）各部門におけるエネルギー別二酸化炭素排出量（電力排出係数固定）　（単位：万 t-CO2）

①産業部門		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
燃料使用量	軽質油	1.5	1.7	0.2 (13.33%)
	重質油	2.0	1.6	▲0.4 (▲20.00%)
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	0.5	0.6	0.1 (20.00%)
	都市ガス	2.9	3.9	1.0 (34.48%)
電気使用量		16.6	13.0	▲3.6 (▲21.69%)
小　　計		23.5	20.7	▲2.8 (▲11.91%)

（単位：万 t-CO2）

②民生業務部門		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
燃料使用量	軽質油	7.8	7.1	▲0.7 (▲8.97%)
	重質油	7.9	7.1	▲0.8 (▲10.13%)
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	2.2	0.5	▲1.7 (▲72.27%)
	都市ガス	2.2	2.1	▲0.2 (▲8.70%)
電気使用量		20.2	20.7	0.5 (2.48%)
小　　計		40.4	37.6	▲2.8 (▲6.93%)

（単位：万 t-CO_2）

③民生家庭部門		H19 年度（基準年度）	H29 年度	増減量
燃料使用量	軽質油（灯油）	2.6	2.6	0.0 (0.00%)
	重質油	―――	―――	―――
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	6.8	5.7	▲1.1 (▲16.18%)
	都市ガス	6.3	6.5	0.2 (3.17%)
電気使用量		30.1	25.6	▲4.5 (▲14.95%)
小　　計		45.8	40.4	▲5.4 (▲11.79%)

３　温室効果ガスの削減方針

市域における温室効果ガス排出量の削減を一層推進するため、所沢市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量が大きい部門（民生家庭部門・民生業務部門・運輸部門）を中心に、以下のとおり削減対策を進めます。

なお、電力・ガスの小売自由化に伴い市域の電力・ガス使用量等の実績の把握が困難になってきていること、国より地球温暖化対策計画 1) や新しい算定マニュアル 2)が公表されたこと等を踏まえ、平成 31 年度（2019 年度）より施行される次期地球温暖化対策実行計画においては、市域の温室効果ガス排出量の算定方法を改定するとともに、新たな削減目標値を設定して、対策を推進する予定としています。

＜注＞
1) 地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）
2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（平成 29 年 3 月，環境省）

⑴　市民・事業者の活動促進

①市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発と実践

市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発を行い、省エネ活動の実践に結び付くよう様々な取り組みを実施します。

②クルマ依存型のライフスタイルの見直し（エコ・モビリティの推進）

公共交通機関の利用を推進するとともに、低公害車・低燃費車等の導入やエコドライブの普及啓発に努め、エコ・モビリティを推進します。

⑵　再生可能エネルギー等の利用

①再生可能エネルギーの利用促進

率先して市の施設における太陽光発電システム等の導入を図るとともに、市域における太陽光発電システム等の利用を促進します。

②リサイクル・エネルギーの利用

クリーンセンターのごみ焼却施設から発生する余熱を利用し、場内の電力使用の一部を賄うとともに、廃食用油の回収を進め、バイオディーゼル燃料とする取り組みを進めます。

⑶　地域環境の整備及び改善

①自転車利用者や歩行者にやさしい交通環境の整備

公共交通機関の利用を推進するとともに、自転車専用レーンや自転車駐車場の整備等により、自転車利用を促進します。また、遮熱性舗装など人にやさしい交通環境の整備を行います。

②みどりの保全・創出による二酸化炭素の吸収源の確保

市民・地権者・市との協働により、狭山丘陵等に広がるみどりを保全するとともに、市街地にみどりを創出し、二酸化炭素の吸収源の確保に努めます。

③農地の保全と地産地消の推進

無秩序な開発などによる農地の減少を抑制するため、農地法の適切な運用等により農地の保全を図ります。また、学校給食での所沢産農作物の使用等により、積極的に地産地消を進めます。

⑷　循環型社会の形成

①３Ｒの実践による廃棄物の削減

市民・事業者との協働の取り組みにより、ごみのリデュース(Reduce：削減)、リユース(Reuse：再使用)、リサイクル(Recycle：再利用)を推進し、ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスの削減に努めます。

②適正な処理体制の整備・確保

家庭系ごみについて、高効率的で環境に配慮した収集体制を確立するとともに、ごみの分別排出を徹底し、一層の資源化に取り組むなど、適正な処理体制の整備・確保に努めます。

参　考

⑴　電気の使用に伴う電力排出係数

温室効果ガスの算定にあたり、電気の使用に伴う電力排出係数は、基準年度（平成 19 年度）では、0.425kg-CO_2/kWh（旧東京電力㈱の実排出係数）を使用しています。平成 29 年度では、平成 28 年度実績の各電気事業者の実排出係数を使用しています。

（表 16）電気の使用に伴う電力排出係数（参考）　（単位：kg-CO_2/kWh）

	H19 年度（基準年度）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
東京電力エナジーパートナー㈱[1)]	0.425	0.531	0.505	0.500	0.486

1）平成 27 年度以前は東京電力㈱の値。

⑵　気候について

気温により空調設備の使用状況が変化することから、基準年度（平成 19 年度）と平成 29 年度における気温を表 15 に示します。

夏期（7 月～9 月）の平均気温は、平成 19 年度で 25.4℃、平成 29 年度で 25.2℃となり、冬期（12 月～2 月）の平均気温は、平成 19 年度で 4.9℃、平成 29 年度で 4.3℃となっています。平成 19 年度と比べると、夏期で 0.2℃下降、冬期で 0.6℃下降となっています。

（表 17）月別の平均気温　（単位：℃）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
H19 年度	12.6	18.6	22.4	23.6	28.4	24.1	17.6	11.5	6.5	4.3	3.8	9.5
H29 年度	13.9	19.6	21.6	27.2	26.0	22.4	16.2	10.5	5.2	3.4	4.2	10.5

※資料：埼玉西部消防組合データ（観測地：所沢中央消防署）

⑶　太陽光発電システムの設置について

市内における太陽光発電システムの設置件数は、次のとおりです。

（表 18）市内における太陽光発電システム設置件数[1)]　（単位：件）

	H21 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
太陽光発電システム設置数	1,066	3,879	4,326	4,533	5,072

1）電力自由化に伴い、基礎データの収集ができなくなったことから、平成 28 年度以降は国の統計データを用い算出しています。

参 考 資 料

■主な環境関連条例一覧

■所沢市環境基本条例

■環境関連用語の解説

主 な 環 境 関 連 条 例 一 覧

条　例　名	制定年月日
所沢市下水道条例	昭和40年 4月 1日
所沢市あき地の雑草除去に関する条例	昭和44年10月 1日
所沢市都市公園条例	昭和45年 4月 1日
所沢市交通安全対策会議設置条例	昭和46年 4月 1日
所沢市一般家庭生活廃水くみ取りに関する条例	昭和46年10月 1日
所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例	昭和59年12月25日
所沢市自転車駐車場条例	昭和60年12月25日
所沢市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 7年 3月31日
所沢市環境審議会条例	平成 7年 3月31日
所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 7年12月28日
所沢市環境基本条例	平成 9年 4月 1日
ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例	平成 9年 4月 1日
所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例	平成11年 3月26日
所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	平成11年12月28日
所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成13年 3月29日
所沢市リサイクルふれあい館条例	平成15年 3月25日
所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	平成15年 7月 1日
所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例	平成18年 3月27日
所沢市ひと・まち・みどりの景観条例	平成22年12月28日
ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例	平成23年 9月30日

所 沢 市 環 境 基 本 条 例

私たちのまち所沢は、武蔵野の台地にあって、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、三富新田や雑木林などの自然と共に歩む暮らしは私たちの心にふるさとの風景を深く刻んでいる。また、旧石器時代の昔から人々の暮らしが営まれるとともに、鎌倉街道の宿場町として栄え、航空発祥の地として大空への夢をつなぐなど、歴史や文化も育まれ、生活文化都市として発展を続けている。

しかしながら、都市化や人口増加に伴い、豊かな自然は徐々に減少し、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や私たちのライフスタイルにより、都市生活型公害、廃棄物問題なども顕在化している。さらに、私たちを取り巻く環境は、地球規模で深刻な影響を受け、人類の存続をも脅かしている。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活に必要な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

悠久の地球の営みの中で、私たち人類はわずかな時に存在し、多くの生物と有限な地球の環境を分かちあっている。私たちは、環境がそれらの生物や大気、水、土壌の微妙な均衡と循環システムのもとに成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、不断の努力と英知をもって、健全で恵み豊かな環境を保全し、現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するため、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全（環境の回復及び創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び行楽者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を保全し、現在及び将来の市民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるよう適切に推進されなければならない。

２　環境の保全は、環境の容量及び生物の多様性の認識のもと、人と自然が共存共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう推進されなければならない。

３　環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、市、事業者、市民及び行楽者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。

４　地球環境の保全は、地域の環境の保全と密接にかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、環境の保全に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

３　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

（１）事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

（２）事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

（３）再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

４　前３項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、環境の保全について関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を持つよう努めなければならない。

２　市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。

３　市民は、前２項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（行楽者の責務）

第７条　市域の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市の基本的施策）

第８条　市は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

（１）大気、緑地、河川、地下水、土壌等の自然的構成要素の保全に関すること。

（２）野生生物の種の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関すること。

（３）市民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関すること。

（４）資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関すること、並びに地球環境保全の貢献に関すること。

（５）市民及び事業者が環境の保全に自主的かつ積極的に取り組めるよう、系統的な環境学習の推進に関すること。

（環境基本計画の策定）

第９条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、所沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）環境の保全に関する目標

（２）施策の基本方向

（３）前２号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、所沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（総合的調整）
第１０条　市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。
（１）環境基本計画の策定及び変更に関すること。
（２）環境の保全に関する施策に関すること。
（３）その他環境行政の総合的推進に関すること。

（年次報告書の作成及び公表）
第１１条　市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

（規制、助成等の措置）
第１２条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
２　市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（監視、測定等の体制の整備）
第１３条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集及び提供）
第１４条　市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

（環境管理システム等の普及）
第１５条　市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理システム等の普及に努めるものとする。

（市民及び事業者の自主的な活動の促進）
第１６条　市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者との連携）
第１７条　市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等市民及び事業者との連携に努めるものとする。

（国、埼玉県等との協力）
第１８条　市は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附　則

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

環境関連用語の解説

【あ】

ISO14001
1996 年に、国際標準化機構（ISO）により発行された、環境マネジメントシステムに係る国際標準化規格です。

悪臭（あくしゅう）
大多数の人に不快感を与え、生活環境を損なう恐れのある臭いのことです。悪臭防止法では、その原因物質としてアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、スチレン等の 22 物質が特定悪臭物質として指定されています。しかし、臭いの感じ方は人によって違いがみられ、また量や接触時間によっても感じ方が異なるため、上記の物質以外でも悪臭を感じる場合があります。

亜硝酸性窒素（あしょうさんせいちっそ）
亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、地下水汚染の原因物質の一つです。肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。人に与える影響としては、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等が見られます。水道水の水質基準や河川などの公共水域について環境基準が設けられています。

アスベスト
石綿（せきめん）（いしわた）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物です。繊維が極めて細く、飛散して人が吸入し、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになっています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和 50 年に原則禁止されました。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止等が図られています。

【い】

硫黄酸化物（いおうさんかぶつ）（SOx）
主に二酸化硫黄（SO_2）や三酸化硫黄（SO_3）等の硫黄が酸化した物質の総称のことです。石炭、石油等の化石燃料の燃焼に伴い発生し、せきや呼吸困難、気管支炎等を起こすなど、呼吸器系にとって有害であるほかに、酸性雨の要因のひとつになっています。なお、二酸化硫黄については環境基準が定められています。

一酸化炭素（いっさんかたんそ）（CO）
燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約 210 倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には、窒息に至る場合もあります。

一般廃棄物（いっぱんはいきぶつ）
産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。

インターロッキングブロック
道路の舗装に使われるブロックの一種です。このブロックを使った舗装は、雨水が地面にしみ込みやすく、都市型水害や地盤沈下を緩和する効果をもちます。

【う】

雨水浸透施設（うすいしんとうしせつ）
雨水の地下浸透を図るための施設で、浸透桝、透水性舗装、浸透井、浸透トレンチなどがあります。

【え】

エコ・モビリティ
人の移動について広い視野からあらためて見つめなおし、環境に配慮しつつ、過度の自動車利用から公共交通や自転車等を適切に利用することです。

エコドライブ
省エネルギーや、二酸化炭素、大気汚染物質の排出削減のための運転技術です。アイドリングストップ、経済速度、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

Lden
時間帯補正等価騒音レベル（Day-Evening-NightAverage Sound Level）のことです。昼間の時間帯よりも特に静穏が求められる夕方や夜間の時間帯においては、+5db から＋10db の重みづけで算出される騒音の指標です。平成 25 年 4 月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられています。

【お】

オープンガーデン
個人の庭を一般公開することです。

オープンスペース
市街地や住宅地等において建物が建っていない空間のうち、誰もが安心して利用できる、広場や公園、運動場等の空間のことです。

オゾン層（そう）
地表から 20～25ｋｍの上空にある、オゾンが高濃度に存在する大気層のことです。太陽からの紫外線のうち、特に生物に有害な波長をこの層で吸収しますが、最近では、南極をはじめ高・中緯度地域でもフロンガスなどの影響により、オゾン層の減少がみられています。オゾン層が破壊されると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されるため、オゾン層の破壊が地球環境問題として取り上げられています。

温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表的なものとして、二酸化炭素やメタン、フロンガス等があげられます。

【か】

外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を超えて、生息又は生育することとなる生物のことです。

外来生物の中には、生態系や農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響等を生じさせるものがあり、問題となっています。

学校版環境ISO プログラム

教育活動を通じて、児童・生徒、教職員及び保護者の環境意識を高めるとともに、それぞれの学校ごとに定めた環境方針と行動目標に応じて、環境に配慮した行動を図るための環境教育プログラムで、所沢市独自の仕組みです。

合併処理浄化槽

し尿に加えて、台所、風呂場等からの生活雑排水を併せて浄化処理する装置のことです。

管渠

管による水路のことです。

環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされている基準のことです。行政上の目標として環境基本法第 16 条に基づき定められており、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染および騒音について環境基準が設定されています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる悪影響のことであり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されています。

環境保全型農業

自然環境に配慮しつつ生産性を維持するために、農薬や化学肥料の使用を必要最小限に抑えた、環境にやさしい農業のことです。平成６年度（1994 年度）から農林水産省が本格的に推進し、ふん尿やその他の有機物質および緑肥作物を有効利用するなど、環境負荷を低減させる農業を実施しています。所沢を中心とした三富地区においても、雑木林の落葉を利用した堆肥づくりが行われており、有機農業のひとつの形態として環境保全型農業に位置づけられます。

環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令などの規制基準を順守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。国際標準化機構（ISO）は平成８年（1996 年）に、環境管理のための規格として ISO14000 シリーズを制定し、「①環境保全に関する方針・目標等を定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す」一連の取組みを定めています。

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのことです。

【く】

COOL　CHOICE（クールチョイス）

2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」促す国民運動のことです。

【け】

健康項目

環境基本法に基づき人の健康の保護のために定められる環境基準で、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し、維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつです。カドミウム、シアン、ふっ素、ほう素等の 26 項目が定められています。

【こ】

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線の作用によって光化学反応を起こすことにより、二次的に生成された酸化性物質の総称のことです。光化学オキシダントは、大気汚染項目のひとつとして環境基準が定められており、光化学スモッグの指標とされています。

光化学スモッグ

スモッグは、Smoke（煙）と Fog（霧）からの合成語で、大気中に存在する窒素酸化物、炭化水素等が紫外線としてオゾン層等の過酸化物（オキシダント）を生成し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを形成した時、これを光化学スモッグと呼んでいます。

工場・事業場

工場とは、継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所をいい、工場以外の事業所を事業場といいます。

コージェネレーションシステム

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称です。内燃機関（エンジン、タービン）や燃料電池で発電を行ってその際に発生する熱を利用する方法と蒸気ボイラーと蒸気タービンで発電を行い、上記の一部を熱として利用する方法があります。

【さ】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことです。

最終処分場

廃棄物を埋立処分するために必要な場所および施設・設備です。

産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、製造業など事業活動に伴い発生する燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、建築資材などの廃棄物、及び輸入された廃棄物の 21 種類が産業廃棄物として定められています。産業廃棄物を排出する事業者は、自らの責任で環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務があります。

酸性雨

硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶け込み、強い酸性を示す雨のことです。通常 pH が 5.6 以下の雨のことですが、霧や雪あるいは乾性降下物を含めた広い意味で使われる場合もあります。酸性雨は森林の枯死や、湖沼等の生態系の破壊、文化財の侵食等の要因として地球環境問題のひとつになっています。

【し】

循環型農業

家畜排せつ物やおが粉、一般家庭等からでる生ごみなどの有機系廃棄物を堆肥化して農地に還元し、その農地で生産された農産物を再び消費するなどの、循環システムに根ざした農業のあり方のことです。

指針

環境基準を設定する必要はないものの、行政上の目標として設定されたものです。

次世代自動車（エコカー）

環境省による次世代自動車普及戦略に掲げられているガソリンハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、電気自動車、ディーゼルハイブリット自動車、ディーゼル代替天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車のことです。

市民の森

緑地の保護および市民の良好な生活環境を確保するため、昭和 57 年（1982 年）３月に制定された「所沢市市民の森設置要綱」に基づき、指定・公開している雑木林のことです。今日までに、「荒幡富士市民の森」や「若狭山の神市民の森」、「若狭地蔵市民の森」、「牛沼市民の森」の合計４箇所が指定され、多くの市民に利用されています。

樹園地

果樹園や茶畑、桑畑等の樹木を人工的に植えている緑地のことです。

硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。水道水の水質基準及び地下水や河川などの公共水域の水質の環境基準が設けられています。

親水空間

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる場所のことです。

浸透井

地中の透水層に達し、降雨を直接的に浸透させるための井戸のことです。

浸透トレンチ

地中に掘った溝の中に砕石を入れ、雨水をその中に導き、地中に浸透させる設備のことです。

森林（熱帯林）の減少

アジアやアフリカ、南アメリカの熱帯地方に分布している森林（熱帯林）が、近年、商業用資材や薪炭材としての伐採や焼き畑農業等により急激に失われている状況のことです。

【す】

水素イオン濃度（pH）

酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のことであり、pH７が中性、これより数値が低く０に近づくほど強い酸性を示し、これより数値が高く 14 に近づくほど強いアルカリ性を示します。

【せ】

生活環境項目

環境基本法（1993 年）に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の２つがあります。

生態系

ある地域に生息・生育する生物とそれらの生活空間である大気、水、土等の無機的環境を含めたつながりのことです。生物は、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生物や大気、水、土等との間でエネルギーや物質が循環しています。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川や排出水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標のひとつで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BOD の値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

生物相

特定の区域内に生息している生物の全種類のことです。

生物多様性

生物多様性は、人間の生存基盤として酸素供給や水資源供給などの役割のほか、食料や医薬品等の原材料を提供しています。また、芸術文化の対象となる等、精神面でも不可欠のものであり、さらに、人類だけでなく、進化および生物圏における生命保持機構の維持上も重要です。このため、多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていることが必要であり、また多様性は「遺伝子」「種」「生態系」の各レベルで確保される必要があります。

生分解性マルチフィルム

土の中に埋めると微生物によって水と二酸化炭素に分解される生分解性プラスチックを用いた農業資材のことです。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるために、各工場・事業所に対して汚染（濁）物質の許容排出量を配分し、この量を基準に規制することです。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称のことです。ダイオキシン類は塩素の数や配置により 200 数十種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造などの各過程で非意図的に生成されます。

炭化水素（HC）

完全に燃やすと水と炭酸ガスだけになる化合物の総称のことです。

【ち】

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止にあたっては、省エネルギーによる温室効果ガスの削減や森林の保全等が必要です。

地球環境問題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林（特に熱帯林）の減少、野生生物種の減少、砂漠化のように、人の活動によって地球規模の環境に影響を及ぼす問題のことです。

地産地消

「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉です。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送にともなうエネルギー資源の抑制などの効果が期待されます。生産者と消費者の顔の見える関係を大切にし、地域の農業や農地を大切にしようという考え方も含まれています。

窒素酸化物（NOx）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO_2）等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質のひとつとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。なお、二酸化窒素については、環境基準が定められています。

【て】

低公害車

クリーンエネルギー自動車ともよばれ、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、メタノール車、燃料電池自動車等が該当します。

低騒音舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、走行時の騒音を低減する工法のことです。

デシベル

騒音レベルや振動レベルの単位で、電話の発明者であるベルにちなんで名づけられた単位です。

適応策

気候変動の影響により、すでに顕在化している農作物や健康等への被害を回避・軽減するための対策です。この適応策を推進するための「気候変動適応法」が平成 30 年 6 月に成立しました。

テトラクロロエチレン

主にドライクリーニング、金属部品の洗浄等に使用されている物質のことです。水質汚濁の原因物質であり、蒸気を吸収すると、めまいや頭痛が起こる他、肝臓・腎臓に障害を起こすこともあります。

【と】

透水性舗装

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制等を図るため、雨水を地下に浸透させるようにした舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

毒性等量（TEQ）

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造のちがい等により様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い 2,3,7,8－四塩化ジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8－TCDD）の毒性に換算して表した濃度のことです。

特定フロン

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっている、５種類のフロンのことです。

トリクロロエチレン

主に有機塩素系溶剤で金属部品の洗浄や半導体の製造工程等で使用されている物質のことです。水質汚濁の原因物質であり、蒸気を吸入すると、めまいや頭痛が起こる他、肝臓・腎臓に障害を起こすこともあります。

【な】

75%値

BOD や COD の測定値を水質の良いものから順に並べたとき、75%目に当たる数値です。この値で BOD や COD の環境基準の適合状況を評価します。

【に】

二酸化硫黄（SO_2）

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激性が強く、１～10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼし、眼の粘膜に刺激を与え、流涙をきたします。

二酸化炭素（CO_2）

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素（NO_2）

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻や喉の粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の、生長などにより成立した森林のことです。二次林にはクヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多くあります。

【は】

パートナーシップ

協働。市民、事業者、行政など、立場の異なる組織や人同士が、共通の目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。

排水基準

工場または事業所からの排水の規制を行うための基準のことで、水質汚濁防止法や地方自治体による独自の上乗せ条例により規定されています。カドミウムなどの有害物質項目や BOD などの生活環境項目ごとに定められています。

ハロン

臭素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。ハロンはオゾン層を破壊するため、ハロン 1211、1301、2402 の３種の化合物が平成５年（1993 年）末に全廃されています。

【ひ】

ビオトープ

「生物」を意味する bio と「場所」意味する topos の合成語（ドイツ語）で、「生物の生息に適した場所」を意味します。植生豊かな水辺や雑木林等は多様な生物が生息・生育するビオトープといえます。また、開発事業などに際して積極的に維持、回復、創出が図られる野生生物の生息・生育環境という意味で用いられることもあります。

美観

周囲との調和を欠くような看板やごみ等がなく、清潔感や落ち着きを感じさせる美しい景色のことです。

【ふ】

フェロモントラップ

フェロモン剤を利用して害虫を誘引し、捕獲や殺虫する方法のことです。フェロモンとは、動物の体外に分泌されて、同種の他個体に一定の行動や生理反応などを引き起こす物質の総称で、低濃度でも生物に反応を促し、しかも作用対象を限定できるため、農作物の安全な病害虫防除剤としての利用が期待されています。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に、液体や固体またはこれらの混合物として浮遊している 10μｍ（10^{-6}m）以下の粒子状物質のことです。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風などの自然現象によるものがあり、人の気道や肺胞に沈着して呼吸器疾患などを起こす原因とされています。

フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。無毒で化学的にも安定しているため冷蔵庫やクーラーの冷媒やスプレー噴霧剤、精密機器の洗浄剤として多く使われてきました。しかし、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、その削減のための取組みが進められています。

【へ】

ベンゼン

主に自動車排出ガスに含まれている物質のことで、有害大気汚染物質のひとつに挙げられています。

【ほ】

ホームエネルギー管理システム（HEMS）

エネルギー消費を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みのことです。

保護地区

身近で貴重な緑地を次世代に残すために、所有者の協力を得て、一団の樹木を保護すべき地区（山林）として指定した場所のことです。

ホルムアルデヒド

常温では無色の可燃性の刺激性気体です。シックハウス症候群を引き起こす原因物質のひとつといわれ、平成 14 年１月には室内濃度の指針値（48μg/㎥、厚生労働省）が設定されました。さらに、平成 14 年７月の建築基準法の改正によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められ、15 年７月から法規制が行われています。

【め】

メタン

天然ガスの主成分です。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜のふん尿、下水汚泥などから発生します。温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次いで排出量が多く大きな温室効果をもたらしています。また単位量当たりの温室効果は二酸化炭素の約 20 倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられています。

面的評価（めんてきひょうか）

騒音測定地点をもとに、道路端から 50ｍの範囲に位置する個々の住居等の騒音レベルを、距離や建物によって減る騒音量を引く等によって推計し、環境基準値を超過（または、環境基準値以下）した住居等の戸数及び割合を算出します。

【も】

木質化（もくしつか）

建築物の構造耐力上主要な部分に木材を用いることです。

【ゆ】

有害化学物質（ゆうがいかがくぶっしつ）

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称です。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などで指定されたものは有害化学物質といえます。

有害 鳥 獣（ゆうがいちょうじゅう）

農林水産業などに被害を与えたり、被害を与えるおそれがある野生鳥獣を指します。野生の鳥獣は、原則捕獲が禁止され、有害鳥獣の捕獲には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可が必要となります。

有害物質（ゆうがいぶっしつ）

人の健康被害を起こすおそれがある物質として、「大気汚染防止法」で５項目、「水質汚濁防止法」で 23 項目が定められています。カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤、チウラム、シマジン等の農薬類等があげられます。

ユニバーサルデザイン

「基本的人権の尊重」を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を創っていこうとする考え方で、1990 年代の初頭、元ノースカロライナ州立大学のロン・メイス教授が提唱し、その後、先進諸国に広がりました。

ユニバーサルデザインには、施設、物（製品）、環境などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたっています。

なお、本市では平成 20 年３月に「ユニバーサルデザイン推進基本方針」を策定し、全庁的に取組を進めています。

【よ】

溶融スラグ（ようゆう）

焼却後の灰などを概ね 1,200℃以上で高温処理したもので、ガラス状の固形物（スラグ）です。

【り】

リサイクル

不用となったものを新しい製品の原料あるいは材料として再生利用することです。ごみ問題を解決する手段として、リサイクル（Recycle）のほかに、極力ごみを出さないようにするリデュース（Reduce）、繰り返し使うリユース（Reuse）があり、これらを合わせて３Ｒといいます。

リスクコミュニケーション

リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

所沢市の環境　平成３０年度版

発行　所　沢　市
編集　環境クリーン部環境政策課
〒359−8501
所沢市並木一丁目１番地の１
電　話　０４−２９９８−９１３３
ＦＡＸ　０４−２９９８−９３９４
電子メール アドレス
a9133@city.tokorozawa.lg.jp
所沢市ホームページ
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/index.html

未来と
子ども達のために
いま、選ぼう。

TOKOROZAWA